

GCAS Report

Vol.15

Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2026

GCAS Report

Vol.15 2026

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

研究ノート

- 6 点字・凸字で作成されたアーカイブズ資料の保存・公開の現状と課題
—日本の視覚特別支援学校・盲学校における所在調査の結果から—
宮本 愛
- 24 公的機関の再編が半現用段階の記録の管理に与える影響
—エクアドルの事例から—
則竹 理人

特集

- 40 「アーカイブズ学理論研究Ⅱ(海外基本文献講読 基礎)」2025レポート集：
授業概要と意図について
大木 悠佑
- 47 個人アーカイブズの概観と研究活用の可能性
河井 響子
- 54 アーカイブズと集合的記憶研究に関する
国際的議論の概観
中村 友美
- 61 アーカイブズ機関の普及活動の変遷
宮原 正季
- 67 個人文書のアーカイブズ学的位置づけの展開
湯地 ふたば

書評

- 74 『映像アーカイブ・スタディーズ』
内片 美月

報告

- 82 アーカイブズ学を学んだ大学院生活とその環境
—学生と社会人を両立した大学院生活の実態—
四方 恵理子
- 90 アーキビストのキャリア形成に必要なこと
—理論と実践をとおして—
蓮沼 素子
- 97 「アーカイブズ保存修復実習」の実施について
下重 直樹
- 99 アーカイブズのための保存修復実習
—保存修復における観察・判断・処置の基礎—
島田 要
- 106 ドイツとギリシアのコルフ島のアーカイブズ機関を訪ねて
筒井 弥生

彙報

Title of Contents

research note

- 6 **Current Status and Challenges in the Preservation and Access of Braille and Embossed Text Archives: Results of a Location Survey of Special Needs Education Schools for the Visually Impaired in Japan**

Mana Miyamoto

- 24 **Impact of the Reorganization of Public Institutions on Keeping Semi-Current Records: Based on the Example of Ecuador**

Rihito Noritake

special feature

- 40 **Overview and Objectives of the Course “Overseas Archival Science Literature 2025”**

Yusuke Ohki

- 47 **Personal Archives: An Overview and Their Potential for Research Use**

Kyoko Kawai

- 54 **An Overview of International Debates on Archives and Collective Memory**

Tomomi Nakamura

- 61 **Evolution of Public Programming in Archival Institutions**

Masaki Miyabara

- 67 **Development of Archival Perspectives on Personal Papers**

Futaba Yuji

review

- 74 **Mitsuyo Wada-Marciano ed., “Film Archival Studies”**

Mizuki Uchikata

report

- 82 **Graduate Study in Archival Science at GCAS: Experiences and Learning Environment**

Eriko Shikata

- 90 **Key Elements in Archivist Career Development: Integrating Theory and Practice**

Motoko Hasunuma

- 97 **Regarding the Implementation of the “Preservation and Restoration Practicum”**

Naoki Shimoju

- 99 **Practical Training in the Preservation and Conservation of Paper & Book Materials for Archives: Fundamental Skills in Observation, Decision-Making, and Treatment**

Kaname Shimada

- 106 **Archives Visits in Germany and Corfu of Greece**

Yayoi Tsutsui

miscellany

116

研究ノート

research note

研究ノート

点字・凸字で作成されたアーカイブズ資料の 保存・公開の現状と課題 —日本の視覚特別支援学校・盲学校における 所在調査の結果から—

Current Status and Challenges in the Preservation and Access of Braille and Embossed Text Archives: Results of a Location Survey of Special Needs Education Schools for the Visually Impaired in Japan

宮本 愛

Mana Miyamoto

キーワード

点字、凸字、保存、視覚特別支援学校、マイノリティのアーカイブズ

braille, embossed text, preservation, special needs education schools for the visually impaired, archives of minority people

本稿では、日本国内における視覚特別支援学校・盲学校を対象に点字・凸字で作成されたアーカイブズ資料の所在とそれらの種類等を把握し、保存・公開の現状と課題を明らかにすることを目的とする。方法としては、国内の視覚特別支援学校・盲学校67校を対象とし、郵送法による質問紙調査を実施した。歴史的に視覚障害者への点字教育の役割を担ってきた視覚特別支援学校・盲学校においては、半数以上の学校が点字で作成されたアーカイブズ資料を所蔵していた。しかし各校での所蔵点数は10点以内であるところが多く、凸字によるものはさらに所蔵が限られた。また目録や利用規程の未整備等、所蔵資料の管理・公開上の課題が明らかになった。様々な点で固有性を持つ点字・凸字で作成されたアーカイブズ資料の長期的な保存・公開に向けて、資料保存場所の確立、目録や利用規程の整備をした上で適切な保存方法を具体的に検討していくことが必要である。

This study identifies the locations and types of archives created in Braille and embossed text at special needs education schools for the visually impaired in Japan, and to clarify the current status and challenges related to their preservation and access. The study employed a questionnaire survey administered to 67 special needs education schools for the visually impaired across Japan. These schools have historically played a central role in Braille education for the visually impaired, and more than half were found to hold archives created in Braille. However, in most cases, the number of items

was fewer than ten, and holdings of materials created in embossed texts were even more limited. Additionally, challenges related to the management and accessibility of these archives were identified, including the absence of catalogs and clearly defined usage regulations. To support the long-term preservation and accessibility of Braille and embossed text archives, which possess distinct characteristics, it is necessary to establish appropriate storage facilities, develop catalogs and usage regulations, and examine suitable preservation methods.

1 はじめに

近年、移民、少数民族、LGBTQ+、女性、障害者等、文化・民族的、性的指向、身体的特性等に基づくマイノリティへの社会的関心が高まっている傾向にあることを背景に、アーカイブズ学分野においても彼らに関するアーカイブズ資料を発掘すること、それらを長期的に管理し活用していくことの意義・重要性が認識され、様々なマイノリティが残した記録の収集、保存、活用に向けた研究が理論・実践ともに増えつつある¹⁾。

ところで、個人や団体の諸活動によって発生する記録は、一般的に作成者や内容が上記で述べたようなマイノリティに関するものであろうと関係なく、平仮名、片仮名、漢字、アルファベット等、いわゆる「文字」で記録されていることが一般的である。しかし全盲や弱視等、視覚に何らかの障害を持つ人々（以後、「視覚障害者」と表現する）の一部は何かを記録する際、「文字」の代わりに自らの読み書きの手段として6つの凸文字で構成される「点字」を使用してきた。当事者あるいは関係者がこれらの方法によって書いた記録が保存されていることは社会福祉分野や言語学分野等の研究者らによってすでに知られており、たとえば森田昭二は「盲人はあまり記録を残さないということが、確かに盲人福祉史の研究の上にかかなりの障壁となっていることは否めない。（中略）多くの資料の掘り起こしが望まれる。（中略）特に盲人の記録として整理されなければならない資料に点字資料があり、この墨字訳の作業は急がなければならない。」²⁾と述べ、それらを研究資源として保存・活用していくことを重要視している³⁾。

1—Erin Baucom, “An Exploration into Archival Descriptions of LGBTQ Materials”, *The American Archivist*, Vol. 81, No. 1, 2018, pp. 65–83., Tanya Zanish-Belcher and Anke Voss eds., “Perspectives on Women’s Archives”, *Society of American Archivists*, 2013., 杉浦郁子「『レズビアン・デジタル・アーカイブズ』の運営と課題」、『和光大学現代人間学部紀要』、第17号、2024年、27–45頁等がある。日本アーカイブズ学会2020年度大会企画研究会においても「社会の多様性とアーカイビング」というテーマが設定され、マイノリティ関連のアーカイブズに着目した議論が展開された（“日本アーカイブズ学会2020年度大会（オンライン）開催概要について”、日本アーカイブズ学会、<https://www.jsas.info/?p=1394>（2025年11月14日閲覧））。

2—森田昭二『盲人福祉の歴史：近代日本の先覚者たちの思想と源流』、明石書店、2015年、59頁。

なお「墨字」とは、一般的な文字のこと。点字との対照表現として用いる。「すみじ」と読む。

3—ほかに、点字資料の整理、保存に関連した調査・研究報告として小西律子「民間組織が保有する歴史資料の調査と保全：日本ライトハウスにおける電子化事例報告」『社会福祉学』、第51巻、第1号、2010年、66–76頁、諸星美智直（研究代表者）「福祉言語史の基礎資料としての近代日本語点字資料の調査と整備」（科学研究費助成事業基盤研究（C）2019年4月1日～2024年3月31日）がある。

一方アーカイブズ学分野においては、これらの記録のアーカイブズ資料としての認識の薄さに対し警鐘を鳴らし、適切な保存の必要性について問題提起を行ったLisa J Siscoによる論考⁴⁾を除き、点字で作成された記録そのものに着目し、それらの適切な管理や活用の可能性について資料保存の専門的な視点から研究がなされることはなかった。その要因としては、晴眼者にとっては日常的に目にするのが少なく、視認性に欠ける特殊性の強い記録であることから、一見して記録と認識されづらいという点が挙げられよう。その結果、点字使用者や解読に慣れている一部の人々にのみそれらの記録の重要性が共有されてきた傾向にある。実際、本来触れて読むための点字を、視覚で捉えることの多いであろう晴眼者にとっては、(1) 一見して言語の判別が困難、(2) 記録の向き（特に上下）の判別が困難、(3) 日本語点字は基本的に全て仮名表記のため、文章の正確な理解に時間を要する、(4) 全て仮名表記のため人名等の漢字の確定が困難、といった課題を抱えている。これらのことは、点字で作成された記録が記録であることすら認識されずに、適切に管理がなされぬまま本来残すべきものが廃棄されてしまうという危険性をはらんでいる。

しかし、点字で作成された記録は確かに存在し⁵⁾、それらは当然人々が残した記録として墨字⁶⁾で作成された記録と同様の価値を持っているはずである。視覚障害者自身の思想や諸活動、盲教育の発展等の歴史的証拠となるものを適切に保存し活用していくことは、幅広い分野の研究資源として役立ち、多くの人へ視覚障害者の活動の歴史や点字の意義、社会における多様な人々の生のあり方を共有・継承することを可能にする。そのためには、単に墨字化、保存をするだけでなく点字で作成された記録をアーカイブズ資料として位置付け、記録のコンテキストを捉えつつ記録の特性である真正性、信頼性、完全性、使用性⁷⁾を保証した長期的な保存体制を維持することが重要である。したがって形態や後述する記録方法等、様々な面で固有性を持つ点字で作成された記録の適切な保存方法や視覚障害者・晴眼者双方へのアクセス可能性について具体的に検討する必要があるが、その前段階として、まずこれらの所在状況とその種類を把握することが必要である。日本においては全国の特別支援学校の史資料・記録類の所蔵状況に関する調査結果が公表されているが、その中に点字で作成された記録については触れられておらず⁸⁾、点字で作成された記録の所在状況の実態は明らかになっていない。

そこで本稿では、歴史的に視覚障害者と最も関わりを持っており、点字指導の主な拠点として点字で作成された記録を量、種類ともに豊富に保存してきたと想定される日本国内

4— Lisa J Sisco, “Braille preservation: recognising and respecting archival materials produced by and for the blind”, *Archives and Manuscripts*, Vol. 43, No. 1, 2015, pp. 18-28.

5— 日本の場合、岸博実『盲教育史の手ざわり：「人間の尊厳」を求めて』小さ子社、2020年等で点字・凸字で作成された記録類が一部紹介されている。

6— 「墨字」については註2を参照。

7— ISO 15489-1:2016, Information and documentation : Records management Part1 : Concepts and principles, pp. 4-5.

8— 米田宏樹、野口武悟「特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題：関東地方と関西地方の特別支援学校を対象とした実態調査から」、『障害科学研究』、第32巻、2008年、129-138頁。

の視覚特別支援学校・盲学校⁹⁾を対象として、点字で作成されたアーカイブズ資料の所在とそれらの種類等を把握し、保存・公開の現状と課題を明らかにすることを目的とする。また今回は主に点字導入以前に使用されることのあった凸字についても調査した。

なお本稿では、視覚障害者自身が作成、または視覚障害者のために作成された点字・凸字によるアーカイブズ資料を「点字記録」、「凸字記録」と表記する。アーカイブズ資料の範囲は墨字で作成された記録の定義において認識されているものと同様、基本的に図書は含めないものとする。よって、身体障害者福祉法第34条における視聴覚障害者情報提供施設¹⁰⁾にあたる点字図書館で所蔵する点字図書は、刊行物である墨字図書を点訳したものであるため、点字記録には含めない。また本稿の所在調査の対象は基本的には点字または凸字で作成された紙媒体の記録物を扱うこととするが、視覚特別支援学校・盲学校へのアンケート調査の回答に点字データを保存しているとの回答が見られたため、データによるものも回答結果に含めた。

2 記録としての点字・凸字

2-1 「記録するため」の点字の開発と発展

「点字」とは、活字を読むことが難しい視覚障害者が手で触れて読むための文字であり、縦3個×横2個、計6個の点の突起の有無の組み合わせによって文字を表す。1825年にフランスの盲青年ルイ・ブライユにより現在の6点方式が考案された後、日本においては1890（明治23）年に東京盲啞学校（現筑波大学附属視覚特別支援学校）の石川倉次によりブライユ点字が日本語の五十音に翻案された。彼の翻案である「日本訓盲点字」の存在が国によって初めて公表されたのは1901（明治34）年で、『官報』に表記一覧が掲載された¹¹⁾。点字開発以前は、一般的な文字を浮き上がらせた凸字の使用や背中に指で文字をなぞる方法等、様々な方法により視覚障害者に晴眼者と同様の文字を「覚えさせる」ための工夫がなされていた¹²⁾。しかし、それは「読む」ことに特化したものであり、触覚だけで文字を読み取ることや読み返すこと、また自ら記録を書き残すことは決して容易なこと

9—2007（平成19）年に学校教育法が改正され、これまで「盲学校」、「聾学校」、「養護学校」と称していた特殊教育諸学校が「特別支援学校」と名称変更することとなった（香川邦生『視覚障害教育に携わる方のために』、5訂版、慶應義塾大学出版会、2016年、56-57頁。）。それに伴い「盲学校」から「視覚特別支援学校」または「視覚支援学校」と名称変更する学校がある一方で、現在も従来通り「盲学校」を使用する学校も多い。よって本稿では視覚障害者に対する教育を行う学校を「視覚特別支援学校・盲学校」と並列して表記することとする。

10—「身体障害者福祉法」、e-Gov法令検索、https://laws.egov.go.jp/law/324AC1000000283#Mp-Ch_4（2025年11月14日閲覧）

11—中村實枝編著『視覚障がいと点字の世界：心をつたえるコミュニケーション』、ふくろう出版、2008年、20-25頁、72-73頁。なお「日本訓盲点字」が掲載されている『官報』は「国立国会図書館デジタルコレクション」で閲覧可能（大蔵省印刷局編『官報』第5337号、1901年4月22日、日本マイクロ写真、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2948634/1/11?keyword=%E7%82%B9%E5%AD%97>（2025年11月14日閲覧））。

12—岸博実『視覚障害教育の源流をたどる：京都盲啞院モノがたり』、明石書店、2019年、38-59頁。

はなかった¹³⁾。点字はこれらの問題を解決し、視覚障害者が晴眼者と平等に情報を受信・発信することを実現した画期的な文字だということができる。

後に日本においては1922（大正11）年に大阪毎日新聞社（現毎日新聞社）から全文点字で書かれた点字新聞「点字大阪毎日」（現点字毎日）が発刊され、視覚障害者が自ら情報を入手するためのメディアが早くも誕生している。1925（大正14）年に衆議院議員選挙法が改正されると、点字による選挙投票も認められるようになった。その後も大学受験や公務員試験等の点字受験が可能となったように、点字は視覚障害者の諸権利を保証し、彼らの社会参加への道を拓いた¹⁴⁾。

このように、日本においては明治中期頃には日本語による点字の使用が開始され、視覚障害者や関係者の一部が盲学校等での教育によりそれを習得し、読み書きのツールとして活用するようになった。つまり、日本における凸字によって作成されたアーカイブズ資料は少なくとも明治中期以前から、そして点字によって作成されたものは明治中期以降に作成されたものが存在することが想定できる¹⁵⁾。

2-2 点字による記録方法

点字による記録方法は手書き、コンピュータによる入力といった電子的な方法がある。以下、各記録方法について述べる。なお本節は、現在視覚特別支援学校・盲学校で行われている点字教育に詳しい、香川邦生編『視覚障害教育に携わる方のために』¹⁶⁾、文部科学省『点字学習指導の手引（令和5年改訂版）』¹⁷⁾を参照し、まとめたものである。

(1) 点字盤を使用した記録

点字導入以後、最も古くから現在も筆記用として用いられている基本的な記録方法である。点字盤は点字用紙を置く点字盤（板）、点字を書くための定規、点筆からなる。当初点字盤は木製だったが、現在はプラスチック製が一般的である。点字は全て横書きで、定規には1マスにつき縦3×横2の6つの窪みのある窓（マス）が空いており、1行につき32文字書くことができるものが一般的である。点字を書く際は点筆で紙を押して点を打ち出すことで凹面が形成される。読む面は凸面であり、読む際は記録したものを裏返した状

13——視覚障害者に墨字を書かせる方法もいくつか試みられており、京都府立盲学校には京都盲啞院（当時）の生徒が墨字で書いた作品も残されている（同上、60-75頁、84-91頁）。

14——前掲註11、同頁。なお点字新聞については、毎日新聞社点字毎日編集部編『点字新聞が伝えた視覚障害者の100年：自立・社会参加・文化の近現代史』、明石書店、2025年に詳しい。

15——なお日本とは異なり、アメリカでは視覚障害者が使用するための独自の文字が各盲学校で複数種開発・使用され、視覚障害者間で文書によるコミュニケーションが取れなくなるといった、いわゆる「点字戦争」が巻き起こり混乱を招いた。よってアメリカの場合、英語点字が統一される1932年までに様々な書体が開発されたため、より多様な種類のアーカイブズ資料（図書を含む）が含まれることになる。（毎日新聞社点字毎日編集部編『点字新聞が伝えた視覚障害者の100年：自立・社会参加・文化の近現代史』、明石書店、2025年、14-15頁、Molly Stothert-Maurer, Jennifer Arnott and Jennifer Hale, “Read by Touch: Stewarding the Reading and Writing Collection at the Perkins School for the Blind” *Preservation, Digital Technology & Culture*, Vol. 45, No. 1, 2016, pp. 17-26.）

16——前掲註9、196-199頁、216-220頁。

17——文部科学省『点字学習指導の手引（令和5年改訂版）』、ジアース教育新社、2023年、360-367頁。

態となるため、記録を読む際は左から右へ読み進めるが、書く際は右から左へ書く。その際、打つ点の位置も読む際と書く際で左右対称となる。墨字と同様、片面書きの記録と両面書きの記録がある。つまり、両面書きの記録は片面に凸面と凹面が混在する形となる。

(2) 点字タイプライターを使用した記録

各点に対応したキーを押すことにより点字を打つ。点字盤を使った記録方法と異なり、1マス分ずつ複数の点を同時に打つことができる。また直接凸を打ち出すことができるため、素早く書くことができ確認も容易である。種類は複数あるが、1951年に開発されたアメリカ製のパーキンスブレイラーが現在も一般的に広く利用されている¹⁸⁾。

(3) コンピュータ・専用機器を使用した記録

主に1990（平成2）年以降はコンピュータをはじめとした情報機器の開発・普及に伴い、紙に直接記録される点字も電子データとして扱われることが一般化した。

コンピュータで点字文書を作成するためには点字文書作成ソフト（点字エディタ）を使用する。視覚障害者はコンピュータ画面を目視で確認することはできないため、点字でコンピュータ上の文字を確認・入力するための「点字ディスプレイ（ピンディスプレイ）」という専用機器が、様々なメーカーから販売されている。コンピュータの端末専用機と多機能機の2種類があり、前者はコンピュータに接続し点字データを出力すると点字を表すピンが浮き出し、触読しながら点字文書の編集等を行うことができる。後者は単独で機能する携帯情報端末で、持ち運び可能なので場所を問わず点字データの読み書きができるものである。端末上で点字データを保存できるため、「ペーパーレスブレイル」とも呼ばれている。

また、墨字から点字へ自動的に変換する自動点訳ソフトも開発されており、点字から墨字へ、墨字から点字へ変換が可能のため、視覚障害者、精眼者双方の使用が可能である。コンピュータで作成したデータは点字プリンターにより印刷、複数部作成ができる。

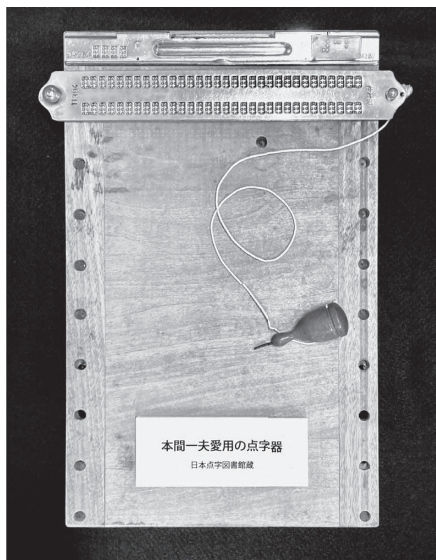


図1 — 木製の点字盤
(社会福祉法人日本点字図書館本間一夫記念室所蔵)

18— “Perkins Braille” Perkins School for the Blind, <https://www.perkins.org/perkins-braille/> (2025年11月14日閲覧)。日本製のアポロブレイラー、ライトブレイラー、テラタイプ等もあるが、アポロブレイラー、ライトブレイラーは製造中止となった（前掲註9、199頁）。

3 日本における点字記録・凸字記録の所在

3-1 調査概要

国内の視覚特別支援学校・盲学校計67校（2025（令和7）年4月現在、調査票送付先は文末の資料1を参照）を対象とし、郵送法による質問紙調査を実施した。2025年4月28日付で依頼状と調査票を郵送、回答締切は6月10日とし、合計39校から回答を得た。回答率は58.2%であった。回答方法については選択式と自由記述式を併用し、調査票の返信による回答かGoogleフォームによる回答から選択できる形式とした。回答校について、各都道府県の学校設置数は異なるが地域的な偏りは見られず、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄全地方にわたり回答があった。回答校の設立年は明治期が最も多く25校（うち点字が制定された1890（明治23）年以降設立は22校）、大正期は9校、昭和期は4校、平成期は1校であった¹⁹⁾。

3-2 調査項目

点字・凸字で作成されたアーカイブズ資料²⁰⁾について、(1) 所蔵の有無を尋ねた後、所蔵の場合、(2) 文字形態（点字／凸字）、(3) 内容（資料名）、(4) 来歴（学校において作成・保管された記録／卒業生・教員等からの寄贈）、(5) 主な作成年代、(6) 所蔵点数（多数ある場合は概数）、(7) 保管場所、(8) 目録の有無、(9) 資料の学外への公開状況、(10) 資料の利用規程の有無を質問項目とした（調査票は文末の資料2を参照）。

3-3 集計結果

(1) 所蔵の有無

39校のうち、「あり」の回答が24校、「なし」の回答が14校であった²¹⁾。回答校の39校中、点字・凸字記録を所蔵している割合は61.5%という結果となった。

表1——所蔵の有無

所蔵有無	学校数	割合
あり	24	61.5%
なし	14	35.9%
その他	1	2.6%
計	39	100%

(2) 文字形態

所蔵「あり」の回答校のうち、全ての学校が点字記録を所蔵していた。凸字記録を所蔵する学校は4校に限られた。

19——香川によれば、1890（明治23）年に制定された「小学校令」で盲啞学校の設立・廃止の規定が設けられたことを契機に私立の盲啞学校が設立されるようになり、明治30年代以降、徐々に学校数が増加した。また1923（大正12）年には「盲学校及聾啞学校令」が公布され、道府県への設置義務が課されるようになった（前掲9、21-23頁）。

20——各学校への調査依頼時には「アーカイブズ資料」ではなく、日本語でより想起しやすいであろう表現と考えられる「記録史料」の用語を用いた。また「点字・凸字で作成された記録史料」に関する説明として、依頼文では「学校生活や諸活動に伴い発生した記録」と定義し、例として「学校便り、学校新聞、学校行事プログラム、ポスター、チラシ、教材、テスト問題・答案、学習課題、手紙、諸原稿、日誌、日記、作文、ノート、メモなど」を挙げた。

21——「書架の故障のため一部未調査箇所あり」との回答が1校あったため、表1では「その他」に分類した。

(3) 内容 (資料名)

自由記述式としたため、筆者が記述内容から内容を分類した上で集計を行った。なお分類にあたっては『アーカイブズ学用語辞典』記載項目「学校アーカイブズ」の定義の一部として説明されているもの（「学校だより、学校新聞、運動会プログラム、給食のメニュー表、学校要覧、学校周年記念誌、写真、映像記録など刊行物や印刷物等の「生活・活動記録」に相当するもの」²²⁾）と回答結果が概ね一致するもので、2校以上の回答があったものを表2に示した。学校創立や同窓会関係の記念誌の所蔵校が最も多く（12校）、次いで教材関係（6校）、生徒会や同窓会等の会誌・会報の所蔵校（5校）が多く見られた。なお書籍・教科書は刊行物と思われるものも見受けられたが、一定の回答が見られたため結果に含めた（8校）。その他、地図、楽譜、歌集、絵葉書、新聞等の回答があった。

(4) 来歴

「学校において作成・保管された記録」、「卒業生・教員等からの寄贈」の選択式（複数回答可）とした。前者の回答が22校、後者が6校（不明1校）となり、「学校において作成・保管された記録」を所蔵する学校が多い結果となった。「卒業生・教員等からの寄贈」の資料の例としては、文集や書籍、弁論大会の原稿等の回答があった。

表2 — 内容 (資料名)

内容	学校数
記念誌	12
教材関係	6
書籍・教科書	8
会誌・会報	5
文集	5
研究紀要、報告書	4
作品類	3
行事プログラム	3
原稿類	2
計 (複数回答)	48

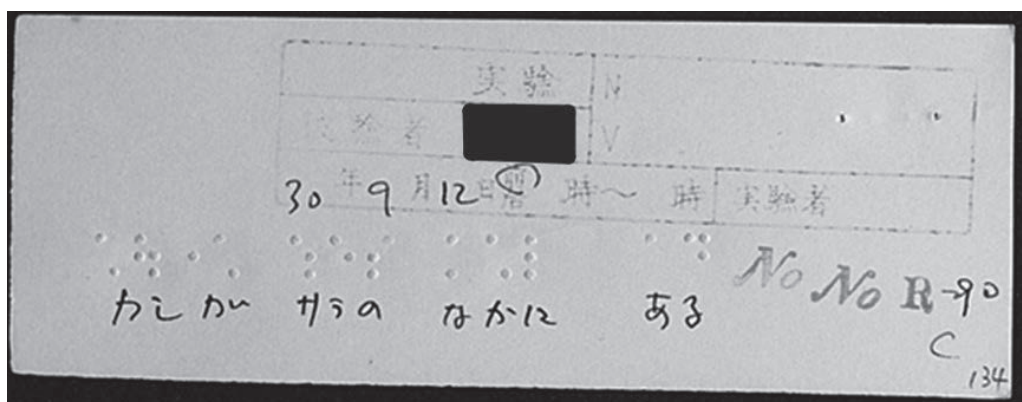


図2 — 点字教育教材 (山梨県立盲学校所蔵)²³⁾

22—アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』、柏書房、2024年、102-103頁（「学校アーカイブズ」）。

23—「文刺激カード」(1955 (昭和30)年、ファイル名A0689) 山梨県立盲学校「山梨盲学校 盲ろう児教育実践資料群」国立情報学研究所情報学研究データリポジトリ (データセット) 参照。画像は本カード資料群の一部分。点字を学習するため使用されたカードで、様々な点字による短文が各カードに書かれている。氏名部分は筆者によりマスキング処理を行った。

(5) 主な作成年代

自由記述式とし、「～年以降」、「～時代以降」の回答は回答年代以降を全て学校数「1」として集計した。昭和期（戦後）、平成期以降に作成されたものを所蔵する学校が多く（前者16校、後者18校）、戦前期までに作成されたものを所蔵する学校は限られる結果となった。

(6) 所蔵点数（概数）

自由記述式とした。10点以内が最多（9校）、11～50点が4校、50点よりも多く所蔵している学校はわずか6校にとどまり、まとまった数の資料群を所蔵している学校は限られた。今回の回答校では、101点以上資料を所蔵している学校は全て学校史資料室で資料を保存していた。

(7) 保管場所

「学校史資料室」、「学校内図書館」、「学校内事務室」、「その他（保管場所を記入）」の選択式（複数回答可）とした。多くの回答校が学校史資料室（12校）や図書館（13校）といった専用の資料保存施設を設置し、資料を管理していた。「その他」は、各部課の部屋、校長室、教材室、生徒会室、点字印刷室、データによる保存との回答が見られた。また回答校のうち6校は資料の保管場所が1箇所に限らず複数の場所で保管していた。

(8) 目録の有無

「あり」が4校（16%）、「一部あり」が2校（8%）、「なし」が19校（76%）となり、目録を作成していない学校が多数を占める結果となった。

(9) 資料の学外への公開状況

「公開」が3校（12%）、「非公開」が10校（40%）、「条件付き公開」が8校（32%）、「未定」が2校（8%）となり、「非公開」の学校が最も多いが、条件付きで公開している学校も一定数見られた。「条件付き公開」の条件は、「学校公開時」、「事前問い合わせ後に公開可否を判断」等が見られた。

(10) 資料の利用規程の有無

「あり」の回答が8校（32%）、「なし」の回答が17校（68%）となり、資料の利用規程を定めている学校は少なかった。

表3 — 主な作成年代

作成年代	学校数
明治以前	1
明治	3
大正	4
昭和（戦前）	5
昭和（戦後）	16
平成以降	18
不明	3
計（複数回答）	50

表4 — 所蔵点数

所蔵点数	学校数
1～10点	9
11～50点	4
51～100点	3
101点以上	3
不明	1
未回答	1
その他	4
計	25

表5 — 保管場所

保管場所	学校数
学校史資料室	12
学校内図書館	13
学校内事務室	0
その他	8
計（複数回答）	33

表6 — 目録の有無

目録有無	学校数	割合
あり	4	16.0%
一部あり	2	8.0%
なし	19	76.0%
計	25	100%

表7 — 資料の学外への公開状況

公開状況	学校数	割合
公開	3	12.0%
非公開	10	40.0%
条件付き公開	8	32.0%
未定	2	8.0%
その他	2	8.0%
計	25	100%

3-4 学校設立年代と各項目、各質問項目間の関係

本節では、前節で示した集計結果をもとに (1) 学校設立年代と所蔵有無の関係、(2) 学校設立年代と文字形態の関係、(3) 学校設立年代と資料作成年代の関係、(4) 学校設立年代と所蔵点数の関係、(5) 目録の有無と保管場所の関係、(6) 資料の利用規程の有無と保管場所の関係、(7) 目録の有無と公開状況の関係について調査した結果を述べる。

(1) 学校設立年代と所蔵有無の関係

所蔵「あり」の回答校は明治期に設立された学校が19校で大半を占めており、今回の回答校の中では昭和期以降設立の学校での所蔵は見られないという結果になった。一方所蔵「なし」の回答校は、明治期設立から平成期設立の学校まで様々であった。

表8 — 学校設立年代と所蔵有無の関係

学校設立年代	所蔵あり	所蔵なし	その他
明治	19	5	1
大正	5	4	0
昭和（戦前）	0	2	0
昭和（戦後）	0	2	0
平成	0	1	0

(2) 学校設立年代と文字形態の関係

凸字記録を所蔵している学校は4校と限られているが、明治期設立の学校での所蔵が3校、大正期設立の学校での所蔵が1校であり、明治期設立の学校での所蔵がほとんどであった。凸字記録を所蔵している4校のうち2校は日本で点字が導入される1890（明治23）年以前に設立された学校であり、点字導入以前に凸字で作成・使用されていた教材等を所蔵している。他校に関しては、平成以降に作成された凸字教材等を所蔵する学校も見られるため、凸字で作成されたものが必ずしも点字導入前の文字として作成されたものとは限らないことに注意が必要である。

表9 — 学校設立年代と文字形態の関係

学校設立年代	点字	凸字
明治	20	3
大正	5	1
昭和（戦前）	0	0
昭和（戦後）	0	0
平成	0	0

(3) 学校設立年代と資料作成年代の関係

明治期設立の学校であっても、作成年代が平成以降である資料を所蔵する学校が最も多く15校、次いで昭和（戦後）作成が13校、昭和（戦前）が4校、大正が3校、明治が2校、明治以前作成資料の所蔵が1校で、作成年代の新しいものであるほど所蔵が圧倒的に多い結果となった。大正期設立の場合を見ても、作成年代が最も多いのは平成以降、昭和（戦後）（各3校）であり、同様の傾向が見られる。

表10 — 学校設立年代と資料作成年代の関係

資料作成年代	明治期設立	大正期設立
平成以降	15	3
昭和（戦後）	13	3
昭和（戦前）	4	1
大正	3	1
明治	2	1
明治以前	1	0
不明	2	1

よって設立年代が古い学校であるほど、作成年代が古い資料を所蔵しているとは必ずしも言えない。なお学校設立以前に作成された資料（海外の凸字による書籍、教科書類）を所蔵する学校も一部で見られた。

(4) 学校設立年代と所蔵点数の関係

所蔵校は明治期設立の学校が多数を占めるが、所蔵点数は「1～10点」が最多で9校、「11～50点」が4校、「101点以上」が2校であり、必ずしも古い歴史を持つ学校であるほど所蔵点数が多いということには繋がっていない。大正期設立の学校では、「51～100点」所蔵が2校、「101点以上」所蔵が1校となり、所蔵校は少ないものの、所蔵している学校にはある程度まとまった数の資料が存在している。どちらにせよ、資料として系統的に保管している学校は少なく、特定の学校にまとまった所蔵が見られる。

表11—学校設立年代と所蔵点数の関係

所蔵点数	明治期設立	大正期設立
1～10点	9	0
11～50点	4	0
51～100点	1	2
101点以上	2	1
不明	0	1
未回答	1	0
その他	3	1

(5) 目録の有無と保管場所の関係

目録を作成している学校の保管場所は学校史資料室（3校）と図書館（1校）のみであり、目録を作成している学校の資料保管場所は全て専用の資料保存施設であった。しかし、学校史資料室や図書館といった専用の資料保存施設で保管していても、目録が作成されていない学校が多い（図書館11校、資料室8校で目録未作成。保管場所は3-3（7）のとおりに複数回答のため重複あり）。

表12—目録の有無と保管場所の関係

保管場所	目録あり	目録一部あり	目録なし
学校史資料室	3	1	8
学校内図書館	1	1	11
学校内事務室	0	0	0
その他の場所	0	2	6

(6) 資料の利用規程の有無と保管場所の関係

利用規程を設けている学校の資料保管場所は図書館（5校）が最も多く、資料室は4校、その他は2校であった。資料室や図書館を設置していても規程を特に定めていない学校が多い（保管場所は3-3（7）のとおりに複数回答のため重複あり）。

表13—資料の利用規程の有無と保管場所の関係

保管場所	規程あり	規定なし
学校史資料室	4	8
学校内図書館	5	8
学校内事務室	0	0
その他の場所	2	6

(7) 目録の有無と資料の公開状況の関係

目録が整備されている学校は「公開」が1校、「条件付き公開」が2校、「非公開」が1校で、「条件付き公開」を含めれば資料を公開しているところが多い。目録を作成していない学校では「非公開」が8校、「条件付き公開」が5校、「公開」、「未定」、「その他」が

表14—目録の有無と資料の公開状況の関係

公開状況	目録あり	目録一部あり	目録なし
公開	1	0	2
条件付き公開	2	1	5
非公開	1	1	8
未定	0	0	2
その他	0	0	2

各2校で、非公開または条件付き公開としている傾向がある。

3-5 考察

歴史的に視覚障害者への点字教育の役割を担ってきた視覚特別支援学校・盲学校においては、半数以上の学校で点字記録を所蔵していた。しかし、各校での所蔵点数は10点以内であるところが多く、凸字によるものはさらに所蔵が限られた。また、視覚特別支援学校・盲学校は明治期に設立されたところが多く、今回の調査の回答校も明治期設立が多数であったが、設立年代が古い学校ほど所蔵点数が多い、あるいは作成年代の古い資料を所蔵しているとは必ずしも言えない。このことは点字・凸字記録に限らないが、度重なる校舎移転や災害、戦災が原因で資料が散逸・消失した可能性が高いと考えられる²⁴⁾。

資料の管理においては、点字・凸字記録を所蔵している学校は学校史資料室や図書館といった資料保存施設で資料を管理している傾向があるにも関わらず、目録未作成の学校が圧倒的に多い。目録を作成している学校では、専用の資料保存施設で保管している傾向があることが確認できたが、目録が未作成の場合、資料保存施設に保管していない、あるいは学校内の複数箇所でも保管している学校が見られ、資料が組織的に管理されずに散逸・紛失、誤廃棄に繋がる恐れがあることを示している。将来的に資料の散逸を防ぐためには、資料保存場所の確保に加え、資料の所在がわかるよう目録を作成することが求められる。また、資料の公開面においても、資料保存施設はあっても規程が定められていない、目録が作成されていないことにより資料の積極的な公開が進んでいない学校が多いという課題を抱えていた。

今回のアンケート調査では各学校での人的・財政的資源について取扱わなかったが、特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用実態を調査した先行研究は、資料を保存するための予算が確保されておらず、校務分掌に担当が位置付けられていない学校が多く存在することを明らかにしている²⁵⁾。筆者が行った調査においては担当者の属性について尋ねていないために回答者氏名のみでの記入がほとんどであったが、役職が併記されている場合、「教頭」等の学校における管理職や「司書」との回答があり、本調査の回答校においても「資料（室）担当」として校務分掌に位置付けられていない学校が多い可能性が高い。保存場所や目録の整備が進まない要因としては、保存場所を確保し適切な管理を行うための予算がない、あるいは十分に確保できていないこと、専門性を持つ人材が不在であることが背景にあると考えられる。

なお資料を100点以上所蔵している学校は、学校史資料室の設置、目録の整備といった

24—回答校の沿革によると、ほぼ全ての学校で少なくとも1回は校舎移転を経験している。また戦災、地震、失火等で校舎が全壊・全焼している学校も見られた。

25—前掲註8、132-136頁。なお米田、野口は「史資料・記録類を保存し、後世に残していくためには、アーカイブの設置や分掌組織の確立、予算の確保などが必要であることはもちろんであるが、それ以前に、学校現場に史資料・記録類の保存の意義や必要性を広く理解してもらうことが不可欠であると考えられた。」(136頁)と結論づけている。

資料の組織化、資料劣化を防ぐための紙資料のデジタル化の実施等、点字・凸字記録をアーカイブズ資料として意識的に残す取組みが見られる傾向がある。例えば、京都府立盲学校の資料室では国の重要文化財3,000点を含む「京都盲啞院関係資料」を有しており、書籍を含む凸字・点字記録を約300点所蔵している。150年近くの歴史を有する学校でこのように多数の資料が保存されている背景には、校舎移転は何度かあったものの幸い大きな災害等に見舞われなかったことのほかに、明治期からすでに教材・教具等を保存するための部屋が設置され、資料の保存管理の重要性が当初から教職員によって認識されてきたことが挙げられる²⁶⁾。1955（昭和30）年には非現用の歴史的資料を保存・展示するための「資料室」が設置され、2018（平成30）年には断熱装置、LED照明、可動式書架等が導入される等、資料の長期的な保存管理に対する取組みが積極的に行われている²⁷⁾。

また、山梨県立盲学校では、1940年代～1960年代に先天性盲ろう児に対して言語獲得や生活指導等の教育を行った教育実践資料が10万点以上保存されている（そのうち点字記録は盲ろう児自身が書いた日記や点字学習のための点字カード等、アイテム単位で約96,000点）²⁸⁾。資料群は数回にわたり整理がなされており、目録を作成するほか、資料の電子化・データベース化に取組むことで資料劣化を防ぎ、研究資源としてより広く利用可能な状態を実現した²⁹⁾。本資料群は2025（令和7）年2月から「山梨盲学校 盲ろう児教育実践資料群」として国立情報学研究所情報学研究データリポジトリよりデータセットが提供され、学術研究目的に限り利用が可能となっている³⁰⁾。視覚特別支援学校・盲学校で点字記録をデータベース上で学外公開している事例は管見の限り山梨県立盲学校のみであり、点字を含む盲学校資料の保存・活用の先進的取組みであると言える。

山梨県立盲学校を例に取れば、資料の適切な保存と公開のための整備が進んだ要因として、(1) 保存活動のために専門委員会を立ち上げ、専門知識を持つ外部研究者と連携・継続的な協力体制の確立に成功し、専門性を持つ人材による資料整理が行われたほか、長期的保存に向けた資金獲得を実現している、(2) 広く資料の価値を発信していきたいという理念のもとに、学外で資料展示を行い広報活動を積極的に行っている³¹⁾、という特徴が見られる。残された資料の価値を評価し、それらを歴史資料として後世に継承していく熱意を持つ教職員の存在を前提として、資料保存に関し専門知識を持つ外部研究者や関連団体との連携・協力体制の構築、資料の価値を広く発信していくための学校の熱心な取組みにより、保存や公開に向けた整備が実現したとすることができるだろう。

26——前掲註12、3-5頁。

27——前掲註12、5-6頁。

28——山梨県立盲学校「山梨盲学校 盲ろう児教育実践資料群」国立情報学研究所情報学研究データリポジトリ（データセット）DOI: <https://doi.org/10.32130/rdata.10.1>。

29——山梨県立盲学校、「盲ろう教育の資料」https://www.y svi.kai.ed.jp/mourousiry o/?doing_wp_cron=1758878576.1059169769287109375000（2025年11月14日閲覧）、菊池英明ほか「先天性全盲ろう児の音声言語訓練長期記録の分析状況及び保存活動」『言語資源活用ワークショップ発表論文集』、2018年、236-240頁。

30——前掲註28。データセット利用資格は大学及び公的研究機関、特別支援教育機関等の研究者や教職員。要利用申請。

31——前掲註29。

4 おわりに

点字・凸字記録が広く活用されるには、まず適切な保存環境を整備することが必須である。そのためには、アーカイブズ資料を保存する場所の確立、加えて資料を長期的に管理可能とするための目録の作成が欠かせない。視覚特別支援学校・盲学校においては半数以上が点字で作成されたアーカイブズ資料を所有しているが、目録が整備されている学校は少ない。目録を整備することは、資料の存在把握・適切な保存管理の促進に繋がり、公開の可能性を広げるという点で重要である。さらに資料を公開するにあたっては、学外利用のための利用規程の整備が必要である。学校の資料室や図書館はそもそも学外への積極的な公開を目的としていないが、点字で作成されたアーカイブズ資料は学校アーカイブズ資料としてだけでなく、アーカイブズ資料全般においてその固有性からも希少性が高く、価値が高いものであると考えられる。さらに点字導入以前に凸字で作成されたものは所蔵が限られ、当時の視覚障害者教育の姿を知るための大変貴重な資料である。学内で所蔵している資料の活用に向けて、学外からの利用も想定し、目録整備と併せて利用規程の整備が必要不可欠である。

なお一部の学校ではデータで記録を保存しているという回答が見られた。現時点で残されているアーカイブズ資料は紙媒体が中心だが、今後作成・蓄積される点字記録に関してはデータで作成・保存されるものが増えていくと考えられる。紙資料と併せて、点字のポーンデジタル資料の長期的保存についても検討していく必要があるだろう。

マイノリティに関連するアーカイブズ資料は、「残されている資料が少ない」、「散逸の危険にさらされている」とあくまで推測に基づいた抽象的な表現でまとめられがちであり、実際に「どこに」、「どのようなものが」、「どのくらい」保存されているのか定量的な調査がなされぬまま資料保存の重要性について語られることが多い。特に所在や保存状況等の実態が掴みづらいマイノリティ関連資料は、数が少ないと予想される資料をどのように残し、管理していくかを検討するための前段階として所在調査を行い、現状を定量的に把握することが重要である。本稿ではマイノリティの中でも、晴眼者にとっては視認性の問題から特に認識されづらいであろう点字・凸字記録を対象に所在調査を実施した。あくまで限定された回答校の、回答時点における回答内容からのみ把握するというアンケート調査の限界はあるが、数が「少なそうである」と推測にとどまっていた点字・凸字記録の所蔵実態を定量的に把握することができた。今回は視覚特別支援学校・盲学校に限定して所在調査を行ったが、アーカイブズ機関³²⁾のほか、社会福祉施設、歴史を持つ点字出版所等の他機関、個人でも資料を所蔵している可能性がある。より正確な所在を明らかにするには、実地調査も含めより幅広い機関を対象に調査する必要がある。

今回明らかにした点字・凸字記録の現状と課題を踏まえ、それらの適切な保存や管理、

32—アーカイブズ機関においては若干の点字記録、行政刊物の点字版の所蔵を確認しているが、詳細な考察については次稿に譲りたい。

公開のあり方について、紙媒体だけでなく今後増えていくだろう電子媒体も含め実際のアーカイブズ資料を通し検討を行い、晴眼者・視覚障害者が記録に平等にアクセス可能となる方法を提示することを今後の課題としたい。

謝辞：ご多忙にもかかわらず、点字・凸字記録の所在調査にご協力いただきました視覚特別支援学校、盲学校の担当者の皆様に感謝申し上げます。

資料 1 —— 調査票送付先

調査票送付先					
都道府県	設置母体	学校数	都道府県	設置母体	学校数
北海道	道立	4	三重県	県立	1
青森県	県立	2	滋賀県	県立	1
岩手県	県立	1	京都府	府立	1
秋田県	県立	1	和歌山県	県立	1
宮城県	県立	1	奈良県	県立	1
山形県	県立	1	大阪府	府立	2
福島県	県立	1	兵庫県	県立	1
茨城県	県立	1		市立	1
栃木県	県立	1	鳥取県	県立	1
群馬県	県立	1	島根県	県立	1
埼玉県	県立	1	岡山県	県立	1
東京都	国立	1	広島県	県立	1
	都立	4	山口県	県立	1
神奈川県	県立	2	愛媛県	県立	1
	市立	1	高知県	県立	1
	私立	1	香川県	県立	1
千葉県	県立	1	徳島県	県立	1
山梨県	県立	1	福岡県	県立	4
長野県	県立	2	佐賀県	県立	1
新潟県	県立	1	熊本県	県立	1
富山県	県立	1	長崎県	県立	1
石川県	県立	1	大分県	県立	1
福井県	県立	1	宮崎県	県立	1
静岡県	県立	3	鹿児島県	県立	1
愛知県	県立	2	沖縄県	県立	1
岐阜県	県立	1			67

資料2 — 調査票

点字・凸字で作成された記録史料の所在状況調査 調査票

- 貴校名： _____
- ご回答者名（ご担当者名）： _____
- ご連絡用メールアドレス： _____

【選択肢がある項目は、該当する番号に○印をご記入ください。】

1. 点字・凸字で作成された記録史料をお持ちですか。

- ① あり ② なし ③ 不明

★お持ちの場合、下記情報について教えてください。

(1) 文字形態（複数回答可）

- ① 点字 ② 凸字

(2) 内容・史料名（史料名があるものはその名称を、ないものは「～に関するもの」等と簡潔に記入してください。多数ある場合は、代表的なもので結構です。）

(3) 来歴（複数回答可）

- ① 学校において作成・保管された記録 ② 卒業生・教員等からの寄贈

(4) 主な作成年代（例：昭和〇年～〇年、昭和〇年代、19〇〇年頃など）

次頁へ続きます

(5) 所蔵点数 (約〇点など、概数でかまいません)

(6) 保管場所

- ① 学校史資料室 ② 学校内図書館 ③ 学校内事務室

- ④ その他 (下記にご記入ください)

(7) 目録の有無

- ① あり ② 一部あり ③ なし

(8) 史料の学外への公開状況

- ① 公開 ② 非公開 ③ 条件付き公開 ④ 未定

※「③ 条件付き公開」の場合は、下記に具体的な条件をご記入ください。

(9) 史料の利用規程の有無

- ① あり ② なし

2. 点字・凸字で作成された記録史料の所在に関し、ご存じの情報等ございましたらご記入願います。(地域の博物館、図書館、社会福祉施設等で所蔵しているなど)

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

研究ノート

公的機関の再編が半現用段階の記録の管理に与える影響—エクアドルの事例から—

Impact of the Reorganization of Public Institutions on Keeping Semi-Current Records: Based on the Example of Ecuador

則竹 理人

Rihito Noritake

キーワード

レコードセンター、移管、評価選別、組織の廃止・解散、中南米

Records center, Records transfer, Records appraisal, Abolishment or dissolution of organization, Central and South America

半現用の記録を機関横断的に一時管理する施設は、各機関の移転や組織改編等による記録の散逸を防ぐ機能も一般に有する。ただ、中南米の一部の国々では、機関の再編が短期集中的に行われる地域的な特徴と相まって、大量の記録移管によって施設の機能が変容する事象が発生している。本稿では、その事例が生じた国のひとつであるエクアドルに着目し、関連する法規の内容、また実地調査で得た情報を基に、同国の公的機関の改編が半現用記録の管理に与えてきた影響を探った。結果、記録の機関横断的な一時管理段階が維持されながらも、機関単位での管理が重点化されてきたこと、またそれに伴う機関の突然の廃止時のリスクがうかがえた。さらには、記録を機関横断的に一時管理するスペースが度重なる組織改編で徐々にひっ迫し、大量の記録は受け入れられなくなった現状が見出され、既存の管理方法の有効性について再考の余地が示された。

Generally, facilities that temporarily hold semi-current records from multiple institutions serve to prevent the dispersal of records resulting from institutional relocation or reorganization. However, in some Central and South American countries, this function has been altered by large-scale records transfer, combined with a regional tendency toward intensive short-term institutional reorganization. This article examines whether the reorganization of public institutions has affected the keeping of semi-current records in Ecuador, where such tendencies are evident, based on related legislation and information obtained through fieldwork. The findings indicate that recordkeeping at each institution has been emphasized, while cross-institutional temporal recordkeeping has been maintained. However, this may pose risks when an organization is abolished unexpectedly. The findings also show that space designated for cross-institutional temporal recordkeeping has gradually been filled by records

transfer due to a series of institutional reorganizations. Consequently, it has become difficult to transfer a large volume of records to these facilities, suggesting the need to reconsider the effectiveness of the existing method.

1 はじめに

組織が業務を処理する上で、記録を利用している状態にあることを現用と表すが¹、利用の頻度が低下するにつれて、保管にかかるスペースやコストの観点から、業務処理の場所から離れた書庫等に記録が移されることがあり、これを「半現用」段階と呼ぶ¹⁾。本稿は、その半現用段階で用いられる保存施設に、公的機関の再編によって短期集中的に大量の記録が移管されることで、機能に変化がもたらされる事例を分析し、同段階における望ましい記録管理の再考を目指すものである。地域の政治経済的特徴から、公的機関の再編およびその半現用段階の記録管理への影響が生じやすい中南米に的を絞り、さらには現地語(スペイン語) 文献でも研究成果がみられなかったエクアドルを対象として考察を行う。

本章では、中南米諸国およびエクアドルの特徴、特性と関連づけながら論点を整理し、上述の問題意識、本研究の目的、対象設定に至った背景を示す。そのために、まずは一般に「中間書庫」と呼ばれる半現用記録管理のための書庫と、中南米諸国にみられる同様の施設である「中間アーカイブズ (archivo intermedio)」を対比する。次に、公的機関の再編と記録管理の関係を、中南米諸国の特徴と結びつけながら示す。さらには、エクアドルの記録管理における中間アーカイブズの概要をまとめる。

次章およびそれ以降では、関連する法規の内容、また実地調査で得た資料や情報を基に、公的機関の改編がエクアドルの中間アーカイブズに与えてきた影響を探る。同施設に関連する規定内容を時系列順に確認し、どのような機能の変遷を遂げたかを捉えた上で、同施設職員から入手した実際の記録収蔵状況を示す資料の内容を整理し、各記録群の分量と出所機関の経緯の関係を分析する。最終的な評価選別を経る前に記録を1カ所に集め管理する方法が、中南米の地域的な特性、つまり政治的な改革が突発的な傾向に適したものであるかの再考に、本稿でまとめる内容が寄与することを狙いとす。

なお、本稿でスペイン語圏諸国に関して述べる際に用いる「記録」「アーカイブズ」という語は、同言語の特徴²⁾に基づいて訳すものである。前者は、英語の“document”、“record”、“archive (s)”に相当する明確な区別がないことを反映した広い意味合いである点、また後者は、記録群も記録保存施設も指しうる点に注意されたい。

1—下重直樹「現用」、アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』、柏書房、2024年、155頁。

2—則竹理人「コスタリカ国家行政記録管理における中間アーカイブズの機能に関する基礎的研究」、『京都大学大学文書館研究紀要』22号、2024年、2頁。

1-1 中間書庫、中間アーカイブズ

『アーカイブズ学用語辞典』によれば、中間書庫という名称は「半現用段階の記録を、保存期間が満了し、記録に対する最終的な措置が講じられるまでのあいだ、集中的に保存する機能及び施設」を意味する³⁾。中間保管庫という名称もあり、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修の用語集によれば、「半現用文書を最終処置するまでのあいだ保管するレコードセンター内の保管庫」のことである⁴⁾。定義の中で用いられる「レコードセンター」という語句は、「最終処置がまだ決まらない半現用記録を低コストで保存し、利用に供するための施設」を指し、中間保管庫とも呼ばれることが示されている⁵⁾。

この半現用段階の管理には、スペインおよび同じ言語圏の諸国で特性がみられる。一般的には現用機関が管理するか、現用機関から独立した記録管理の統括機関が管理するか、いずれかが採用されることが多い中で、スペイン中央行政では両方の種別の段階を経る管理が行われることが法令で規定されている⁶⁾。このうち、後者は中間アーカイブズと呼ばれ、機関横断的な管理かつ永久保存か廃棄かを決定する最終的な評価選別が行われる場である点⁷⁾からは、日本語の中間書庫という名称で広く捉えられている施設に類似しているといえる。

1-2 中南米諸国における公的機関の再編と中間アーカイブズ

中南米のスペイン語圏諸国における中間アーカイブズの実質的な機能に着目すると、同施設が廃止または民営化された公的機関の記録群の受け皿となっている事例がみられる。前述の用語辞典における中間書庫に関する記述を参照すると、「庁舎・執務室の移転や組織改編等による記録の散逸を防ぎ、アーカイブズ機関への移管を円滑におこなえること」が意義のひとつとして示されている⁸⁾。この点からも、中間書庫と中間アーカイブズの類似性がうかがえる。

ただ、中南米諸国では組織改編に関連して、中間アーカイブズの運営に一定の変化が生じた事例が散見される。アルゼンチンの国家行政では、1989年に国家改革法をもとに公的機関の民営化や廃止が進められたが、国の記録管理の統括機関である国立総合アーカイブズ（Archivo General de la Nación）傘下の中間アーカイブズに、民営化または廃止機関の記録が一斉に移管され、保存場所が埋まってしまった⁹⁾。財政面の問題により、従前から保存場所や人材が不足していたこととも相まって事態は改善せず、2022年時点でも同施

3— 関根豊「中間書庫」、アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』、柏書房、2024年、275頁。

4— 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』、大阪大学出版会、1997年、83頁。

5— 同上、139頁。

6— 則竹理人「スペイン中央行政記録の段階的管理の特性」、『アーカイブズ学研究』37号、2022年、80-81頁。

7— 同上。

8— 関根、前掲注3、275頁。

9— 則竹理人「中間文書館によるアルゼンチン国家およびコルドバ州各行政記録の管理」、『ラテンアメリカレポート』40巻1号、2023年、71頁。

設のスペースは全く足りなかった¹⁰⁾。その状況を踏まえてか、同施設では記録を積極的に受け入れず、職員が各機関と直接やり取りし、記録管理に必要な専門的アドバイスを提供することに重きを置き、記録保存施設ではなく統括部局として機能させることに転換した¹¹⁾。

コスタリカの国家行政では、記録管理の統括機関である国立アーカイブズ (Archivo Nacional) の傘下に中間アーカイブズが置かれたが、廃止または民営化される公的機関の記録を受け入れられるよう、1998年に書庫の拡張が図られた¹²⁾。その種の記録の移管が以後も相次いだためか、書庫は増築が繰り返された¹³⁾。また2008年時点では、中間アーカイブズで本来主に受け入れる記録と規定される、交代する大統領や大臣の執務室記録および内閣の議事録の移管が全体の17.24%にとどまり、それ以外の事由での移管が8割以上を占めていた¹⁴⁾。2010年には、中間アーカイブズに移管される記録の条件が見直され、以降は要職の執務室記録と内閣の議事録のみが移管されることになった¹⁵⁾。廃止または民営化された公的機関の記録は受け入れられなくなり、2010年より前と後では廃止された機関の記録へのアクセスの容易さに差異が生じている¹⁶⁾。廃止、民営化された公的機関の記録の受入に関連し、中間アーカイブズの機能に変化が起こったという意味で、アルゼンチンの事例と共通している。

当然ながら、公的機関の廃止や民営化が生じたのは前述の2カ国だけでなく、中南米の他の国々でもみられた。むしろ、同地域では社会情動的に政治経済面の改革が起こりやすい環境が創出されたと捉えられており、それが公的機関の改編にも及んだといえる。中南米では従来、所得分配の不平等、セクター間の対立が政治に持ち込まれ、政府の行動が歪んだり、市場の失敗から経済主体で機会主義的な行動が誘引されたりしてきたことから、政府の能力に限界がうかがえ、改革は難しいとみなされてきた¹⁷⁾。ただ、民主主義化、さらには経済自由化に伴うグローバル化が進むと、特定の利害への偏向は容認されなくなり、世界標準への対応が求められるようになって、改革の余地が生み出された¹⁸⁾。また、同地域で民営化が促進された背景をみると、市場経済の徹底や財政赤字解決といった、1980年代後半～90年代に生じたことに端を発している¹⁹⁾。こういった経緯からか、いくつかの国々

10— 同上、71-72頁。

11— 同上、72頁。

12— 則竹、前掲注2、12頁。

13— 同上、13頁。

14— 同上。

15— 同上、12-13頁。

16— 同上、14頁。

17— 西島章次・細野昭雄編著『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』、神戸大学経済経営研究所、2002年、51頁。

18— 同上。

19— 堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所編『ラテンアメリカ民営化論——先駆的経験と企業社会の変貌』、日本評論社、1998年、3-10頁。

では急速な改革が進められ²⁰⁾、中南米全体をみても民営化は他地域と比べて活発かつ短期集中的に行われた²¹⁾。

改革は公的機関改編という方法でも進められたが、改革の短期集中性が伴って、中南米地域では一時期に多くの機関の廃止や民営化が進められた事例が散見される。ただでさえ、機関の廃止や民営化による記録の移管は不定期的な事象であり、移管先施設の運営に少なからず影響を与えると推察されるが、それがあつた時期に偏って行われたとすれば、影響は甚大ではないだろうか。

中間アーカイブズの機能に変化が生じた前述の事例のうち、アルゼンチンは域内でも比較的急速な改革が行われたと捉えられる国のひとつである²²⁾。一方、コスタリカは慎重に改革を行った国と扱われており²³⁾、同国のように記録の受入範囲に制限を設けることではアルゼンチンの環境では解決策とならず、大きな方針転換をしなければならなかったのかもしれない。2つの事例をみると、機関の廃止の突発性と半現用段階の記録管理の変容の間の因果関係がうかがえるが、一般化するための材料としては不十分である。先行研究に目を向けても、個々の記録管理施設の報告書等で問題提起されることはあつても、機関改編の観点を基に半現用段階の記録管理のあり方を再考する調査研究はほとんどない。

1-3 エクアドルの中間アーカイブズ

中南米において、中間アーカイブズを設置し、国レベルの記録を機関横断的に一時管理する方法を採用する国は、前述の2つ以外にもある。エクアドルはそのひとつで、1982年に制定され現在も有効な「国家アーカイブズシステム法」だけでなく、2019年に出された「公的アーカイブズの組織と維持のための国家技術規則」にも中間アーカイブズに関する規定がある（詳しくは後述）。したがって、法的な設置根拠がないアルゼンチン²⁴⁾よりも施設の維持が保証されている。

一般にエクアドルは、国営企業の民営化があまり進展せず、中南米諸国の中で経済自由化が遅れた国とみなされる傾向にある²⁵⁾。しかし、同国の社会変動に関する文献では、この見方には注意が必要であることが示されている²⁶⁾。それによれば、民営化の指数が域内水準を下回ったのは、元来国営企業の比重が大きくなかったことに起因している。また、貿易、金融面等では、同国の自由化度が地域の平均を上回った時期があつた。民営化と経済自由化の結びつきが弱い環境だった点、さらには特定の分野では高水準の経済自由化がみられた点を踏まえると、同国の公的機関も地域特有の頻繁な改編が行われてきた可能性

20—西島・細野、前掲注17、67-73頁。

21—堀坂ほか、前掲注19、20-22頁。

22—西島・細野、前掲注17、69頁。

23—同上。

24—則竹、前掲注9、70頁。

25—新木秀和「現代エクアドルの社会変動——予備的考察」、遅野井茂雄・村上勇介編『現代ペルーの社会変動』、国立民族学博物館地域研究企画交流センター、2005年、312頁。

26—同上、312-313頁。

があり、それが中間アーカイブズにも影響を与えてきたのかもしれない。

しかし、当該の観点での同国に関する研究もあまりみられない。そもそも同国の中間アーカイブズは、法的根拠はあるもののウェブサイト等がなく不明な点が多い。したがって、収蔵記録の目録が公開されているコスタリカの中間アーカイブズ²⁷⁾等と比べ、調査のハードルが高く、それが研究の蓄積を妨げているともいえる。

2 エクアドルの中間アーカイブズに関する規定

前章で述べた本研究の意義、目的、方法を基に、本章ではエクアドルの中間アーカイブズに関する規定を時系列に沿って確認し、本研究に関連する部分の想定される解釈、またそれによる記録管理の実施体制を整理する。現在も有効な法律を皮切りに、その後官報で出されてきた政令、規準、規則の条文を示しつつ、先行した法規との違いを軸に分析を試みる。

2-1 国家アーカイブズシステム法(1982年)

エクアドルには、1982年に制定され現在も有効な、国家アーカイブズシステム法 (Ley del Sistema Nacional de Archivos) がある。その冒頭には、1974年にユネスコ主催で行われた政府間会議等の国際会議によって、同国に国家アーカイブズシステムを導入することが約束され、当該法がそれに基づくものであることが記されている。ユネスコの啓発をきっかけに国全体の記録管理に関する規定が設けられた点では、コスタリカと共通している²⁸⁾。当該法の第3条では、このシステムを構成するのが国家アーカイブズ会議、アーカイブズ行政委員会、アーカイブズ総合検査院、そして公的アーカイブズと民間アーカイブズであることが示されている。このうち、公的・民間アーカイブズに関して規定される章の最初の条である第13条で、「国内のアーカイブズは現用アーカイブズ、中間（一時）アーカイブズ、永久アーカイブズに分類される」と定められ、中間アーカイブズの名称が初めて現れる。次の第14条では、頻繁な利用が考えられ、かつ保存期間が15年以下の記録を有するのが現用アーカイブズであることが述べられ、続く第15、16条に中間アーカイブズの定義と機能が次の通り記されている。

第15条 中間アーカイブズは、公的セクターの機関の記録の中で保存期間が15年を超える記録のうち、本法で述べる例外を除いたものを一時的に処理するアーカイブズである。

1900年以降の記録は、中間アーカイブズでの評価選別を経たら、国立アーカイブズまたはその分館に渡る。

27—則竹、前掲注2、2頁。

28—同上、8-9頁。

第16条 中間アーカイブズの機能は次の通りである。

- a. 第15条に示した記録を受け入れ、管理する。
- b. 本法およびその規則の規定に基づいて、上述の記録を処理し評価選別する。
- c. 評価選別された記録を、その最終的な行き先を決定できるよう、行政委員会の知見によって検査させる。
- d. 永久保存と評価された記録を国立アーカイブズに引き渡す。
- e. 規則に基づき、収蔵する記録フォンドを閲覧に供し、複写を提供する。
- f. 必要に応じて記録を修復する。
- g. 当アーカイブズの記録の貸出、返却を統制し、貸出は当該記録の移管元アーカイブズのみに行う。
- h. その他、本法および規則で示すことを行う。

次の第17条では、残る種別である永久アーカイブズについて、その記録が一定の特徴および重要性を持ち、あらゆる分野の調査研究の資源となるものであることが述べられている。また、本法に示された例外ではない限り、公的セクターの機関や支局に属する当該の記録は国立アーカイブズに引き渡さなければならないことも定められている。

中間アーカイブズ、永久アーカイブズとも、当該法に例外規定が示されているように読み取れるが、実際には特に述べられていない。ともあれ、1980年代には中間アーカイブズの存在と意義が法律に明記されていたことがわかる。スペイン語では語法上、アーカイブズが記録保存施設を表す場合にも単複が区別されるが、第14条で取り上げられた現用アーカイブズは複数形で示された一方、第15、16条で中間アーカイブズは単数形で記されている。この点からは、中間アーカイブズという語句が各機関の記録を1つの施設に集め管理する概念で用いられているといえる。なお、同施設で評価選別が行われることも述べられているが、その詳細は法律内には示されておらず、付随する規則に任された。

2-2 中間アーカイブズの機能の移管、変更(2012年、現在無効)

しかし、中間アーカイブズに関する具体的な規則は、その後しばらくの間制定されなかった。2012年になると、中間アーカイブズの所管の変更に伴い、その機能が官報 (*Registro oficial*) 上に明文化された。同年1月13日付官報の「国家文化システムへの再組織 (Reorganización al Sistema Nacional de Cultura)」という政令第6条では、中間アーカイブズが行政庁の所管であることが述べられた。この点について、同年11月14日付官報の「中間アーカイブズの機能の行政庁への移管 (Transfiérese las funciones del Archivo Intermedio a la Secretaría Nacional de la Administración Pública)」に詳しく記された。それによれば、中間アーカイブズは行政庁のアーカイブズ部という部署に組み込まれ、その部が次の7つの機能を果たすことになった。

- a. 中央・出先行政機関向けにアーカイブズ管理の手順を確立する。

- b. アーカイブズ管理、記録管理、記録管理の合理化、記録の保存、保管、維持のためのマニュアル、手順書、技術規準を作成、導入する。
- c. 中央・出先行政機関における記録管理をよりよくするための勧告をする。
- d. 国家アーカイブズシステム法の第15条の通り、中央・出先行政のアーカイブズの記録のうち発行日から15年よりも長く経過したものを受け入れ、管理し、保管する。
- e. 当該事項に関する法的、技術的規準を踏まえながら、保管する記録フォンドの認証された複写を提供する。
- f. 中央・出先行政機関のアーカイブズ等、保管下にあるアーカイブズのデジタル化の提案書、計画書を作成する。
- g. 法律、規則、その他の法令の規定によって示されたことを行う。

前述の法の第16条にまとめられた中間アーカイブズの機能と比較すると、行政機関の記録のうち15年以上経過したものの管理やその複写の提供に加えて、各行政機関の記録管理を統括、指導する役割が与えられたことがわかる。一方、評価選別に関しては相変わらず詳細が不明であるどころか、機能のひとつとしても挙げられなかった。

2-3 記録・アーカイブズ管理技術規準(2015年、現在無効)

前述の7つの機能のうちbに基づいて、2015年には2月25日付官報付録にて行政機関を対象とした「記録・アーカイブズ管理技術規準 (Norma técnica de gestión documental y archivo)」が示された。同規準では、記録の移管に関して前述の法律とは大きく異なる定義、規定がなされた。法律では、記録が生成され最初に保存されてから永久保存に至るまでに3つの段階を経ることになっていたが、当該の規準では第5条で図も伴って4つの段階を踏むことが述べられた (図1)。

第5条「記録のライフサイクル」記録が機関において作成または受領されてから、廃棄、エクアドル国立アーカイブズもしくは相当する歴史アーカイブズでの永久保存と

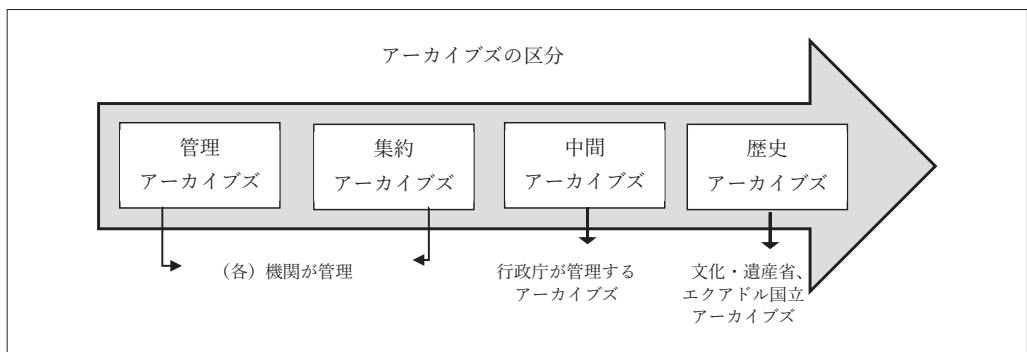


図1 — 「記録・アーカイブズ管理技術規準」に示されるアーカイブズの区分図 (筆者翻訳)

いった、その行く末が決定されるまでの間に次々に経ていく段階を表す。記録のライフサイクルの中で考慮されるアーカイブズの種別は、管理（現用）アーカイブズ、集約アーカイブズ²⁹⁾、中間アーカイブズ、歴史アーカイブズである。

各アーカイブズの定義は、規準の第2条にて次の通り示された。

管理アーカイブズ：（記録の）生成部門または要求のあった他の部門によって継続して事務的な利用、閲覧がされているあらゆる記録からなる。その流通や手続きによって、開始された案件に対する回答、解決が行われる。

集約アーカイブズ：事務的管理が終わったが法的には有効で、個人にも法人にも、証明、自己の情報に関する訴訟、または含まれる公的情報へのアクセス権の行使のために必要とされうる、様々な（記録）生成部署に由来する記録を保管、管理する、記録・アーカイブズ部または相当する者に属するアーカイブズ部門。

中間アーカイブズ：保存期間表に基づいた、各機関の集約アーカイブズでの保存期間を満了した記録を取り集めるアーカイブズで、その歴史的、経済的、科学的、文化的、社会的重要性によって国家の記録遺産をなす記録を保護するために、国レベルの記録管理を効果的に行う目的を有する。

歴史アーカイブズ：国家、地域、地方の集合的記憶であり、人々の経験を証明するもので、研究、科学、文化のための価値を考慮すれば永久に保存されなければならない、歴史遺産をなす記録フォンドを保管、管理するアーカイブズ。

以上の通り、当該の規準によって機関単位で記録を一時取り集める段階が新たに設けられた。それによって、最終的に永久保存となる記録は、各機関が設置し所管する集約アーカイブズでの管理を経ることになった。その次の段階として、あらゆる機関の記録管理を統括する行政庁が所管する中間アーカイブズに、様々な機関の集約アーカイブズから記録が集められ、機関横断的に管理されることが示された。

さらには、中間アーカイブズの事業内容が第16条に9項目まとめられ（下記）、その中には評価選別に関する内容も含まれた。

- I 保存期間表に設定された保存期間を満了したアーカイブズ記録³⁰⁾を管理、保管する。
- II 本技術規準の規定に従い、前述の記録を処理、評価選別する。
- III プレ評価選別技術カードを分析し、記録・アーカイブズ管理委員会によって出され

29—原文では“archivo central”で、直訳すると「中央アーカイブズ」だが、本稿では主たる対象である中間アーカイブズとの混同を避けるため、「集約アーカイブズ」と意識する。

30—当該の規準の巻末にはその方法論がまとめられており、その中でアーカイブズ記録（documento de archivo）が定義されている。それによれば、各機関の権限や活動の行使において作成、受信、管理、利用される、事実および事務的、法的、財政的、会計的、技術的行為を記録したものである。

た廃棄決定を最終確認する。

IV プレ評価選別技術カードを分析し、二次移管の承認決定を出す。

V 最終移管簿を作成し、永久保存となった記録をエクアドル国立アーカイブズに移送する。

VI 当アーカイブズの記録の貸出、返却を統制し、貸出は当該記録の移管元アーカイブズのみに行う。

VII 内規や透明性、公共情報へのアクセスに関する基本法に示された手順に基づき、市民にアクセス、閲覧サービスを提供する。

VIII 市民を一体化、参加させるような知識のやりとりのための活動を促進する。

IX 保管している記録フォンドのうち、その性格、重要性、物理的状態から、保存および容易なアクセスのためにデジタル化が必要なものについて、その提案、計画調整をする。

最初の項目でも、また第2条の中間アーカイブズの定義でも言及された「保存期間表」は、各機関に置かれる記録・アーカイブズ管理部の調整下で作成され、同じく各機関に設置される記録・アーカイブズ管理委員会に諮られることが第13条で規定された。第15条によれば、同委員会には同部の部長のほか、機関の長、法務部門の代表、各現用部署の代表等が参加し、さらには内部監査役（の代理）も介入することができた。委員会での承認後、保存期間表は行政庁のアーカイブズ部に提出され、確認を経て内容が登録されることになった。

また、3、4番目の項目で述べられた「プレ評価選別技術カード」は、1つ前の段階である集約アーカイブズで作成されるものであることが第14条で示された。その条文によれば、保存期間表に基づく集約アーカイブズでの保存期間を満了し、中間アーカイブズに移管されるべき書類の先行的な評価選別について、同カードに記載されることになった。作成時には、さらに前の段階である管理（現用）アーカイブズの責任者との調整も図ることが記された。

したがって、記録は保存期間表を基にして移管、廃棄されるが、集約アーカイブズでのプレ評価選別、加えて中間アーカイブズでの（二次的な）評価選別も行われる体制が規定されたとまとめられる。法律では曖昧だった評価選別の内容が、本規準ではより具体的に示された。

2-4 公的アーカイブズの組織と維持のための国家技術規則(2019年)

その後、2019年5月14日付官報付録にて、国が関与する機関（民間も含むが、以下便宜的に公的機関とする）を対象とした「公的アーカイブズの組織と維持のための国家技術規則 (Regla técnica para organización y mantenimiento de archivos públicos)」が示され、前述の規準は無効となった。本規則でも、規準と同様に4つの段階を経て記録が管理されていくことが述べられ、第11条には規準にあった図に類似したものが掲載された（図2）。

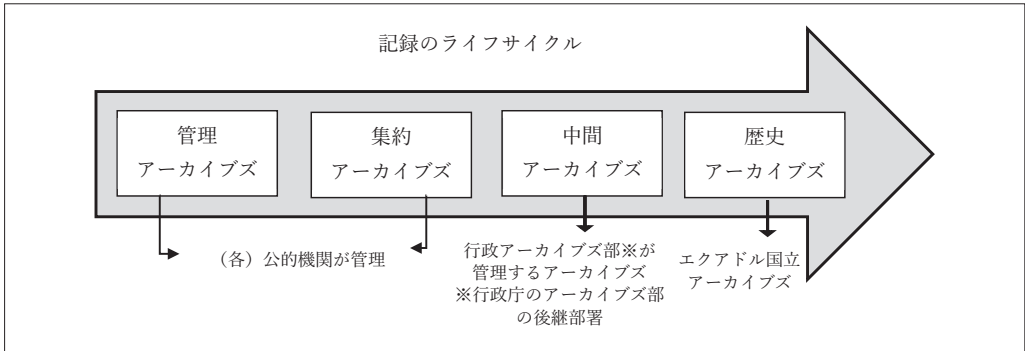


図2 —「[公的アーカイブズの組織と維持のための国家技術規則] に示される記録のライフサイクル図 (筆者翻訳、補足)

適用対象を除き、規準と規則の間にみられる差異の多くは、図1と2の間にある違いのような軽微なものである。ただ、記録の評価選別については比較的重要な異なる点がある。規準同様、規則でも保存期間表に基づいて評価選別されることが示されており、第15条によれば、同表は記録・アーカイブズ管理部の調整の下で作成される。規則内では同部は定義されていないが、例えば第28条に「各公的機関は記録・アーカイブズ管理部または相当する者を通して(中略)を発行する」といった文言があることから察するに、各機関に設置される部署であるといえる。ここまでは規準と同様だが、作成した表を記録・アーカイブズ管理委員会に諮ることは規則では述べられていない。そもそも、同委員会(に類するもの)自体が規則内で取り上げられていない。第15条によると、部で作成された表は部内で承認され、その後は規準に記された内容と同様に、記録管理を機関横断的に統制する行政アーカイブズ部に提出され、確認される。第14条では、記録の生成部署が表の作成に参加することが規定されているものの、規準の内容に比べ、表の作成がより閉鎖的に、言い換えれば各機関の記録・アーカイブズ管理部頼りで進められることがうかがえる。なお、プレ評価選別技術カードの作成については規準との相違はない。

2-5 考察

1982年の法律制定から2019年の規則制定までを振り返ると、各機関が主体的に記録を管理する方法に徐々に移行していったといえる。当初の法律では、機関単位で記録を取り集め管理することは想定されていなかった。2012年には、記録を機関横断的に一時取り集める中間アーカイブズ、およびそれを管理する部は、各機関の記録管理を統括、指導する役割を有することが明示された。2015年の規準、そして2019年の規則では、各機関に集約アーカイブズや記録・アーカイブズ管理部が置かれることになった。その体制によって、記録が機関単位で一時的に集中管理されることだけでなく、評価選別の核となる保存期間表やプレ評価選別技術カードも各機関で主体的に作成されることが定められた。

この変遷には、記録をライフサイクルの早い段階から適切に管理させ、各機関での不当な廃棄や散逸を防ぐ効果があるといえる。加えて、記録が早い段階で評価選別、廃棄され

ることで、中間アーカイブズの負担軽減にもつながりうる。

一方、前章で取り上げた機関の再編を念頭に置くと、記録管理、評価選別を各機関頼りにすることのリスクも想定される。もし、廃止等される部署や機関の記録がその直前まで各々で適切に管理、評価選別されているなら、問題は相対的に少ないかもしれない。ただ、中南米では組織改編が短期集中的に起こりうる傾向にあり、改編された部署や機関での記録管理が徹底されていたとしても、中間アーカイブズには一定の影響があるだろう。各機関の記録管理は、中間アーカイブズおよびその所管部署によって平時から監視、指導されているが、頻繁にできるわけではないことや数多くの機関が存在することを踏まえれば、カバーしきれているとは限らない。その中で、機関単位での記録管理が適切ではなかった場合、中間アーカイブズの予期せぬ負担は増大する可能性がある。

2019年の規則によって、各機関の記録・アーカイブズ管理部が記録の評価選別を策定し、部外の間人も交えた委員会等に諮ることなく承認することになったが、これは前述のリスクにどのような効果をもたらすのだろうか。直接関与する者が少ないことで、より機動的に決定できるメリットは生じうる。ただ、中間アーカイブズがすべての機関の状況を完全に把握することはできないのと同様に、記録・アーカイブズ部が各部署のあらゆる事情をつかむのは難しい点からは、部外の意見に耳を傾ける場を設けないと必要な情報が不足する可能性がある。突発的な組織改編が起これば、情報を得ることすらできなくなるかもしれない。

3 中間アーカイブズの記録収蔵状況

法規の変遷をたどることで、機関横断的な一時管理段階を維持しながらも、機関単位での管理にシフトしてきた経緯が見出されたが、中間アーカイブズの実態はいかなるものだろうか。本章では、筆者が2025年1月22日に同施設での実地調査を行った際に入手した情報や資料を基に、主に量的な観点から記録管理状況を分析し、公的機関の再編が与えた影響を考察する。

3-1 中間アーカイブズの現状

分析にあたって、中間アーカイブズは記録の保存スペースがひっ迫している事実を念頭に置く必要がある。同施設は、以前空港があった一画に置かれており、その時から存在した建物の一部を使用している。つまり、大量の記録を収蔵する書架を設置する前提ではない建物のため、耐荷重の関係から記録を収蔵できないスペースが存在する（主に地上階以外）。見かけ上は余った空間があったが、記録の保存の観点ではデッドスペースであり、大量の記録の受入はできない状況であると職員は語っていた。したがって、次節では施設全体の記録収蔵量を示すが、それが同施設の収蔵可能量にほぼ等しいと理解されたい。

3-2 出所別収蔵量からみる、中間アーカイブズの記録管理状況

職員への聞き取り調査を通して、同施設に保存されている記録の分量（厚さ）が、受入時の保存箱の大きさと個数を基に、出所別に算出されていることがわかった。職員から入手したそのデータをまとめると、表1の通りである。なお、大統領府については文書記録だけでなく視聴覚記録も含まれるが、入手したデータには視聴覚記録の厚さは明示されていない。ただ本稿では、全体の規模を把握するために視聴覚記録の厚さも割り出して文書記録の厚さに加算した。

廃止もしくは解散となった機関の記録が大部分を占めている事実からは、そのせいで現存機関の記録の受入が阻まれていることが読み取れる。また、相対的に少ない現存機関の

表1 —— 中間アーカイブズ収蔵記録（出所別）

出所※複数機関の結合は元データに準ずる	収蔵記録の年代域	厚さ (m)
廃止、解散機関出所※最新の収蔵記録の年代順		
社会保障省	1821～1986	73
モンセニョル・レオニダス・プロアニョ（識字率向上）活動財務文書	1989～1989	7
産業商業漁業省	1944～1992	53
国家プレ投資基金	1962～1993	122
第6警察署	1986～1994	22
国家企画評議会、企画官房、国家開発審議会	1954～1997	728
エクアドル住宅銀行	1962～2000	1063
国営重要産品会社	1966～2003	62
国営農産物保管商業化会社	1974～2006	982
公債総合監査委員会	1976～2008	36
緊急時社会投資基金	1993～2009	460
国家人事院、行政開発庁、人材開発公的セクター給与庁、市民サービス組織開発室	1986～2010	600
国家アーカイブズシステム	1997～2013	2
業務透明性庁	2008～2013	92
文化遺産調整省	2010～2013	98
行政庁業務透明性技術局	2010～2016	88
輸入公社	2013～2016	24
戦略セクター調整省	2008～2017	244
生産雇用競争力調整省	2008～2017	331
治安調整省	2008～2017	287
知識人材調整省	2009～2017	217
行政庁	2013～2017	381
現存機関出所※同上		
財務省	1934～1978	105
共和国大統領府	1963～1992 ※視聴覚記録は不明	971
国税庁	1932～2002	49
国家法務局	1928～2010	254
環境省	(不明)	2

記録の中でも近年のものは多くない点からは、徐々に記録が増え、受入が難しくなったことがうかがえる。評価選別が行われなければ記録の分量は減らず、滞留して保存スペースの大半を占めたままになるだろう。しかし、中間アーカイブズの職員は合計7名で、上述の記録の規模にしては少なく、そのためか評価選別が進まない現状がみられた。

さらに、環境省の記録の年代域が不明なのは、実地調査時点では受け入れたばかりだったことに起因しているが、職員によれば分量的に受入可能なくらい小規模だったため移管が承認されたようである。前述の法規に示された、記録の内容的、質的に中間アーカイブズでの管理が必要かどうかといった基準ではなく、量的な面での可否に基づいて管理される状況に陥っている。

加えて、各記録群の年代域の最新年に着目すると、記録の移管時期に偏りがあることが推察される。顕著なのは2017年が最新年の記録群で、それだけで厚さが1460mになり、全体の約2割を占めるという推計である。同年はモレノ政権が発足した年で、同政権は政治思想的には前政権を引き継ぎ左派だったが、前任のコレア元大統領との意見の相違から、前政権とは一線を画す政策を推進した³¹⁾。当時の現地メディアでは、コレア氏との関係が深かった公的機関が軒並み廃止されて行政構造改革が行われたことが報道された³²⁾。

最新年が同じとはいえ、当該の記録群がすべて同じ時期に移管されたわけではないかもしれない。ただ、保存スペースがひっ迫し、記録の受入可否が分量で判断されるようになった事実を勘案すれば、各記録群の最新年の偏り、つまり短期集中的な改革によるとみられる機関の廃止時期の偏りが、同施設の運用に影響を与えた要因のひとつといえるのではないだろうか。

3-3 法規の変遷に鑑みて

規定の移り変わりからは、機関単位での管理を手厚くすることで、早い段階からの適切な記録管理の実現を狙ったようにみえた。しかし、中間アーカイブズの現状を示すデータを踏まえると、同施設が本来の機能を果たすには人的、設備的に難しいことから、記録管

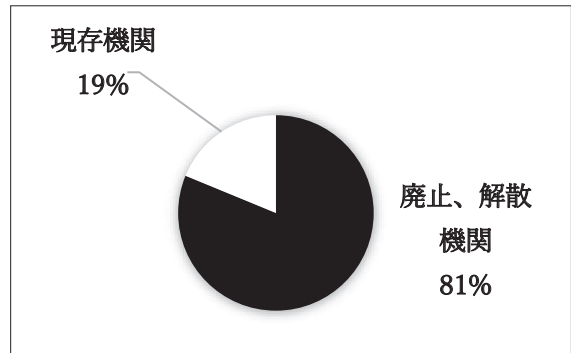


図3 — 中間アーカイブズの収蔵記録量について、出所の経緯別の割合（表1の厚さ数値を基に筆者作成）

31— 中畑貴雄「モレノ新政権、前政権と一線を画す政策を推進——アジア諸国との経済関係も重視」、『ビジネス短信』、2017年。 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/12/2fe25c3c026f4f1b.html> (2025年9月29日最終閲覧。以下同じ)

32— Estefanía Celi, “Moreno reorganiza la estructura del Ejecutivo y en el camino mata a las instituciones “mimadas” de Rafael Correa”, *Primicias*, 2019. <https://www.primicias.ec/noticias/politica/moreno-reorganizo-estructura-ejecutivo/>

理を各機関に極力任せざるを得なくなったとも捉えられる。現に、公的機関の度重なる改編によって中間アーカイブズの保存スペースはひっ迫し、あらゆる機関から記録を受け入れられる状況ではなくなったことで、法規で示されたような本来の機能とは乖離してきている。

4 おわりに

本稿では、公的機関の再編によって、半現用段階の記録管理が行われる施設の機能に変化がもたらされうる点に着目し、事例としてエクアドルを挙げ、法制度面の変遷と当該施設の記録保存状況を基に考察を行った。出発点となるマクロな分析だったため、今後関連づける余地のある観点はいくつか挙げられる。例えば、同国の中間アーカイブズに収蔵される記録の各出所機関で、評価選別をはじめどのような記録管理が行われていたか、また中間アーカイブズに相当古い記録が残っているか、最終移管先である国立アーカイブズの機能には問題がなかったか等である。ともあれ、同国においてもアルゼンチンやコスタリカと同様、公的機関の再編が影響して中間アーカイブズが本来の機能を維持できなくなった状況が浮き彫りとなり、機関横断的に記録を一時取り集める方法が効果的なのか再考を促すような事例が蓄積された。

保存期間表を作成したり、機関単位での記録管理に重きを置いたりする方法は、2015年の規準で初めて体系的に示された。その後、2019年の規則によって適用対象が広がり、さらには各機関の記録・アーカイブズ管理部が専ら保存期間表を策定することになった。この変遷によって、機関が突如廃止等になった際に中間アーカイブズの機能に及ぶ影響に変化が生じるのかどうかは、この先明らかになるだろう。

中間アーカイブズの実地調査からは、度重なる公的機関の再編、記録保存スペースや人手の不足によって同施設が機能不全に陥りつつある状況が見出された。また、本来はスペースやコストの観点から設けられるのが半現用段階だが、記録を機関横断的に1カ所に集め一時管理するためにも、一定のスペースと人員が必要なことがうかがえる。そのコストの問題は中南米諸国に限らないことを踏まえると、機関単位や部署単位での分散管理を基盤としつつ、散逸防止、適切な評価選別の遂行等の目的が果たされうる環境を構築することは、様々な国の記録管理において求められるのではないだろうか。エクアドルにみられた制度面の改正は、漸進的だがそのアプローチの一例であり、遠隔管理が容易なデジタル記録への移行、またアナログ記録のIoTによる遠隔管理等、技術面での試みもありうる中で、どれほど効果的か、動向を注視する価値がある。

特集

special feature

特集

「アーカイブズ学理論研究Ⅱ（海外基本文献講読 基礎）」2025レポート集：

授業概要と意図について

Overview and Objectives of the Course
“Overseas Archival Science Literature 2025”

大木 悠佑

Yusuke Ohki

1 はじめに

本特集は、2025年度開講アーカイブズ学理論研究Ⅱ（海外基本文献講読 基礎）の参加者によるレポートをもとにしたものである。当該授業はその名の通り、アーカイブズ学に関わる海外文献を講読するもので、当該年度は筆者が講師を担当した。授業の目標を「海外の文献を講読し、アーカイブズ学に関する主要なトピックに関して理解する読解力を養うこと」とし、その成果を図るため、レポートの課題を「自身の研究テーマに関する海外文献を3本以上読み、それぞれの概要・論点をまとめたうえで、議論の展開について自身の見解を述べよ」とした。端的に言うと、先行研究を把握し、整理する力を養うことが目標となる。本特集は、この授業の成果を共有するものである。なお、「レポートをもとにした」と記載している通り、提出後、それぞれ修正を加えており、提出したもののものではないこと、また、授業の評価とは一切関係がないことを申し述べておく。

では、どうして授業のレポートをこうした形で公表したのであろうか。一つには、アーカイブズ学教育への貢献である。日本アーカイブズ学会による登録アーキビスト、国立公文書館による認証アーキビスト制度が整備され、アーキビスト教育を行う大学院が増加している¹⁾。とは言っても、そうした動きはこの5年ほどの間で目覚ましくみえてきたものであり、各大学がそれまで実施してきたアーカイブズ学に関わる授業や国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ、各種団体等が実施している研修等の先行事例があるにしろ、大学院教育におけるアーキビスト教育という点からは、まだまだ各大学が試行錯誤しながら授業を構成しているであろうことは想像に難くない。そうした状況において、アーカイブズ学教育の授業の取組みや狙いを共有することで、日本におけるアーカイブズ学教育をより充実させる情報を示すことができると考えたからである。

二つ目に、レポートという形をとっているにしろ、アーカイブズ学の先行研究把握に多

1——国立公文書館認証アーキビストにおける「アーキビストとして必要な知識・技能等の内容が修得できる大学院」としては、当専攻を含め10校が認められている（2025年9月末日現在）。

少なりとも貢献できると考えたからである。例えば、『アーカイブズ学研究』（日本アーカイブズ学会発行）や『記録と史料』（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会発行）、『レコード・マネジメント』（記録管理学会発行）等の学会誌および本専攻の研究紀要（『GCAS Report』）に掲載されたここ5年間の研究論文を確認したところ、いくつかの論考は海外の研究論文を参照しているが、全く参照していない論考のほうが多い。そういう意味において、海外のアーカイブズ学の研究論文の情報、特に近年のものについては十分に追いきれているとは言い難い状況ではないだろうか。そうした中で、海外文献「3本（以上）」と限られた本数ではあっても、研究動向の整理に参考となると考えたからである。勿論、限界があることは十分承知の上ではあるが、研究動向を整理する際の足掛かりになれば幸いである。

なお、それぞれの論考は執筆者自身がまとめたものであり、その内容については執筆者自身が責任を負っていることは明記しておきたい。しかし、誤読や理解に不十分な点があれば、それは授業を通して適切に指導できなかった講師（筆者）自身にもあることは付言しておきたい。

2 授業の概要と目的

各論考を読む前提として授業の概要と目的、その意図を紹介しておきたい。本講義は全13回で、「アーカイバル・フォンド」と「レコード・コンティニューム」の2つのトピックを題材とした2部構成とし、それぞれトピックの概説、文献講読、講読文献を踏まえたトピックに関する討論という進め方をとっている（表「授業スケジュール」参照）。海外文献を講読する力を養うため、授業では、論文の概要を把握する読み方（講義では「概要読み」と呼称）、批判的に精読する読み方（「精読読み」と呼称）、関連する文献を読解する読み方（「関連読み」と呼称）の3つを意識したアプローチをとった。概要読みは、論文の核となる部分を把握するための読み方を意識したものであり、「論文のテーマ（何について書かれているか）」、「現状と課題の認識（先行研究や社会状況の位置付け）」、「論文の目的（筆者の主張）」等と章節等の構造を把握することを目的としたものである。精読読みは、著者の主張や根拠等を意識し、その論が正しいか批判的に読解することを意識したものである。関連読みとは、複数の関連する文献を通してそのテーマに関する議論を読み、理解を深めることを目指したものである。多くの研究者は、意識的または無意識的に、こうした読み方を一体的におこなっているものと推察するが、本授業では、どのような点に注目して読む必要があるかを意識し、体得してもらうため、それぞれのアプローチを明示的に分けて説明し、取組む形式とした。

授業では、第1部で講師が概要読み（第3回）、精読読み（第4回）、関連読み（第6回）を担当し、受講者には、それぞれの読み方を意識して各文献を講読してもらった。第2部では、文献の講読担当者を決めて授業を進めた。担当者は文献の内容を報告（精読読み）し、担当者以外はA4両面1枚程度で文献の概要をまとめる課題を出した（概要読み）。このよ

表——授業スケジュール

回	海外基本文献講読 基礎	授業形式
1	オリエンテーション：授業の進め方と目的	講義
2	アーカイバル・フォンド論の概説 (Records in Contexts: Foundations of Archival Description, 2023.)	講義
3	文献講読：The concept of the archival fonds: theory, description, and provenance in the post-custodial era, in <i>The Archival Fonds: From Theory to Practice</i> , 1992, pp. 31-85.	講師担当
4	文献講読：同上	講師担当／受講者課題（概要まとめ）
5	文献講読：The Last Dance of the Phoenix, or The De-discovery of the Archival Fonds. <i>Archivaria</i> , 54, 2002, pp. 1-23.	受講者報告
6	2～5回の講読文献を踏まえた討論	討論
7	Records Continuum 理論の概説	講義
8	文献講読：Placing records continuum theory and practice. <i>Archival Science</i> , Volume 1, 2001, pp. 333-359.	受講者報告／担当以外課題（概要まとめ）
9	文献講読：Care Leavers' records: a case for a Repurposed Archive Continuum Model. <i>Archives and Manuscripts</i> , 46 (2), pp. 158-173.	受講者報告／担当以外課題（概要まとめ）
10	レポート課題に向けた中間報告会	受講者報告
11	文献講読：In the shadows of the continuum: testing the records continuum model through the Foreign and Commonwealth Office 'Migrated Archives'. <i>Archival Science</i> , Volume 18, 2018, pp. 207-224.	受講者報告／担当以外課題（概要まとめ）
12	文献講読：The flexibility of the records continuum model: a response to Michael Karabinos' "in the shadow of the continuum". <i>Archival Science</i> , Volume 20, 2020, pp. 51-64.	受講者報告／担当以外課題（概要まとめ）
13	8～12回の講読文献を踏まえた討論／授業のまとめ	討論

うに2つのトピックを題材にしつつ、第1部は3つのアプローチを意識した論文の読み方を理解し、第2部はその実践を経て精度を高めていく構成としている。第13回では、これまでのまとめとして、第8～12回（第10回を除く）で講読した4本を、それぞれの関連性を意識し、自分なりの視点で整理して全体を概括することを授業内課題とした。関連読みのトレーニングとなるものであり、個々の文献の理解を前提として、あるトピックに関して（この場合は「レコード・コンティニューム・モデル」）、全体をどのように理解したのかを自分の言葉で説明するものである。その成果を教室白板に書き出してもらった（図「13回文献まとめ」参照）。レコード・コンティニューム・モデル（以下「RCM」）は難解なものであり、日本の文献でも度々誤読されているものを見かけるが、関連する文献を連続して読むことで、講師が想定した以上に、参加者が自分なりの言葉で説明することができたものと評価している。

次に、講読した文献について、授業での意図を踏まえて紹介しておきたい。

第1部では、「一つの自立した組織や組織内の部署、または家族などの人間集団やそこに属する個人が形成する資料群の総体」²⁾であり、編成および記述等のアーカイブズ管理

2——「フォンド尊重の原則」『アーカイブズ学用語辞典』、柏書房、2024年、345-346頁。

の基礎となる、「アーカイバル・フォンド」概念に関して、近年の著名な論考を扱い、その概念や構造（原秩序）がどのように考えられ、議論されてきたかについて理解を深めることを目指した。

まず第2回で、国際アーカイブズ評議会（International Council on Archives, ICA）が策定を進めている記述の標準Records in Contextsから、「Records in Contexts-Foundations of Archival Description」（RiC-FAD）³⁾を講読し、アーカイブズ記述における基本的な考え方の理解を図った。

続く第3・4回で講読したTerry Cookによる「The concept of the archival fonds: theory, description, and provenance in the post-custodial era」⁴⁾は、1980年代に記述の国内標準化を進めていたカナダで、フォンド概念に関する論考として執筆されたものである。カナダの記述標準の考え方は、ICAが策定した国際標準General International Standard Archival DescriptionとInternational Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Familiesの基盤の一つともなっているものであり、現在のアーカイブズ記述を理解するうえで重要な論考と言えるだろう⁵⁾。

第5回で講読したPeter Horsmanによる「The Last Dance of the Phoenix, or The De-discovery of the Archival Fonds」⁶⁾は、2002年に公表されたものである。19世紀から20世紀にかけて広く受け入れられてきた「フォンド尊重」の概念について、その歴史的な経緯を振り返りながら、現在のフォンドおよび原秩序の概念について再検討を加えたものである。

第2部では、1990年代以降オーストラリアで展開し、現在広く議論されている「レコード・コンティニューム」概念とFrank Upwardが提示したRCMについて、基本的な理解と近年の議論に関する論考を扱い、その理論的展開を理解することを目指した。

第7回で『Encyclopedia of Archival Science』⁷⁾等から「レコード・コンティニューム」に関する概説を行った。この回は、その後の文献講読に必要な基礎的な知識を得ることを目的としたもので、導入的な役割を果たすものである。

第8回の文献は、2001年『Archival Science』誌に掲載された、Sue Mckemmishによる「Placing records continuum theory and practice」⁸⁾である。「1990年代以降のオースト

3—<https://www.ica.org/app/uploads/2023/12/RiC-FAD-1.0.pdf>

4—Terry Cook. The concept of the archival fonds: theory, description, and provenance in the post-custodial era. Terry Eastwood edit, *The Archival Fonds: from Theory to Practice*, 1992, pp. 31-85.

5—カナダの記述標準とICA国際標準の関係については、以下の論考を参考にした。

橋本陽「概念としてのフォンドの考察—ISAD (G) 成立史を踏まえて—」『京都大学大学図書館研究紀要』、第17号、2019年、1-14頁。

6—Peter Horsman. The Last Dance of the Phoenix, or The De-discovery of the Archival Fonds. *Archivaria*, no. 54, 2002, pp. 1-23.

7—Luciana Duranti and Patricia C. Franks Edits. *Encyclopedia of Archival Science*. Rowman & Littlefield, 2015.

8—Sue Mckemmish. Placing records continuum theory and practice, *Archival Science*, vol. 1, 2001, pp. 333-359.

大木	河井	宮原				
<ul style="list-style-type: none"> 記録とその作成・管理のコンテクストを1枚絵に落とし込んだもの【8】 記録の作成・管理は社会(4D)の影響を受けている【8】 4Dは多種多様な価値観 2000年代前半の議論では主ではなかったmarginalizedの価値観を捉える議論が出てきた【10、11、12】 R.C.M.が記録と社会の関係を捉えるモデルを提示したことによるもの【8、10、11、12】 	<p>4本を通して組織・個人資料(作家)で考える</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;">組織(理解)</th> <th style="width: 50%;">個人(考察)</th> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ・記録を動的・多面的に捉える ex)記録の取り方・残し方 記録の組織化 ○被記録者の希望の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のアイデンティティーのため ○Shadow Continuumの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・記憶が一般的に公開されないと分からない ・一般的に見えなくても、組織内では目録化 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ex) // 出版者と個人での残り方の違い ○ // 作品に個人や組織が特定される場合ありそう? ○ // 作家個人が目録化していない可能性が高いので、個人ではありそう? </td> </tr> </table>	組織(理解)	個人(考察)	<ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ・記録を動的・多面的に捉える ex)記録の取り方・残し方 記録の組織化 ○被記録者の希望の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のアイデンティティーのため ○Shadow Continuumの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・記憶が一般的に公開されないと分からない ・一般的に見えなくても、組織内では目録化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ex) // 出版者と個人での残り方の違い ○ // 作品に個人や組織が特定される場合ありそう? ○ // 作家個人が目録化していない可能性が高いので、個人ではありそう? 	<ul style="list-style-type: none"> RCM <ul style="list-style-type: none"> : 記録を中心に社会全体を表現 多様な人々 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、研究者、実務者 多様な記憶 <ul style="list-style-type: none"> → 応じた改良が進められる
組織(理解)	個人(考察)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ・記録を動的・多面的に捉える ex)記録の取り方・残し方 記録の組織化 ○被記録者の希望の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のアイデンティティーのため ○Shadow Continuumの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・記憶が一般的に公開されないと分からない ・一般的に見えなくても、組織内では目録化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ベース <ul style="list-style-type: none"> ex) // 出版者と個人での残り方の違い ○ // 作品に個人や組織が特定される場合ありそう? ○ // 作家個人が目録化していない可能性が高いので、個人ではありそう? 					
<p>把握できたことは2点</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録を第1次元～第4次元(Pluralize)で理解しようとする試み 特に多元化の時点が中心の論点となる <p>その背景に</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリアで提唱されたこと 移行されたアーカイブズへの視点がある <p>の2点がこのモデルの基礎にありそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ポスト・カストディアル → コンティニュームな視点 1990年代～レコード・コンティニューム論 記録とはただの情報ではなく、<u>社会的・組織行為の痕跡</u> <u>R. C.モデルでは表せない例</u> <ul style="list-style-type: none"> ケア・リーヴァーの記録 Migrated Archives (シャドウ・アーカイブズ) R. C.モデルは多様な文脈で適用可 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">アーキビストがどのように記録を管理してきたのか</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 30%;">記録がどのような力を持っている(いた)のか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;">記録は社会を映し出す鏡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 30%;">記録に社会がどのように反映されているのか</div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">記録をめぐる人々の新しい物語がどのように紡がれていくのか</div>				

図——13回文献まとめ

ラリアのレコードキーピングおよびアーカイビングの理論的・実践的な発展を、国際的な議論のコンテキストの中に位置付けること」を意図して書かれたもので、レコード・コンティニューム論の基本的な考え方や世界観を理解するものとして講読した。

第9回以降は、この基本的な理解を踏まえて、RCMに関する議論を追った。オーストラリアにおける社会的養護を経験していた人たち（ケア・リーヴァー（Care Leavers））による自身の記録に対するアクセスの問題を扱った「Care Leavers' records: a case for a Repurposed Archive Continuum Model」⁹⁾では、ケア・リーヴァーに関する記録とそれへのアクセスを求める動きがRCMの4つの同心円では十分に反映できないと、Viviane Frings-Hessamiは批判する。それを踏まえて、「取り戻し」（Reclaim）の次元を追加した、再目的アーカイブ・コンティニューム・モデル（Repurposed Archive Continuum Model）を提唱している。

第11回の文献も同様に、RCMが反映できない記録と社会の関係があるとして、Michael Karabinosによって追加の読み方が提唱されたものである。英国植民地政府が統治下で作成・保存し、英国本国に移送された記録（Migrated Archives）を扱った「In the shadows of the continuum: testing the records continuum model through the Foreign and Commonwealth Office 'Migrated Archives」¹⁰⁾は、その移送された記録が秘密裏に管理されていた状況を踏まえて、RCMが、社会の公開性やアクセシビリティに依存していると批判し、社会から隠され、アクセスできない状態を「影のコンティニューム」（shadow continuum）概念を用いて表現し、その現象を説明しようとした。

第12回の文献「The flexibility of the records continuum model: a response to Michael Karabinos' "in the shadow of the continuum"」¹¹⁾は、そのMichael Karabinosの論考に応じて執筆されたものである。著者のViviane Frings-Hessamiは、Karabinosが提示した「影のコンティニューム」概念は、RCMに対する理解の誤解から生じているとして批判し、一方で、移送された記録は興味深い事例として、Vivianeが提示する別のコンティニューム・モデルを用いて分析し、議論を展開したものである。

以上の4つの文献から、RCMを通して、記録とその作成・管理のコンテキストをどのように把握できるかを理解し、議論を行った。特に第12回の文献は第11回に対応して書かれているものであり、より論点や議論を理解するのに適した文献であったと考えている。

9—Viviane Frings-Hessami. Care Leavers' records: a case for a Repurposed Archive Continuum Model. *Archives and Manuscripts*, vol. 46, no. 2, 2018, pp. 158–173.

10—Michael Karabinos. In the shadows of the continuum: testing the records continuum model through the Foreign and Commonwealth Office 'Migrated Archives'. *Archival Science*, vol. 18, 2018, pp. 207–224.

11—Viviane Frings-Hessami. The flexibility of the records continuum model: a response to Michael Karabinos' "in the shadow of the continuum". *Archival Science*, vol. 20, 2020, pp. 51–64.

3 おわりに

半期という限られた期間で、「アーカイバル・フォンド」と「レコード・コンティニューアム」という、現在のアーカイブズ学の基本的かつ重要な概念を議論しきれたとは言いきれないし、受講者が十分に理解できたとも自信をもって言えるわけではない。ただ、本授業の目標「アーカイブズ学に関する主要なトピックに関して理解する読解力を養うこと」に立ち返って考えてみると、様々な読み方を意識しつつ、この短期間で多くの文献を読み、まとめたことは、それぞれの力になっているものと感じている。次頁以降に掲載されている、それぞれの成果はその一端であり、執筆者がこの成果をもとにさらなる研究を深めていくことができれば、授業を担当した講師としてうれしい限りである。

特集

個人アーカイブズの概観と研究活用の可能性

Personal Archives: An Overview and Their Potential for Research Use

河井 響子
Kyoko Kawai

1 はじめに

本稿は、現代作家の個人資料における編成とアーカイブズ記述の原則に関する研究の基盤整理を目的とし、海外の主要論文を検討するものである。従来のアーカイブズ学は、行政機関や組織が作成する公的記録を中心に発展してきたが、近年は個人が残す資料群の価値と、その編成・記述方法が注目を集めている。個人資料は組織資料に比べ、作成者の活動や性質によって残し方が多様であり、編成や記述において何を強調し、どのような文脈を提示するかが課題となる。

本稿では、Sue McKemmishの“Evidence of Me”、Catherine Hobbsの“The Character of Personal Archives”、そしてRichard J. Coxの*Personal Archives and a New Archival Calling*より第5章および第6章を取り上げ、それぞれの概要と論点を整理する。さらに、これらの知見を踏まえて、現代の作家資料研究における個人資料の位置づけやアーカイブズ記述の原則との接点について考察し、個人資料の特性に即した編成・記述の方向性を探る。

2 各論文の概要

2-1 Sue McKemmish, “Evidence of me”, *The Australian Library Journal*, 45(3), 1996, pp. 174-187.

McKemmish (1996) の論文は、日常生活で人々が作成・保存する記録を「自己の証拠 (Evidence of Me)」として位置づけ、その文化的・社会的意味を論じるものである。著者は、記録作成が自己の存在やアイデンティティを証明する根源的行為であり、その背後には社会的・文化的文脈が強く影響していると指摘する (p. 174)。言い換えれば、個人資料が自己証明の機能を果たし、同時に社会・文化を映す資料となるということである。従来のアーカイブズ学が国家や組織の公的記録を中心に発展してきたため、個人資料は十分に検討されてこなかったが、著者はこの枠組みを批判し、個人資料を理解する新しい視座が必要としている (pp. 179-180)。

著者によれば、個人資料はしばしば非公式で断片的であり、形式や体系が一定しないため、公的記録の評価基準やライフサイクルモデル (作成→利用→保存→廃棄) では捉えに

くいとしている。むしろ、個人資料は作成・利用・再解釈が循環的に行われる特性を持ち、Records Continuum Modelの発想と親和性が高いとされる。さらに、個人の記録作成の動機は自己表現、証拠保存、家族やコミュニティの記憶継承など多岐にわたり、文化的背景や社会的要素（性別・階層・民族）によっても形態が左右される。こうした点から、「記録作成の実践は社会的・文化的枠組みに埋め込まれている」と指摘し、公的記録中心の理論を超えて、個人資料の生成や利用の多様性を正当に評価すべきだと主張している（p. 181）。

さらに著者は、作家や芸術家、社会運動家などの個人資料が歴史や文化の理解に不可欠な一次資料であるとする（p. 181）。これらは単なる事実の集積ではなく、作成者の人生の証拠であり、文化的・社会的文脈を映す鏡としての役割を持つ。したがって、個人資料における評価・収集・記述・アクセスの方法論も、従来の制度的記録の基準ではなく、より柔軟かつ文脈に根ざしたアプローチが必要だと結論づけている（p. 184）。

筆者はこの議論を踏まえ、現代のデジタル環境において「Evidence of Me」の概念がさらに重要性を増していると考える。SNS投稿、メール、個人ブログなどは現代的な個人資料の典型例であり、その保存・評価・アクセスには新たな課題が伴う。記録の生成・保存・廃棄のサイクルは高速化し、より複雑になっているため、著者の指摘は実務的課題の理解にも直結するといえるだろう。著者が提起した「自己証拠としての個人資料」という視点を拡張させることで、デジタル社会における個人資料の保存戦略やアーキビストの役割を再考するための重要な出発点となると筆者は考える。

2-2 Catherine Hobbs, “The Character of Personal Archives : Reflections on the Value of Records of Individuals”, *Archivaria*, 52, 2001, pp. 126-135.

Catherine Hobbs (2001) の論文は、個人資料の特質・価値・保存の意義について深く掘り下げた研究であり、これら個人資料の特性が従来の公的記録中心の枠組みでは十分に理解できない点を論じている。著者は、個人資料は組織的機能のために作られる公的記録とは異なり、創造活動や感情、日常の営みの中から生まれるものであり、その形式は多様で断片的であると指摘する（p. 126）。そして、この多様性や雰囲気を含んだ全体性を「キャラクター」と呼び、これが資料の評価や編成方針の手がかりとなる一方で、主観的判断を避けられない課題を伴うと述べている（p. 128）。

また、個人資料は保存に至るまでの過程で、作成者や関係者によって恣意的な選択が行われるため、すでに「欠落」や「沈黙」を内包している。加えてプライバシーや著作権の制約が評価、編成、公開を制限するという問題もある。しかし著者は、それでも個人資料は、大きな歴史（マクロヒストリー）だけでなく、日常や個人の物語（マイクロヒストリー）を記録する存在であり、公的記録では得られない文化的多様性を示す点で重要だとする（p. 131）。

さらに著者は、文学者や芸術家の草稿、書簡などが作品や思想形成の過程を明らかにす

る一次資料として不可欠であることを指摘し、こうした資料の保存は単なる資料保存活動にとどまらず、社会全体の文化的多様性や個々人の声、経験を後世に伝える「文化的責務」であるとする (p. 133)。特に、少数派や非主流的な立場の個人資料は、歴史の中で消えやすい「声なき声」を記録する可能性を秘めていると指摘している。従来の記述方法ではこうした複雑性に対応できないため、著者は作成者の生涯や活動文脈を重視し、資料間の関係性を柔軟に示す新たな編成・記述方法の必要性を主張している (p. 135)。こうした既存の規則をこえた柔軟なアプローチを実践することは、アーキビストの役割の変化につながる。著者は、個人資料においてアーキビストは単なる保管者ではなく、資料の意味や価値を文脈の中で積極的に示す「解釈者」の役割を果たすべきという視点も提示している (p. 133)。

以上から、著者は個人資料を単なる私的記録の集合としてではなく、その背後にある人格・文化・歴史を体現する存在として捉え、その保存と活用を文化的・社会的責務として位置づけていると言える。そしてMcKemmish (1996) と同様に、従来の制度的枠組みでは捉えきれない多様性と複雑性に対応するため、柔軟で文脈重視の編成・記述アプローチの必要性を訴えている。

筆者は、著者が提示した個人資料の特性を表す「キャラクター」という概念は、現代作家の個人資料を研究対象とする際に非常に有効であると考えられる。特に、個人資料が持つ文脈性や独自性を尊重する姿勢は、既存の制度的基準に縛られず柔軟な保存・記述戦略を考える際の指針となる。また、著者が指摘する「欠落」や「沈黙」の問題は、アーカイブズ学の研究においても常に意識すべき課題であり、見えない声や背景をどう補完するかが重要である。さらに、デジタル社会においては、膨大で断片的な個人記録を「キャラクター」を損なわずに扱う方法論を探る必要があり、著者の議論はその検討に直接的な示唆を与えるものだといえる。

2-3 Richard J. Cox, “Human Impulses and Personal Archives”, *Personal Archives and a New Archival Calling: Readings, Reflections and Ruminations*, Chapter 5, Litwin Books, 2009, pp. 137-166.

Richard J. Cox (Chapter 5) は、個人資料の作成・保存・廃棄に関わる「人間的衝動 (human impulses)」を探求し、これがアーカイブズの形成にどのように影響するかを論じている。著者は、記録の生成・保存・廃棄という行為の背後には、実用性・感情・文化的価値観・宗教観・死生観といった多様な要因が存在しており、それらが複雑に交錯することで人間の行動や心理が個人資料の性質や保存方針、さらには社会的記憶にまで大きく関与していると述べる (p. 137)。加えて、資料とは単なる物理的オブジェクトや情報の集合ではなく、人間の行動・感情・文化的背景が反映された社会的産物として捉えることの重要性を強調している。つまり、アーキビストが資料を扱う際には、この人間的側面を深く理解しなければ本来の意味を見誤る危険があるとし、心理的・社会的要因に敏感であることの必要性を訴える (p. 159)。

契約書のような業務記録だけでなく、日記・手紙・家族写真のように個人の思いや記憶を反映した記録も、人間的衝動の産物である。遺品が情報的価値を超えて感情的価値によって大切に残されることや、死者を記憶する文化的慣習が保存行動に影響を与える例が典型である (p. 143)。一方で、プライバシー保護や過去の抹消、物理的制約などから多くの記録は廃棄される。結果として、後世に伝わる資料は「選別」と「淘汰」を経た残余であり、そこには必然的に「欠落」や「沈黙」が存在する。この事実を踏まえ、著者は廃棄もまた記録史を形づくる不可欠な要素であると位置づけている (p. 149)。こうした認識に立つと、アーカイブズの編成や評価は中立的行為ではなく、人間の衝動が反映された選択の積み重ねを解釈する営みであると解釈することができるだろう。

著者の主張は、アーカイブズ学が形式や情報価値の分析にとどまるのではなく、その背後にある人間的衝動を理解すべきだという点にある。とりわけ個人資料は、作成者の文化、価値観、感情と密接に結びついているため、制度的記録と同じ評価基準では捉えられないとも強調している。その中でも、文学者や芸術家の資料のように、創作のプロセスを直接に映し出すものは、形式的な評価基準では捉えきれない独自の価値を持つと述べている。

筆者は、この「人間的衝動」という視点は、現代の個人資料研究においても極めて有効であると考ええる。特に、残された資料に不可避的に存在する「欠落」や「沈黙」を理解するうえで、著者の議論は重要な示唆を与えている。また、現代ではSNS上で、記録の作成・保存・廃棄が容易になったことにより、こうした人間的衝動の影響はむしろ増大していると推測する。アーキビストや研究者がこの点を踏まえて資料に向き合うことは、現代のアーカイブズ学を発展させるための不可欠な課題であるといえる。

2-4 Richard J. Cox, "Traces of Ourselves : More Thoughts on Personal Recordkeeping and the Roles of Archivists", *Personal Archives and a New Archival Calling: Readings, Reflections and Ruminations*, Chapter 6, Litwin Books, 2009, pp. 167-200.

Richard J. Cox (Chapter 6) は、個人資料の意義とアーキビストの役割について深く考察している。本章では、自己表現や記憶保持に加え、社会的責任や歴史的証拠形成に寄与する「自分自身の痕跡」としての個人資料の文化的・社会的価値、そしてその管理・保存における課題を掘り下げている。著者は個人資料を「痕跡 (traces)」と捉える (p. 168)。それは意識的・無意識的に残される個人の生きた証であり、日記、写真、手紙、あるいは現代のデジタルメッセージなどは、作成者の生の証であり、その人が「何をしたか」だけでなく「何者であったか」をも映し出すとしている。こうした個人資料は私的領域を超えて公共的価値を持ち、文学や文化研究の基礎資料として機能するとともに、日常生活の断片を記録するものとして、社会史を具体的に示す一次資料として重要である、と著者は述べる。

しかし著者は、個人資料が常に残るわけではなく、多くは廃棄や喪失によって失われ、そこに「沈黙」が生じると指摘する (pp. 170-171)。特に、社会的弱者や周縁化された人々

の記録は残されにくく、その欠落は歴史記述を偏らせる要因となる。したがってアーキビストは、記録の不完全性を自覚し、その沈黙に耳を傾け、可能な限り補う役割を担う必要があるとする。さらに現代では、電子メールやSNS、クラウド保存された画像など膨大なデジタル資料が生成されているが、技術的陳腐化やプラットフォームの消失によって短期間で失われる危険性を抱えている (p. 179)。これは紙資料とは異なるデジタル固有の脆弱性であり、この脆弱性に対応するためには、専門的知識や継続的メンテナンスを伴う保存戦略が不可欠であると論じる。

こうした課題を踏まえ、著者はアーキビストの役割を従来の管理者にとどめず、社会的責任や使命に基づいた判断を行い、資料の意義を社会に伝える教育者、そして記録保持の支援者として位置づける (p. 199)。また、記録の「民主化」を提唱し、アーカイブズの権威や選択権を専門家だけに限定せず、市民が主体的に自らの記録を残し共有できる仕組みを広げることの必要性を説く。それにより、より多様な歴史と経験が後世に伝えられる可能性が高まるとする。つまり、従来の組織記録管理の枠を超え、保存・活用・社会的使命に基づく判断、教育活動や社会啓発に至るまで、個人資料をめぐる広範な実践が求められるといえる。

筆者としても、この議論は妥当であると考えている。個人資料は前の論文でも共通して述べられている通り、必然的に不完全であり、その欠落や沈黙を認識することなしには適切に評価・保存することはできない。また、デジタル社会によって資料が急速に生成される現代では、技術的な脆弱性に対応する保存戦略が欠かせない。よって、アーキビストが社会に伝える教育者や記録保存の支援者として積極的に社会と関わることは、多様な歴史を残し、共有するために不可欠であると考えている。

3 議論の展開について

3-1 個人資料の存在意義の確立

本レポートにおける議論の出発点は、Sue McKemmishによる「記録は私の証拠である」という概念の提示である。個人は、日記・手紙・写真・デジタルメッセージといった多様な形で、自らの存在や経験を証拠として残す。これらは単なる情報ではなく、「自己の痕跡 (evidence of me)」として、個人のアイデンティティや社会的立場を反映する。同時に、記録が作成される文脈や意図、また残す／残さないという選択も、社会的・文化的影響を受ける。ここでは、個人資料の本質的な価値と、その背後にある社会的・文化的力学が出发点として位置づけられる。

3-2 個人資料の特性と多様性の整理

Catherine Hobbsは、特に作家資料を念頭に置きながら、個人資料の性質や構造を詳細に分析している。個人資料は、公的記録とは異なり、作成者の感情・思考・創作過程が強く反映される。なかでも作家資料は、創作ノート、草稿、書簡など、多層的な痕跡が連続

的に蓄積されるため、創作の背景や思想の変遷を読み解く重要な手がかりとなる。ただし、それらは必ずしも体系的に整理されておらず、保存状態や記録の偏りが問題となる。この段階で、作家資料は個人資料の中でも特に複雑かつ解釈可能性の高い資料群であることが明確化される。

3-3 個人資料と人間的衝動の関係

Richard J. Cox (Chapter 5) は、個人が記録を残す行為の背景にある心理的・文化的衝動に注目する。記録作成は、記憶の保持、自己表現、社会的承認、家族やコミュニティへの責任感など、複数の動機によって促される。一方で、プライバシー保護や自己防衛のために記録を破棄する動きも存在する。作家資料の場合、意図的に資料を残す場合と、創作過程で自然に残った資料とが混在するため、資料解釈において作成意図を見極める必要がある。ここで議論は、個人資料の生成や欠落の背後にある人間的衝動の理解へと展開する。

3-4 個人資料を「痕跡」として継承するためのアーキビストの役割

Richard J. Cox (Chapter 6) は、個人資料を「自分自身の痕跡」として捉え、それを後世に残すためのアーキビストの役割を論じる。アーキビストは、資料の受動的な管理者ではなく、社会における個人資料の意義を説明し、保存行為を促進する支援者でもある。特に作家資料は、創作過程や思想の変遷を後世に伝える貴重な文化資源であり、計画的な収集と保存が必要である。デジタル環境では、電子記録の脆弱性への対応が急務であり、個人や作家が自らの記録を持続的に管理できる仕組みづくりが重要である。

CoxとMcKemmishは、どちらも個人資料を「自分自身の痕跡」として捉える点で共通している。しかし、McKemmishは記録行為そのものの意味や人が記録を残す動機といった内面的・哲学的側面を重視するのに対し、Coxはそれらの痕跡をどのように保存し、社会で活用するかという実務的・制度的側面に重点を置く。

本レポートで取り上げた文献を通して整理すると、当初は管理手法が体系化されていた組織資料が優勢であり、断片的で非定型な個人資料は周縁化されていたという背景を踏まえつつ、個人資料の重要性を理論的に問い直す議論が展開され、その特性や課題の分析へと進み、さらに人間的背景を考慮した上で、最終的にはそれを未来へいかに継承するかという実践的課題へとつながる流れとして理解することができる。これは、著者らの議論を読み解き、筆者自身が一つの整理として見出した視座である。

4 自分の研究テーマへの活用可能性

4-1 研究の理論的基盤の強化

Sue McKemmishの「Evidence of Me」で提示された「個人資料は自己の証拠である」

という視点は、現代作家資料の意義を説明する上で非常に有効だと考えられる。作家資料は、創作物だけでなく、その人の思想・生活・社会的背景を映し出す「痕跡」の集合である。この概念を研究の冒頭で理論的根拠として据えることで、作家資料の収集・編成・記述を意義づける重要な論拠となるだろう。

4-2 作家資料特有の特性と課題の整理

Catherine Hobbsの議論は、作家資料の編成を研究する上での「対象の性質」を理解する土台になる。作家資料は非体系的・多層的であるため、ISAD (G) やRICなどの記述標準をそのまま適用するだけでは不十分な場合がある。編成方針を検討する際には、「資料の持つ創作プロセスの痕跡を最大限活かす」ことを優先すべきだという視点が得られる。

4-3 資料作成・欠落の背景理解と選別方針

Cox (Chapter 5) が示すように、作家は自覚的・無自覚的に資料を残す一方、プライバシー保護や自己イメージ形成のために破棄も行う。この知見は、評価選別の段階で「なぜ特定の資料が残っている／いないのか」を分析する重要な視点となる。残存資料の背景を理解することで、編成・記述の際に適切な補足情報や解釈を加えることが可能になる。

4-4 アーキビストとしての役割と研究の実践的意義

Cox (Chapter 6) は、アーキビストの役割を「受動的な管理者」から自ら社会に伝えていく「能動的な教育者や支援者」へと拡張している。研究の中で、現代作家やその家族・関係者との関係構築や保存意識の向上を促す提案もできるだろう。特にデジタル記録(メール、SNS、電子原稿など)を含む現代作家資料は脆弱性が高く、それらを対象とする本研究は、計画的な保存支援の必要性を示す視点を提供しうる。

5 まとめ

個人資料は私的領域にとどまらず、社会の記憶と歴史を形成する重要な資料でもある。日常的な記録は作成者の存在を証明するだけでなく、時代の価値観や社会構造を映す媒介となり、個人史と公的歴史を結びつける。一方で、廃棄や非記録化による「沈黙」は歴史を偏らせる要因となり、特に周縁的立場の人々の記録が失われやすい。この不均衡を是正しようとする視点は、アーキビストに求められる重要な役割の一つである。さらに、デジタル化は記録の保存や共有の可能性を広げつつも、消失や劣化のリスクを伴うため、新たな保存戦略が不可欠である。

今後は、理論的視座を踏まえつつ、多様な個人資料の保存と活用に向けた具体的な実践方法を検討していく必要がある。

アーカイブズと集合的記憶研究に関する 国際的議論の概観

An Overview of International Debates on Archives and Collective Memory

中村 友美

Tomomi Nakamura

1 はじめに

アーカイブズ学専攻が開設以来掲げているキャッチコピー「記録を守り 記憶を伝える」に象徴されるように、記録と記憶の関係は密接であり、専門職団体の倫理綱領においても記録が記憶に及ぼす作用について言及されるなど¹⁾、アーキビストは記録の管理を通して記憶の形成に深く関与している。アーカイブズ概念・原則・実践に関する主要な項目を収録し、アーカイブズ学の代表的な辞典の一つに挙げられる*Encyclopedia of Archival Science* (以下、EAS) では、「アーカイブズと記憶 (Archives and Memory)」という見出しが立てられている。そこでは、アーカイブズ・レポジトリが「記憶の機関」「記憶の場所」と呼ばれることがあり、アーカイブズ資料は個人の記憶を具体化・保存するもの、あるいは集合的 (社会的) 記憶を表象するものと説明されている²⁾。

筆者は、パフォーマンスアーツや茶道といった文化的活動から発生するアーカイブズ資料と、活動自体のアーカイビングを研究対象としている。茶道家の資料の分析を行った際、記録された人物を中心とした文化史研究が促進されるのと同時に、個人資料であっても周辺人物を含む情報を包含することから、それらの集積が地域社会の記憶を形成する可能性があることを指摘した³⁾。EASにおけるアーカイブズ資料と記憶の関係に関する定義を踏まえると、資料は特定の文化活動を跡づけるだけでなく、個人的記憶とそこに関与する人々を巻き込み、集合的記憶との交差をもたらすものであるといえるだろう。

アーカイブズと記憶の関係を概念化するにあたっては、個人的記憶、集合的記憶、歴史的记忆、アーカイブズ的記憶といった、独立しつつも交差する次元を区別して考察するこ

1—例えばイギリス・アイルランド アーカイブズ・レコード協会の倫理綱領には、「あらゆる種類の記録は、個人及びコミュニティの権利、記憶、アイデンティティの根幹である」という一文がある。<https://www.archives.org.uk/ara-code-of-ethics>. (2025年9月24日最終閲覧)

2—Randall C. Jimerson, 'Archives and Memory', in Luciana Duranti and Patricia C. Franks (eds.), *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman and Littlefield, 2015, p. 99.

3—中村友美「昭和期の岡山茶道関連記録 幽清会川浪家資料について」、『岡山県立記録資料館紀要』第16号、2021年、51-60頁。

とが有用とされる⁴⁾。EASによれば、個人的記憶には短期記憶と長期記憶があるとされ、後者には個人的経験と結びついたエピソード記憶、事実に関する意味記憶、スキルや習慣に関する手続き記憶が含まれる⁵⁾。集合的記憶は、「民族や国家の構成員といった人々の集団が、『共通の起源・価値観・経験』といった過去について一定の認識を共有していること」と定義される⁶⁾。上述したような個人的記憶と集合的記憶の重なりに関心を寄せつつ、本稿では特にアーカイブズと集合的記憶に重点を置き文献調査を行う。

2 本稿で取り上げる文献について

トロント・ヤコブセン、リカルド・プンザラン、マーガレット・ヘッドストロームによる“Invoking “Collective Memory”: Mapping the Emergence of a Concept in Archival Science” (以下、論文A)⁷⁾は、集合的記憶に関する思想や概念がアーキビストの間でどのように受容、展開されてきたかを明らかにし、その主要なテーマの特定を試みた論考である。著者らは「アーカイブズと集合的記憶の関係性の体系的な検証」(p. 219)に基づき4つの潮流を提示しており、本稿では2013年時点のこの潮流を意識してレビュー対象論文を選定した。レビューに先立ち、論文Aで示される4つの潮流を確認する。

第一の潮流は、アーカイブズを遺産機関 (heritage institutions) として捉えたもので、集合的記憶の象徴的基盤としての役割に注目し、アーカイブズが記憶やアイデンティティの源泉となるという肯定的な捉え方をしている点が特徴である。一方で、アーカイブズは社会的に構築される記憶や公的な歴史叙述における包摂と排除の政治が形成される場であるという見方も示されている。

第二の潮流は、社会的記憶の生成・構築・伝播において、記録、アーカイブズ、アーキビストが果たす役割を批判的に問い直したものである。記録は実際に起こったことの断片にすぎないと述べたヴァン・ハリスの論考⁸⁾や、記録自体は記憶ではなく過去の出来事を想起する「触媒 (touchstone)」であると主張したローラ・ミラーの研究⁹⁾などが挙げられる。

4—Jimerson, *op. cit.*, p. 99.

5—*Ibid.*

6—*Ibid.* 集合的記憶は、フランスの社会学者モーリス・アルヴァックス (Maurice Halbwachs) によって定式化された概念である (*La Memoire collective*, Presses Universitaires de France, 1950)。アーカイブズ学の主要な学術誌における集合的記憶研究を調査した結果、アーキビスト・非アーキビストの双方に広く引用されているのはアルヴァックスのみであることが指摘されている (Trond Jacobsen, Ricardo L. Punzalan, Margaret L. Hedstrom, Invoking “Collective Memory”: Mapping the Emergence of a Concept in Archival Science, *Archival Science*, vol. 13, no. 2-3, 2013, p. 226)。

7—Jacobsen, et al., *op. cit.*, pp. 217-251.

8—Verne Harris, ‘The Archival Sliver: Power, Memory, and Archives in South Africa’, *Archival Science*, vol. 2, no. 1-2, 2002, pp. 63-86.

9—Laura Millar, Touchstones: Considering the Relationship between Memory and Archives, *Archivaria*, 61, 2006, pp. 105-126.

第三の潮流は、アーキビストの社会的立場や責任を自己省察的に研究する動向を背景として、アーカイブズ・記憶・社会的権力の関係をたどるものである。アーカイブズと記憶・政治・正義の関係を問い直し、アーキビストが過去の特定の見解を構築する政治的なプロセスに関与する存在であると論じたデイビッド・ウォレス¹⁰⁾、周縁化されたコミュニティにおける追悼や記念の場としてのアーカイブズの機能に焦点を当てたミシェル・キャズウェル¹¹⁾や、ブンザランの研究¹²⁾などが挙げられる。

第四の潮流は記憶の概念を通して記録の性質を再検討するもので、記録を過去の証拠や人工物としてどのように捉えられるかを再考するために、記憶を媒介としてその意味を問い直すことを特徴とする。アーカイブズがコミュニケーションの範囲を時間的にも空間的にも拡大すると指摘したケネス・フートの議論¹³⁾や、アーカイブズが過去の見解の定義・構築にいかに関わるのかをさらに問いかけ、過去に対するアプローチの相違に基づいて「歴史のアーキビスト」と「記憶のアーキビスト」の分類を提示したブライアン・ブロスマンの研究¹⁴⁾などがある。

以下では、第一、第二、第四の潮流に位置づけられる論文をレビューする。

3 各論文の概要

3-1 Hugh Taylor, *The Collective Memory: Archives and Libraries as Heritage*, *Archivaria*, 15, 1982, pp. 118-130.

イギリス系カナダ人のヒュー・テイラーは、アーカイブズと集合的記憶の関係を論じた最初のアーキビストである¹⁵⁾。1982年に発表された本論文（以下、論文B）は第一の潮流に位置づけられ、アーカイブズと遺産という概念の結びつきを論じたものである。論文Bの概要は以下の通りである。

今日知られている遺産運動は、ヨーロッパで起こった建築における復興や保存運動に起源があるとされる。個々の建物の保存からその土地の保存へと意識が広がり、「遺産」という概念は人々の支持を得るようになった。これに対して、アーカイブズは集合的記憶の源泉ではあったが専門家が利用するもので、一般の人々からは遠い存在であった。

10—David A. Wallace, Introduction: Memory Ethics—or the Presence of the Past in the Present, *Archival Science*, vol. 11, no. 1-2, 2011, pp. 1-12.

11—Michelle Caswell, Khmer Rouge archives: accountability, truth, and memory in Cambodia, *Archival Science*, vol. 10, no. 1, 2010, pp. 25-44.

12—Ricardo L. Punzalan, “‘All the Things We Cannot Articulate’: Colonial Leprosy Archives and Community Commemoration”. Jeannette A. Bastian, Ben F. Alexander (eds.), *Community Archives: the Shaping of Memory*, Facet Publishing, pp. 197-219.

13—Kenneth E. Foote, To Remember and Forget: Archives, Memory, and Culture, *The American Archivist*, vol. 53, no. 3, 1990, pp. 378-392.

14—Brien Brothman, The Past that Archives Keep: Memory, History and the Preservation of Archival Records, *Archivaria*, 51, 2001, pp. 48-80.

15—Jacobsen, et al., *op. cit.*, p. 220.

続いて、イギリスとカナダにおける遺産形成の歩みが整理される。イギリスでは、王立歴史文書委員会やアーカイブズ登録局の活動を通じ、地域史研究における活用と結びつきながらアーカイブズの遺産としての受容が急速に進んだ。一方カナダでは、フランスからイギリスへの統治移行を背景に、旧政権下での出来事や制度の証拠としてアーカイブズの遺産化が進展した。

第二次世界大戦後に普及したテレビやオートメーションは社会の均一化を引き起こし、そのことはアーカイブズ界に情報伝達手段（媒体）の変化という形で影響を及ぼした。またこの頃、カナダ国立公文書館長ケイ・ラムの尽力により、公共活動の集合的記憶の蓄積が意識的に行われるようになった。カナダ国立公文書館と地域アーカイブズの協力体制や情報ネットワークの構築も進展し、アーカイブズを中心とした地域の遺産活動—小規模な博物館やアーカイブズの設置、地域史・家族史研究—が活発化した。

このようなアーカイブズの遺産化は、アーカイブズをどのように、どこで保存するのかという問題を浮き彫りにした。著者は、記録は可能な限り生成された場に近い場所で保存すべきであるという考えに沿って収集方針を見直すことを主張する。

3-2 Eric Ketelaar, *Sharing : Collected Memories in Communities of Records. Archives and Manuscripts*, vol. 33, no. 1, 2005, pp. 44-61.

エリック・ケテラールによる本論文（以下、論文C）は、第二の潮流に位置づけられ、2005年に刊行された*Archives and Manuscripts* 33巻1号に掲載された論考である。同号では集合的記憶をテーマに特集が組まれ、レコード・コンティニュームの第4次元（多元化領域）の可能性と力に焦点が当てられている¹⁶⁾。論文Cの概要は以下の通りである。

まず、著者は記憶の共有を媒介する記憶テキスト（memory text）を解説する。記憶テキストは文書や話し言葉のほか、景観、建物、儀式、パフォーマンスなど多様な形態を持ち、それらを媒介として共有された個人的記憶は、経験や感情の社会的共有によって社会的記憶となる¹⁷⁾。

次に、集合的記憶を理論化したモーリス・アルヴァックスの「すべての記憶は社会的に枠づけられている」という定義を踏まえ、個人・家族・組織の記憶の相互作用が描写される。個人は家族の記憶を通して過去とつながり、その結びつきが文化の基盤となる。家族の記憶は親族、地域、宗教、国家などのより大きな枠組みに埋め込まれ、家族や組織の記憶も他の社会的枠組みによって浸透・変容する。著者は、こうした相互関係はドキュメントにおいても同様であると論じ、元の作成者の産物であるだけでなく、編集・改訂・翻

16—Glenda Acland, Editorial, *Archives and Manuscripts*, vol. 33, no. 1, 2005, p. 8. この特集は、2004年にメルボルンで開催されたセミナー「アーカイブズと集合的記憶：多元的アーカイブズの役割における挑戦と課題」が背景となっている。

17—記憶テキストについては、清原和之が詳述している。清原和之「南アフリカの身体返還運動をめぐるアーカイバル・ヒストリー—越境し、連鎖する記憶の制御は可能か」、『学習院大学文学部研究年報』第63輯、2017年、169-193頁。

訳などの連続的なプロセスによって生み出されるとするグレアム・デイヴィソンの論説を引用する¹⁸⁾。記録の作成者・利用者・アーキビストの介入や解釈によって記録の意味が形成（再形成）され、こうした「活性化」が様々な時空間、コンテキストで行われるため、記録には多数の作成者、著作権や所有権を主張する人々が存在する。

また、集合的記憶に関与する行為者の広がり考察するため、「記録共同体（community of records）」と「共同遺産（joint heritage）」の二つの概念が説明される。記録共同体は個人に由来する記録を社会全体の多層的なプロセスの産物として捉える考え方で、ジャネット・バスティアンによって提唱された¹⁹⁾。国際アーカイブズ評議会（ICA）によって策定された共同遺産の考え方は、二つ以上の国家間で共有されるような対立するアーカイブズの主張を解決に導く基本原則の一つに位置づけられる。これらの概念は「記録のステークホルダー」の権利と義務を考える上での指針となるものであり、記憶とアイデンティティの形成におけるアーカイブズとアーキビストの役割を再定位する助けとなる。

最後に、コミュニティとそのアイデンティティへと議論が展開し、集合的アイデンティティとは記憶の選択的なプロセスに基づいているため、コミュニティは共通する過去の記憶を通して自らを認識すると著者は説く。

3-3 Michael Piggott, Building Collective Memory Archives. *Archives and Manuscripts*, vol. 33, no. 1, 2005, pp. 62-83.

論文Dは、論文Cと同じく2005年刊行の*Archives and Manuscripts* 33巻1号に掲載された論考であり、第四の潮流に位置づけられる。著者のマイケル・ピゴットは同年、*Archives : Recordkeeping in Society*にもアーカイブズと記憶に関する論文を発表しており²⁰⁾、論文Dはその論点を発展させたものである（p. 76）。論文Dの概要は以下の通りである。

初めに、記憶の概念がアーカイブズ学の文脈でどのように議論されてきたのかが説明される。「記憶」の概念を含んだ定義はアーカイブズとの関りにおいて理解可能だが、学術的に洗練されたものではなく、「集合的記憶」「社会的記憶」など多様な記憶を混同することで混乱を招いている。オーストラリアで記憶とアーカイブズの結びつきが現れ始めたのは、北米での意識の高まりと同じく1990年代半ばのことである。

次に、著者は集合的記憶と社会との関わりに焦点を当て、記憶しようとする集団的な欲求から集合的記憶アーカイブズ（collective memory archives）が生まれることもあると

18—Graeme Davison, *The Use and Abuse of Australian History*, Allen & Unwin, 2000, p. 144.

19—Jeannette A. Bastian, *Owning Memory. How a Caribbean Community Lost its Archives and Found Its History*, Libraries Unlimited, 2003.

20—Michael Piggott. “Archives and Memory”. Sue McKemmish, Michael Piggott, Barbara Reed and Frank Upward (eds.), *Archives: Recordkeeping in Society*, Charles Sturt University, 2005, pp. 299-328. 日本語訳は以下に収められている。第6章アーカイブズと記憶（マイケル・ピゴット／保坂裕興訳）、スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／バーバラ・リード／フランク・アップウォード編、安藤正人監修／石原一則／大木悠佑／坂口貴弘／塚田治郎／平野泉／保坂裕興／森本祥子訳『続・アーカイブズ論—記録のしくみと情報社会』、明石書店、2023年、239-280頁。

いう見解を示す。そのようにして形成された集合的記憶アーカイブズは、社会的存在を主張する手段になる。

続いて、オーストラリアにおける集合的記憶アーカイブズの形成を示す二つの具体例が紹介される。著者は、オーストラリア戦争記念館が遺族と交渉し日記や手紙を収集するプロセスをレコード・コンティニューム・モデル（以下、RCM）の第4次元から分析し、日記や手紙は単なる歴史叙述のための資料ではなく、個人的な痕跡を示すもので記憶を想起させる資料であることを指摘する。また、グレインジャー博物館の例では、RCMの各次元と照らし合わせ、音楽家パーシー・グレインジャーが記憶化のために意図的に文書を作成し（第1次元・生成）、自身に関する記録を記録管理システムに取り込み（第2次元・捕捉）、博物館を創設し（第3次元・組織化）、本人の死後も妻・関係者・研究者・演奏活動・再録音・展覧会などを通じて遺産が利用・再解釈されている（第4次元・多元化）と説明される。

最後に、著者は集合的記憶アーカイブズはどのように理解され、構築されるのかを問いかけ、スー・マケミッシュが指摘する第4次元の統一的な収集方針の不存在に同意しながらも、草の根レベルの取り組みを含め協働的な枠組みが発展する可能性を示す。

4 文献レビューを踏まえたアーカイブズと集合的記憶をめぐる議論の展開

以上を踏まえ、論文B、C、Dの議論の展開を整理する。

論文Bは、遺産としての受容の過程と、記録が生成・保存される場所と集合的記憶との結びつきを論点としている。コミュニティへと遺産運動が拡張したことを背景とする「記録は可能な限り生成された場に近い場所で保存すべきである」（p. 124）という指摘には、物理的な保存の場を集合的記憶の発生する場として捉える考え方が示されている。そうした議論の延長として、中央と地方の関係性に焦点を当てつつアーカイブズの領域性（territoriality）の尊重が強調される一方、後年カナダのアーカイブズ学研究で取り上げられる周縁化されたコミュニティの記憶や、個人的記憶の概念については、必ずしも十分に考慮されているわけではないといえる。

論文Bと論文Cの間には20年以上の隔たりがあるが、この期間に進展した多様性を重んじる社会的潮流を背景として、アーカイブズ学研究においても「個人」へのアプローチの変化が見られる。論文Cでは、記憶が個人から社会へと連続的につながるネットワークの中で生成され、相互作用するプロセスを、「記憶テキスト」「記録共同体」「共同遺産」といった諸概念から論じている。著者は、植民地と宗主国などの対立的な構造の中で生じた「記録の所有者は誰か」という問題に対し、社会の多様な層をより大きな出所として捉えることで、記録に関与する主体が広がるという議論を展開している。「あなたの記憶は他者や集団の記憶と絡み合っている」（p. 47）と述べるように、記憶は個人の属する社会的枠組みによって形成されると著者は指摘しており、集合的記憶が単一の視点ではなく、複数の立場や視点から構成されるものであることが示唆されている。

論文DはRCMの枠組みから集合的記憶アーカイブズを考察したものであり、第3次元（組織化）と第4次元（多元化）でのアーカイブズの制度化、持続化を通して集合的記憶が形成される様相が描かれている。戦争記念館の事例においては、日記や手紙などの個人的な記録の「収集」は遺品を「手放す」という遺族の葛藤を伴う営みであったことが描かれている（pp. 70-71）。遺族、収集担当者、将来的な利用者といった記録に関わる多様なステークホルダーの存在が示されると共に、個人の記録が戦争記念館という記憶を継承する場に再配置されることで、個人・家族の記憶が集合的記憶へと移行する組織化・多元化のプロセスが見て取れる。つまり、個人的記憶と集合的記憶の交差をRCMを通して考察することで、戦争という国家的行為をめぐるナラティブの形成に多面的な視点がもたらされる可能性が示されている。さらに、収集、保存、インターフェースの構築といった実践的なアーカイバル・ワークに集合的記憶の概念を引きつけた点も論文Dの特徴であり、集合的記憶アーカイブズを形成し、管理するための包括的な枠組みの必要性へと議論が展開している。

5 おわりに

本稿では、アーカイブズと集合的記憶に関する文献レビューを行い、①記録の生成、保存の場と結びつく集合的記憶、②多様な人々が記録に関与することで形成される多様な集合的記憶、③RCMから捉える記録の多元化と集合的記憶という3つの議論を整理した。論文A、C、Dは記憶（集合的記憶）をテーマにしたカンファレンスやセミナーが端緒となっている。それらに続く国際的な動向に注意を向けつつ、関連する文献の検討をさらに重ね、今日までの議論の展開を明らかにしていきたい。

特集

アーカイブズ機関の普及活動の変遷

Evolution of Public Programming in Archival Institutions

宮原 正季

Masaki Miyabara

1 はじめに

本稿では、海外のアーカイブズにおける普及活動をめぐる議論に焦点を当て、Gabrielle Blais, David Enns (1990)、Sharon Anne Cook (1997)、Erin Lawrimore, David Gwynn, Stacey Krim (2022)の3つの海外文献を比較・検討する。これらの論文は、普及活動がアーカイブズやアーキビスト、そして地域社会にとってどのように位置づけられてきたかを明らかにするものである。異なる地域（カナダとアメリカ）、および異なる執筆時期が議論に与える影響に注意しながら、共通点と相違点を比較し、普及活動の概念の変遷を分析する。日本のアーカイブズの普及活動は、海外の動向から少なからず影響を受けてきた。その概念の変化を辿ることは、日本のアーカイブズが今後果たすべき役割や、社会との関わりを考察する上で、重要な示唆をもたらすと筆者は考える。

なお、アーカイブズの収蔵資料や機能を一般の人々に提示するために行われる活動を指す語句として、論文内にはOutreachやPublic Programmingが登場する。これら2つの語は厳密には違いがあるものの、Sigrid McCauslandは互換的に用いられることもあるとしていることから¹⁾、本稿においては同義として「普及活動」の語を用いる。また「アーカイブズ」はアーカイブズ機関を指し、資料を指す場合には「アーカイブズ資料」と明記する。

2 各論文の概要

2-1 Gabrielle Blais, David Enns, “From Paper Archives to People Archives : Public Programming in the Management of Archives”, *Archivaria*, 31, 1990, pp. 101-113.

著者らは、従来の普及活動に対する見解に異議を唱え、アーカイブズの使命と社会的機能を実現するものとして、その重要性を強調した。また、普及活動の新たな理解の中核を

1— Sigrid McCausland, “Archival public programming” in Heather Macneil, Terry Eastwood eds. *Currents of archival thinking 2nd Edition*, Bloomsbury Publishing, 2017, pp.228-229.

成す概念として「イメージ」「認知」「教育」「利用」の4つの概念を提示した。

1960年代まで、カナダのアーカイブズの普及活動は、リサーチガイドの提供や歴史家の研究支援などに限定されていた。しかし、1970年代から一般市民の間で社会史への関心が高まり、利用頻度の少なかった資料が閲覧されるなど利用に変化が生じた。1980年代には、文化施設への予算削減を背景に財政支援を正当化するべく、アーカイブズは一般市民へと意識を向けるようになった。高度化する利用者ニーズに対応し、アーカイブズの活動に対する理解を得るため、そのアプローチは「資料中心」から「利用者中心」へと変化した。一方で、利用に関する懸念や、中核的なアーカイブズ機能に統合する必要性については議論が続いている (pp. 102-103)。

著者らは、アーカイブズが使命を達成する上で必要な参加と支援を確保するため、一般市民との直接的な交流を図る活動として、普及活動を包括的に定義している。「イメージ」「認知」「教育」「利用」の4要素から構成され、アーカイブズのイメージを構築し、アーカイブズへの認識と理解を促進し、アーカイブズの価値と潜在的な利用可能性について一般市民への教育を徹底し、アーカイブズ資料の利用を可能にすることで、機関の活動を支援することにつながるとされる (p. 103)。

「イメージ」の問題は、リソースの確保と密接に関わる。一般市民の関与が無ければその機関は存在意義を失うため、あらゆるアーカイブズは一般市民との関わりを中心的な関心事として考えなければならない。アーカイブズは支援に値する活力に満ちた組織であり、一般市民の情報や文化的ニーズを満たすことができるというイメージを促進するような普及活動が求められている (p. 104)。また、イメージの醸成にとどまらず、アーカイブズの機能と使命に関する知識、そして所蔵資料に関する理解を促進する必要がある。意識の向上を通じて、人々がアーカイブズの有用性を「認知」することが実際の利用につながるという可能性を指摘している (p. 105)。

「教育」には、利用者が求める情報をどのように取得できるのかを示したり、研究者が研究に取り組むための知的ツールを提供したりすることが挙げられている。利用者が、アーカイブズを「認知」し、自立的な「利用」を行うまでのギャップを埋める役割が期待されているのである。これまでの関心は低く、対応が受動的であり、ニーズを無視してきたために、アーカイブズがこの分野で遅れをとっていることを、著者らは指摘している。実際の利用者および将来の利用者に対し、研究戦略と技術を指導するアーカイブズの教育プログラムは、研究機関としての中心的な目的を支えるもので、機関全体のコミットメントが求められる (pp. 106-107)。

アーカイブズに収蔵される情報の本質的な価値は研究利用を通して表現され、「利用」こそがアーカイブズの究極の正当性であると主張する (p. 107)。著者らは、利用の促進に有効な手段としてレファレンスを挙げる。ユーザーフレンドリーな検索ツールの開発などを通して、レファレンスをより効果的なものとするためには、利用者とその利用を正確に理解した上で、プログラムを構築すべきだと主張している。また、利用者と利用に関する理解の深化が、あらゆる普及活動につながることも主張する (pp. 108-109)。

これら4つの概念は、利用者との交流の進行を理解するための枠組みを提供しており、普及活動を不可欠なアーカイブズの機能として発展させ続けることは、専門職としてのアーキビストの進化およびその存続に不可欠であると結論付けている (p. 110)。

2-2 Sharon Anne Cook, “Connecting Archives and the Classroom”, *Archivaria*, 44, 1997, pp. 102-117.

本論文は、普及活動における教育活動がアーキビストの専門的役割とみなされるかどうかという議論の変遷を辿るものである。著者は、リソースの削減や要求される教育カリキュラムが高度化する時代におけるニーズの変化に対応するため、パートナーシップの可能性を提案している。

はじめに著者は、アーキビストの専門的役割に関する近年の議論を検証している。それぞれの論者が示す見解は多様であり、普及活動への関心は共通するものの統一的なビジョンは得られていない。教育活動への認識も同様に様々であったと指摘する (pp.103-105)。

そうしたなかで著者は、カナダの歴史と文化を学ぶ中高生を、普及活動の巨大な顧客層でありながらほとんど無視されている存在だと指摘する。彼らはアーカイブズ資料を目にする機会が少ないため、教育システムを通じた資料の提示と活用には大きな可能性がある」と主張する。また、予算削減やより高度な教育が要求される教師に対して、アーキビストは教師の求める資料の提供を通して貢献することができると述べている (p. 106)。

著者は、普及活動の1つの事例として、教育キット「カナダの首相たち」を紹介している。1994年にカナダ国立公文書館で行われた展示資料を活用した教育キットの制作には、アーキビストのみならず、オタワ大学教育学部の教育コンサルタントやオタワ教育委員会の教師らも参加した。効果的な普及活動を策定・実施するためには、専門知識の確保という点でも、資金調達という点でも、パートナーシップが不可欠だと述べている (pp. 109-110)。この教材は、オンタリオ州などで行われたフィールドテストで好評を博した。その要因は、トピックがカナダのほぼすべての学生が学習する20世紀カナダ史コースの一部であったことにある。このことから著者は、成功する普及活動の中心的な特徴として「ニーズ評価」の重要性を強調している (p. 112)。また、この教材は、すべての生徒がインターネットに容易にアクセスできるわけではないことを考慮し、「ローテク」な手法で主に配布された。幅広い利用を目的とする教材では、多様なリソースを活用する必要があり、少なくともその一部はローテクノロジーである必要があるとしている (p. 110)。

2-3 Erin Lawrimore, David Gwynn, Stacey Krim, “From Peripheral To Essential : The Evolution of Outreach As a Core Archival Function”, *Building Community Engagement and Outreach in Libraries*, Emerald Publishing Limited, 2022, pp. 87-101.

本論文で著者らは、アメリカ・アーキビスト協会 (SAA) を対象に普及活動をめぐる議論の変遷を検証し、その視点の変化が現在のアーキビストの業務に反映されているかを

探っている。

SAAの設立直後から組織の普及活動に対する関心の低さを指摘する意見はあったものの、設立からおよそ30年の間、アーキビストの職務はコレクションの保存に重点が置かれてきた (pp. 88-89)。転換のきっかけは、1970年代の一般市民の公共史や文化史への関心が高まったことであった。1976年、SAAの委員会が全米のアーカイブズを対象に行った現状調査では、回答機関の30%が普及活動を実施していなかった。このことはアーキビストが普及活動を不可欠なアーカイブズ機能として認識していないことを裏付けていると判断された (p. 90)。1978年、Elsie Freeman Freivogelは普及活動をアーカイブズ活動の中核機能として位置づけ、利用者を中心にした普及活動の重要性を強調した (p. 91)。1980年代に入ると多くのアーキビストが普及活動を試みたが、その取り組みは断片的なものであった。これに対してTimothy. L. Ericsonが、普及活動はアーカイブズ全体の使命に統合された持続可能な活動であるべきだと主張した (p. 92)。複数の機関で連携する普及活動の価値も見出され、1989年にニューヨークでのアーカイブズ・ウィーク開催に結実した (p. 92)。1990年代には、SAAにおける組織としての普及活動の位置づけがより明確になる。1994年の「アーカイブズ機関評価ガイドライン」では、アーカイブズ運営の基本的側面のひとつに「アウトリーチとパブリック・プログラム」が記述され、2005年には「一般の認知度向上」が組織の三大戦略的優先事項のひとつとなった。2015年の会長演説では集合的、積極的、戦略的な普及活動への重視が表明された。普及活動は、アーカイブズ業務の基礎となる積極的プロセスとして専門家に認識されるようになった (pp. 92-93)。

著者らは、コレクション収集の手段としての普及活動について、地域社会から一方的に「抽出する」慣行を批判する。そして、アーカイブズとコミュニティ間のあらゆる協働作業は、力関係の差異を明確に認識し、相互に有益な焦点を当てるべきだと主張している (pp. 95-96)。ノースカロライナ大学グリーンズボロ校の普及活動は、Freivogelの提唱した利用者中心のアプローチをとっており、コミュニティと積極的に関わっている点に特徴がある。また、資料のデジタル化作業を進め、地域社会に資料を残したままで、オンライン上での公開を通して社会での広い利用に供する、ポストカストディアル方式への移行を進めている (p. 97)。

アーカイブズの中核的な機能としての普及活動をめぐる言説は、「普及活動はアーキビストの仕事の一部であるべきか」から、「アーカイブズの普及活動とは何か」という問いへと発展し、今日では普及活動、コミュニティとの関わり、そして組織の力について、より批判的な議論がなされている。アーカイブズやアーキビストが普及活動を、単に情報を引き出すことだけに目を向けるのではなく、相互扶助のマインドセットで確実に行うにはどうすればよいか今日の重要な課題であるとしている (p. 99)。

3 比較・検討

以上3本の論文から、アーカイブズにおける普及活動は、アーカイブズの主要な使命が資料の保存とされていた当初は「周辺的な活動」としてみなされていたが、その重要性が次第に認識され、アーカイブズの中核機能として位置づけられるようになった点を見てきた。この変化の過程は、カナダとアメリカの地域差にかかわらず共通する点が多い。

普及活動の実施にあたって、その対象を明確にすることは重要である。Blaisらは、利用者に関する詳細な調査は利用者層とそのニーズを特定することにつながり、アーカイブズの取り組みの焦点を定める上で役立つとしている (p. 107)。さらに、利用者と利用に関する理解はアーカイブズの機能と普及活動との間により高い相乗効果をもたらすとしている (p. 109)。Cookは、教育キットの成功の要因として、開発される教材が市場のニーズに合致したことを挙げている。普及活動の運営に必要なリソースを確保するために、「ニーズ評価」を実施し、社会に広く受入れられるトピックを取り扱うことが重要であると説く (p. 110)。Lawrimoreらは、利用者中心の普及活動の重要性を強調したFreivogelを紹介している (p. 91)。グリーンズボロ校の普及活動はFreivogelの利用者志向のアプローチに影響を受けており、コミュニティのメンバーの利便性を尊重した共同のイベントを当該コミュニティ内で実施し、トピック選定にはコミュニティの関心の高さが反映されている (p. 93)。

Cookは教育キットの提供手段に「ローテク」を推奨している (p. 110) が、Cookの論文からおおよそ20年後に執筆されたLawrimoreの論文では、コミュニティの資料のデジタル化が取りあげられ、資料をコミュニティが所有したまま、オンライン上での公開によって広く閲覧に供するというポストカストディアル方式が進められているとある (pp. 97-98)。普及活動におけるIT技術の活用の有無は異なるものの、これは当時のインターネットの普及状況を鑑み、より多くの学生に用いられるためには「ローテク」なアプローチが良いと判断されたためであり、より多くの人々に利用されることを目指している点は共通する。BlaisらはIT技術に言及していないが、普及活動は差別的・選択的に提供すべきではないと指摘しており (p. 103)、普及活動の構築およびその提供にあたって、平等な利用は普遍的に意識されてきたといえる。時代の変化とともにIT機器は広く普及し、技術もより高度なものとなった。ポストカストディアル方式の採用を実現させ、アーカイブズとコミュニティの関係性をより強固なものとしたように、IT技術の効果的な活用は今後も普及活動の成功の鍵を握ると考えられる。以上のように、異なる地域・時期に行われた普及活動に関する議論において重視されることには共通する点があった。

上記を踏まえ、Blaisらの4つの概念について検討する。普及活動を包括的に定義したBlaisらは「利用者との交流をいかに進めるかを理解するための枠組みを提供するもの」として4つの概念を提示した。一般市民にアーカイブズのイメージを作り出し、その認識や理解を促進させ、アーカイブズの価値や利用方法を教育して、自立的な利用へつなげることが想定されており、これらは段階的に位置づけられるものだと考えられている。この

概念は、他の2本の論文の事例にもあてはまるのだろうか。

まず、Cookの教育キットの事例を検討する。Cookは従来、普及活動の対象とされてこなかった中高生に注目する。Cookはこうした学生へのアプローチは、将来的なアーカイブズ利用者の養成につながると考えている (p. 108)。教師の業務や生徒の学習に貢献を果たすというこの取り組みは、アーカイブズの所蔵資料や活動を「認知」させ、さらなる「利用」へと発展させる役割を担っており、Blaisらの概念における「教育」と合致する。Blaisらの議論が、一般市民をアーカイブズの利用者として育て上げるという、アーカイブズの視点が強く押し出された一面的なものであったのに対し、Cookの議論におけるアーカイブズの役割は教師や生徒のリクエストに応えるものとなっており、アーカイブズと一般市民の関係に変化が生じている。よって、Cookの事例はBlaisらの概念に沿いつつ、一般市民にさらに寄り添うものへと推し進めたものであると考えられる。

Lawrimoreらの事例は、様々なコミュニティに対する積極的な普及活動である。その目的は、「アーカイブズとアーカイブズ活動に関する一般市民への啓蒙」とされ、アーカイブズ資料の展示イベントの開催などを通じて、コミュニティでの資料の活用が意図されている (pp. 93-94)。これらの活動は、Blaisらの提唱した「イメージ」「認知」「教育」「利用」の概念に合致する。このことから、Blaisらの提唱した概念は地域や活動時期の違いにかかわらず、普及活動の普遍的な過程を示していると考える。グリーンズボロ校の普及活動は、従来の抽出的な普及活動を批判（あるいは反省）した互惠的な活動という点に特徴があり、その対象には社会的マイノリティのコミュニティも含まれている。財政的事情から市場の把握を重視することを提唱したCookの普及活動とは対照的である。Lawrimoreらの普及活動は、Blaisらの提唱した概念をふまえつつ、アーカイブズとコミュニティ間の権力の差異を自覚的に捉え、コミュニティを最大限に尊重し、相互に利益のあるパートナーシップを構築するという、より公平なモデルへと深化している。

4 まとめ

3つの論文の比較から、普及活動の深化が明らかになった。普及活動の目的であるアーカイブズ利用者の育成は3つの論文で共通して示されており、その達成に向けた4つの段階を示したBlaisらの概念は、普及活動における普遍的なプロセスを示したものであると考える。また、普及活動における具体的なアプローチは、一般市民を尊重する形で変化を続けている。特に、コミュニティとの互惠性を強調した、グリーンズボロ校の事例は、アーカイブズの普及活動の新たな到達点であると考えられる。

特集

個人文書のアーカイブズ学的位置づけの展開

Development of Archival Perspectives on Personal Papers

湯地 ふたば

Futaba Yuji

1 イントロダクション

アーカイブズ学において「個人文書」は、かつては周縁的なものと見なされていた。しかし、1980年代以降、社会の表象である記録遺産として記録への関心が高まる中で、個人の記録が注目されるようになった。本稿では、Hans Booms (1987)、Catherine Hobbs (2001)、Martin Skrypnik (2015) の三つの海外文献を取り上げ、それぞれの論点を整理しつつ、個人文書に関するアーカイブズ学の議論の展開を明らかにする。そして最後に、これらの議論を踏まえて、自身の見解を述べる。

2 各論文の概要

2-1 Hans Booms. "Society and the Formation of a Documentary Heritage : Issues in the Appraisal of Archival Sources". *Archivaria*, no. 24, 1987, pp. 69-107.

本稿は1971年に開催された第47回ドイツ・アーカイブズ会議でHans Boomsが行った講演を英語翻訳したものであり、アーカイブズの評価 (appraisal) 理論を再検討するものである。アーカイブズの形成を国家イデオロギーに規定されるものとする東ドイツの概念に対し、西ドイツのBoomsは、何が社会の記憶として残されるのか、また誰がそれを決めるのかという記録の社会的責任を提起し、評価の理論的な基盤を問い直す必要性を論じる。加えて、情報量が爆発的に増大する中で、アーキビストは残余物 (leftovers) の収集・保存から、過剰な資料群の中から選別し保存するという機能へ転じ、アーキビストの判断が記録の構成に大きく影響することとなったにもかかわらず、社会はこの行為の重要性を十分に自覚していないと指摘する (pp. 72-81)。

Boomsは、ドイツの評価史を振り返ることから始める。第一次世界大戦以前のヒストリシズムの時代、評価には自明の価値基準が適用され、アーキビストの「繊細な直観 (Fingerspitzengefühl)」に依存していたとする (pp. 83-85)。

しかし、第一次世界大戦後、大量に発生した記録への対処として、プロイセンのアーカイブズ管理局のHeinrich Otto Meisnerによって廃棄原則が策定された。この原則は、処

分を体系化するうえで貢献するものであったが、どの記録を永続的に保存すべきかという規範までは示すことができなかつたため、依然として「職人技 (archivists as artist)」の評価が続き、アーカイブズ資料の価値の不確実性が改めて確認された。このことは、編成の原則である「出所」と、「主題分類」の議論にも影響をあたえ、主題分類は激しく否定された一方で、出所原則が、記録の処分を進めるための正式で、概念的な基盤も提供することとなった (pp. 86-87)。

第二次世界大戦後には、記録の作成量がさらに増大し、その対応が不可欠となった。この状況下で、Georg Wilhelm SanteとWilhelm Rohrによる「サンテ・ロアモデル」が提示され、記録量を制御する方策として「行政の支柱をなす、より重要な機関だけを選び出す」という方針が提案された (pp. 88-90)。

しかし、記録遺産の形成の観点から考えると、サンテ・ロアモデルのように「記録作成者の機能を評価する」方法で選別された記録は、政府機関の活動の総体が、歴史的・政治的様相の総体とは一致しないため、非公式資料も収集すべきという認識が広がった。Boomsは、積極的な価値の選択には、出所に関係なく、主題によって定義された情報を評価しなければならないと主張している (p. 101)。1939年にはすでに、Helmann Meinertが、「価値を標準的な方法で適用する」ためには「人間共同体の本質から導き出されなければならない」と提案し、1967年には、Karlheinz Blaschkeが、「ある時代の社会的関係を本質的な特徴において明らかにする」文書を保存することを推奨し、この同時期、Gerhard Endersもまた、アーカイブズの価値は社会的発展の過程にとっての重要性に基づいて評価されるべきだと主張していた (p. 102)。

この価値を検証可能にするための装置として、Boomsは「ドキュメンテーション・プラン」を提案する。これを用いれば、特定の対象期間や主題カテゴリにおいて、どのような出来事・行動・省略・展開が本質的であり、かつその時代を特徴づけるものであるのかを明確に指し示することができるという。しかし、記録遺産の形成は主観的でもあると述べ、アーキビストが自身の主観と望ましい距離を取るためには、さまざまな領域の人々で議論されるべきで、その計画は文書化され、公表されるべきだと述べる。こうした計画が制度化されれば、その最終成果物は、アーキビストによって作成され、社会全体によって承認・統制され、かつ史料批判の歴史的手法によって分析可能な、記録遺産を形成するためのモデルとなると述べる (pp. 105-106)。

2-2 Catherine Hobbs. "The Character of Personal Archives : Reflections on the Value of Records of Individuals". *Archivaria*, no. 52, 2001, pp. 126-135.

Catherine Hobbsは本稿で、個人文書の性質と評価方法について検討している。近代のアーカイブズ理論は、行政・政府記録を前提に記録の評価や取得の枠組みを構築してきた。しかし、こうした枠組みは個人文書に十分対応しておらず、個人の内面や人格をいかに記録として扱うかが理論的に未整備であると指摘する (p. 128)。

個人のフォンドは、活動の記録だけでなく、作成者の性格や内面、独自の視点を反映する。そこには日常生活や私的関係に関する記述、感情的反応や偏見など、組織記録には見られない親密さがある。従来の評価理論は、主として行政・政府記録をモデルとし、記録を公的活動や取引 (transaction) の証拠として評価する枠組みに基づいてきたが、Hobbsは、個人の記録では「性格の表出」こそが重要な価値指標になり得ると述べる (pp. 130-140)。

作家の走り書きやメモは、思考の癖や観察力、書き続けようとする意欲を象徴的に示す例である。これらは誰かとの取引や交換を示すものではなく、「一人の人間」によって作成され、作業を進めるための道具として機能する。Hobbsは、このような「個人の人生の漂流物 (flotsam)」が軽視されがちであるとし、「トータル・アーカイブズ」の領域に組み込むべきだと指摘する (p. 131)。

また、Hobbsは、Sue McKemmishが「Evidence of me」の中で個人文書を「自己のナラティブ」「私たちの証拠」と位置づけたことを支持する。そのうえで、個人の記録は「自己表現」「自己表象」「自己追憶」であり、制御された公共的な行為と内面の人格が無意識に表出することとのあいだに緊張関係があり、目的や意図が曖昧であるからこそ豊かさを持つと指摘する (pp. 131-132)。

個人文書の利用者は必ずしも歴史的事実の証拠だけを求めているわけではなく、感情や関係性、人柄の理解を重視することが多い。このため、Hobbsは評価基準を人間性の記録へ拡張する必要があると述べ、組織文書における「情報の集中度」に対し、個人記録では「性格の表出」を価値指標とする転換を提案する (pp. 133-134)。

そして、その評価基準は個人文書の性質に応じて拡張すべきであると述べ、Helen Samuelsが提唱したドキュメンテーション戦略が、人間的な現象や個性の特質、周囲との関係性から生まれる影響力を捉えることができると述べる (pp. 134-135)。

さいごに、人間の内面の複雑性を記録することがアーカイブズ理論の発展に寄与し、個人文書を新たな視点から捉え直すことがアーカイブズ全体の思考を広げるための重要な示唆をもたらすとして、まとめられている (p. 135)。

2-3 Martin Skrypnyk. "The Pillow Book of Chris Marker : The Arrangement and Description of Personal Archives". *Archivaria*, no. 79, 2015, pp. 159-177.

本稿は、フランスの映像作家Chris Markerのアーカイブズ資料を事例として、個人文書の編成と記述における課題を論じ、その方法論的解決策を探究したものである。

まず論のはじめにおいて、個人文書はこれまで理論的検討が乏しかったことを指摘する。初期の研究者のJenkinsonやSchellenbergは、個人文書にアーカイブズとしての特性があるという主張には懐疑的であった。例えばJenkinsonにとって、「アーカイバルクオリティ」は、組織の活動過程で自然発生的に蓄積されたという事実が存在しているものであった。しかし、Jenkinsonの時代以降、組織文書と個人文書のあいだには融和が生まれ、多くの

論者は秩序と文脈の保持が両方の伝統に関係することを理解するようになっている。この点において、記録の受動的な受け手としてのアーキビスト像は時代遅れとなり、アーキビストがアーカイブズの秩序や意味に自らの痕跡を残す可能性は、もはや否定的に捉えられなくなった (pp. 161-162)。

Markerのスタジオには何千冊もの書架、映像テープ、オブジェ、最新のデジタル機器などが残されている。正式な分類体系を持つ組織文書は構造分析が比較的単純であるが、Markerのアーカイブズを編成する際、Catherine Hobbsが言及する「原・無秩序 (original disorder)」に直面することになる。この秩序が欠けているように見える、個人文書において、アーキビストは組織文書よりも芸術的かつ介入的な役割を担うことになる (pp. 164-165)。

ここで重要なのは、アーキビストにとって「原秩序 (original order)」とは、遭遇したとおりの「混沌 (clutter)」を再現することを意味するのではない。Skrypnykは、Jennifer Meehanの議論を踏まえ、原秩序を字義通りではないかたちで解釈すること、すなわちフォンドの内部構造の分析へと立ち返る必要性を指摘している。さらに、Jeremy Heilの議論を参照し、記録作成時の文脈の分析に加え、編成における文脈の分析も重要であると述べる (p. 166)。Markerの作品は「連想的なつながり (associative succession)」を特徴とし、『枕草子』の連想的なスタイルに類似しているという (pp. 168-169)。一見すると「無作為に配列された (randomly ordered)」ように見えるこれらの作品も、実際にはそれぞれのイメージやテキストの間にくつもの関係性や連関が存在しているのである (pp. 169-170)。

Markerの作品は、『枕草子』のように個人的かつ主観的な性質を有している (p. 170)。このような性質を持つ個人文書には作成者の「心理的文脈 (psychological context)」が反映されており、その文脈を捉えるための手段として、アーキビストによる記述が位置づけられる。この点についてSkrypnykは、アーキビストの役割を、清少納言のように文脈を与え、リストを作り、編成を言葉に変えることに喩えている。そして、出所を見つめ直すことの重要性を指摘し、ポストモダニズムにおいては出所の原則に関する議論にHobbsの心理的文脈を考慮することが可能になっていると述べる (p. 171)。

このように記述の実践をめぐる議論にポストモダン的な観点が加わったことにより、アーキビストが個人文書を形づくる文脈的要素を解釈するという「キュレーション的」役割を担っていることが認識されるようになった (pp. 172-173)。

芸術的な実践によって生まれたMarkerのアーカイブズに携わることを通じて、アーキビストは個人文書の性質と課題についての視座を獲得できるとして、結論づけられている (p. 177)。

3 考察

個人文書がまだアーカイブズの周縁的な記録として捉えられていた1980年代頃、Boomsはアーカイブズの評価を理論的に再検討し、記録と社会との関係を分析する中で、組織文書のみを残すのでは社会の記録遺産として不十分であることを指摘した。彼は、社会全体の記録を包括的に収集するための方法として「ドキュメンテーション・プラン」を提案し、これにより非組織の記録もアーカイブズの範囲に含め、個人文書を評価するための基盤を用意した。

この議論を下地として、Hobbsの研究は、アーカイブズ学においてまだ十分に定義されていなかった段階で個人記録の性質を提示した点に意義がある。彼女によれば、個人フォンドは活動の記録にとどまらず、作成者の性格や内面、独自の視点を反映し得るものであり、歴史的事実の証拠とは異なる「性格の表出」そのものが価値となり得ることを示した。

さらに、Skrypnykは、個人文書の編成・記述という実務的課題に焦点を当て、Hobbsが理論的に提示した内面という性質をどのように実践に落とし込むかを論じた。彼は、個人文書における「心理的文脈」を考慮し、アーキビストが記録の文脈的要素を解釈する「キュレーション的」役割を担っていることを明確にした。

筆者は、芸術家を中心とした個人文書を対象とした研究を行っており、本稿で取り上げた三論文から、個人文書がアーカイブズ学の中でどのように史的に位置づけられてきたかを改めて確認した。

一方で、Hobbs論文では事例として文学作家が、Skrypnyk論文では映像作家が取り上げられていた。このことから、個人の内面性を表す存在として芸術家が選ばれる構図が見受けられたが、それを芸術家固有の特性として捉えてよいのかはさらなる検討の余地がある。例えば、内面を綴った日記や書簡を残す非芸術家の個人も存在するはずである。この点を明確にするためには、芸術家が生み出す記録の種類や、その記録に職業的特徴が現れるかどうかについて、今後さらに研究する必要がある。

また、芸術家の個人文書の価値を多面的に評価できる理論的枠組みの検討も重要である。今回の三論文を踏まえると、社会性、心理的文脈、アーカイブズ原則を組み合わせた評価・編成・記述の手法の構築が、今後の課題となると考える。

書評

review

書評

ミツヨ・ワダ・マルシアーノ編

『映像アーカイブ・スタディーズ』

Mitsuyo Wada-Marciano ed., “Film Archival Studies”



法政大学出版局
528ページ
定価 5,830 (税込み)
ISBN978-4-588-42022-1

内片 美月

Mizuki Uchikata

1 序

本書は、映像資料のアーカイブ¹⁾に関して、哲学や法学を含む様々な観点からの論文をまとめたものである。2020年4月、「映像アーカイブの未来を考えることを研究の対象とすること」を目的として開始した「デジタル映像アーカイブの未来研究」という科学研究費助成事業、その成果の一環としてこの書が発行された。この書は「ここから映像アーカイビングの現状を変えて」いくための足掛かりとして設定されている。

編者のミツヨ・ワダ・マルシアーノは、京都大学文学研究科教授と紹介されている。序章によれば、それ以前はカナダで長らく映像アーカイブの研究を続けてきたという。そこで展開されていた授業は「映画学」の名の通り、映画を中心とした闊達な研究であった。終章で述べられているが、カナダと日本の映画・映像アーカイブ研究の違いを考えると、一番に出てくるのは映像を中心としているか否か、である。

石原香絵『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』²⁾などでも言及される通り、日本の映像アーカイブにおける問題点の一つが、映像アーカイブとアーカイブズ学のコンテキストの分断である。映像アーカイブは、映像を題材に挿げ替えただけのアーカイブズ学として展開するにはいささかごちなく、デジタルアーカイブの分野として組み込むにも齟齬が否めない。評者自身、映像アーカイブの手段を模索する研究を行っているが、アーカイブズ学の文脈で映像アーカイブを研究する際の資料の少なさ、肩身の狭さ（映像アーキビストの資格の類は未だ存在しない）には、日本の映像アーカイブの「どっちつかず」な状態を憂えずにはいられない。この「どっちつかず」な状態が如実に表れているのが、マルシアーノの指摘する日本とカナダの映像アーカイブ研究の差ではないだろうか。

本書はそのような、日本における映像アーカイブ研究の最先端の状況に対して、各国の保存状況と比較しつつ、映像アーカイブの議論を深めることへ貢献することを意図したものとと言えるだろう。

1——映像資料を対象とする場合、「アーカイブ」と表記されることが多い

2——石原香絵『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』、美学出版、2018年。

2 各章要約

序章 映像アーカイブ・スタディーズが求められる理由

「映像アーカイブの未来を築くためには、誰が声を上げなくてはならないのだろうか？」とマルシアーノは問う。映像アーカイブの発展が阻まれる理由を、ここでは3つ述べている。それらは総じて社会全体の「記録保存に関する根本的な意識の低さ」に帰結する。

しかし、本書は日本の映像アーカイブの現状を嘆き、諸外国のアーカイブの先進ぶりを紹介し、それに倣うことを促す目的はない。学際的な観点からの分析や考察を通し、映像をアーカイブするとは、その意義とは、という今こそ希求される映像研究の根幹となる疑問への一つの答えとして取り組まれた書であることは、明確に示されている。

第Ⅰ部 映像アーカイブの現状

ここでは、アーカイブを考える際の根本的疑問や、アーカイブの歴史及び法的環境の俯瞰を行っている。映像媒体として最も長い間主流であったフィルムを中心に、学際的な考察を行う部である。

吉岡洋は、舞台芸術や記録写真のアーカイブを通して、元の個人的な文脈から切り離された、「公的」な性格を持つ存在としてのアーカイブの可能性を見出している。アーカイブにとって重要なのは中立性ではなく、「共有される」という状況そのものであり、本来想定されていなかった新たな他者へ到達することこそが、アーカイブの意義であるとしている。

常石史子は、映画の記録媒体がフィルムからデジタルへ切り替わった今、「何を」保存すべきなのか」を問うところから始めている。デジタルデータには恒久的に保存されるための最適解が存在していないとしながらも、新規の利用者を開拓するための玄関口として機能していくことを期待している。

早川和宏は、デジタルアーカイブを映像アーカイブ機関が行う上での法的問題の可能性について示唆している。フィルムやビデオテープなどの「物」の著作権は、映像作品そのものの「物に記録されている情報」と等号ではないとして、双方の著作権が公開・利用に供する際の障害となり得る可能性を、過去の判例を参考に提示している。映像アーカイブ機関が法的紛争に巻き込まれる可能性ばかり恐れては何もできなくなってしまうため、今こそデジタルアーカイブを行う上での法的責任を明白にすべきであると述べている。

第Ⅱ部 国内を見つめる

ここでは、日本国内の映像アーカイブの現状と課題、また映画ビジネスや教育機関と映像アーカイブの関係性について考察している。

とちぎあきは、国立映画アーカイブの構造や現状における課題を解説している。とちぎは、早川と同じく、映画アーカイブの収集活動において必要な法的・業界的「セーフティネット」がまだ整っていないことが、映画アーカイブの活動上最も大きな障害であると述

べる。「少なくとも法定納入に相当するような法的バックアップ」がなければ、「文化遺産として映画を保護し継承していくためのセーフティネットはあり得ない」という意見は、早川のデジタルアーカイブを行う上での法的責任の論に共通する点がある。

石原香絵は、主要な6のアーカイブ機関の歴史・沿革、事業や普及活動について紹介しながら、地域映像アーカイブが国内の映像アーカイブ、及び国際的な映画・映像業界で果たす役割について考察している。地域映像アーカイブが還元する対象は、その所在する周辺地域のみならず、国外まで及ぶこともある。日本の映像アーカイブの強みは、地域映像アーカイブが活発に活動していることである。これを意識し、地域映像アーカイブ同士でより積極的な連携を取れるようにすることが、地域映像アーカイブの利点を強める第一歩となる。またこれに加え、専門教育を受けた映像アーキビストの雇用も期待したいとしている。これは、とちぎの主張の一つ「必要な人材の継続的な育成」と共通する。

木下千花は、松竹下加茂撮影所の事故の詳細から、フィルムに対して営利企業である映画会社がどのように向き合ってきたかを歴史的に検討している。民間企業である映画会社は、常に付きまとう会社の存続との天秤に阻まれ、しばしば保存という行為を捨てざるを得なかった。そのような中で映画フィルムを救い上げてきたのは、戦前であれば検閲リストに在った当該フィルムの断片であり、戦後であればテレビ企業への映画作品の売却であった。やがてその中で、旧作の原版とプリントも財産の一つとしてみなす動きが出てくる。「日本における映像アーカイブが立ち上がったのは、撮影所システムと貴重な原版とプリントの灰燼のなかからであった」と木下は結んでいる。

久保豊は、日本とイギリスにおける二つの大学内の演劇博物館を比較し、映像アーカイブとしての演劇博物館の役割と、この先の生存戦略について論じている。双方の演劇博物館は演劇を記録した映像群などをアーカイブしている。英国のEAFA（イースト・アングリア・フィルム・アーカイブ）をモデルとし、日本の演劇博物館及び大学博物館/映像アーカイブがこれから行うべきことは、収集資料の独自の方向性を明白にすること、その分野の映像へのアクセスをどれほど容易にできるか、この二点であると結んでいる。

第Ⅲ部 国外を眺める

ここでは、国外の映像アーカイブの現状や沿革を紹介している。紹介されているのは韓国、中国、パキスタン、アメリカ・ニューヨーク州ロチェスター、イタリア、旧ソ連、アフリカなどの映像アーカイブ機関であり、各国（内二つは地域）の現況及びかつての状況を伝えている。なお、この章は大変長大な分量となっているため、総括という形で紹介する。

全体として、各国の映像アーカイブの発展状況は実に様々であるが、主にヨーロッパやアメリカなど、比較的新しい体制を擁する国々の方が発達した映像アーカイブを展開しているようである。また、共産圏の映像アーカイブは大規模な検閲の下に膨大な作品を収集・保管するシステムが出来上がっていたため、映像保存という観点からは高く評価されることが多い。しかし各章では、比較的発展しているとされる、これらの映像アーカイブの体

制への批判的な検討も同時になされている点で、中立性を保った内容であると言える。

一方で、映像アーカイブそのものが未発達である国の課題も紹介されている。パキスタンやアフリカなどは、映画映像文化の発展が遅れた、ないし阻害されている現状から、映像アーカイブもまた発展が難しい状態にある。そのような中で期待を寄せられているのが、アーキビスト教育や、デジタル・プラットフォームを利用した作品の公開である。双方ともにこの書の全体を通して語られるテーマであり、映像アーカイブの現場において可及的大規模に検討されるべき状況であることが窺える。

第Ⅳ部 他メディアの場合

ここではフィルム以外のメディア——テレビ、アニメーション、インターネットの映像アーカイブに注目する。テレビ番組のアーカイブは現況他局への貸し出しさえ高い壁に阻まれ、活用が難しいこと、アニメーションのアーカイブはどのように構築されていくべきか、ウェブサイト上の記録をアーカイブすることの難しさ、などについて言及されている。

木戸崇之は、民法テレビ局による社内アーカイブに関して、朝日放送テレビの事例を基に紹介している。民法は一般公開も行っている映像アーカイブを持つNHKと違い、視聴率や制作費の回収が大きな課題となる。従って、過去のテープの再放送などは視聴率の見込みそうな素材に限られてくる。それはアーカイブの公開にあたる上でも同じであり、資金力が民放映像アーカイブの存続に占める割合は、NHKや行政の運営するアーカイブよりも高くなる。木戸は、この状況を越えて映像の利用を促すためには、せめて所蔵映像のメタデータを公開できるようにすべきであると指摘する。これを一部企業のみならず、全国の民放の協力による一大事業として取り組むことができれば、横断検索も可能となるだろう、という見解を示している。

辻泰明は、国外の活動との比較によってテレビ番組保存体制の現状を俯瞰する。高価なビデオテープの再利用は日本国内に限られた話ではなく、早くからテレビ放送を開始していたイギリス、アメリカでも行われてきたことであった。日本で番組保存の機運が高まったのは1980年以降であり、これはイギリスとも共通する。また、国立視聴覚研究所（INA）で知られるフランスでは1970年代のINAの活動開始に伴い、多くの映像がアーカイブされてきた。その後、1980年代に放送が開始した民法番組の法定納入制度も導入され、INAは放送アーカイブの理想としてその地位を保っている。日本とこれらアーカイブの違いとしては、大規模かつ横断的な収集を行う放送アーカイブが日本に存在しない点が挙げられる。結論として、放送アーカイブの意義と価値について、産官学による議論の場を設けることが望まれるとしている。

石田美紀は、新潟大学におけるアニメーションの中間素材（原画、セルなど、完成フィルム以外の素材を示す）のアーカイブを中心に、アニメーション素材アーカイブの現況を述べる。アニメーションの中間素材は膨大な量となり、通常は制作が完了した時点で廃棄となる。しかし近年、関わったクリエイターたちの制作時の考えなどが分析できる、いわばオーラル・ヒストリー（関係者へのインタビュー等で語られる記録）に匹敵する貴重な

素材として、保管の動きが高まってきている。これらの存続にはリソースの確保が最も重要である、としている。

喜多千草は、インターネット時代のアーカイブの在り方について俯瞰している。現在デジタルアーカイブ研究の文脈は伝統的な「アーカイブズ学」とは大きく異なっている。しかしながら、相互の距離感は縮まりつつあり、デジタルアーカイブの分野においても「標準的なメタデータセットや長期保存の重要性が認識され」てきている。現在大きな勢力として私企業のデジタルデータアーカイブが台頭してきているが、「こうした公共的なサービスをどれだけ社会に還元できるか」が彼らの目下の課題であり、人文学の側もこういった議論に寄与していくことが必要とされていると述べられている。

第V部 周辺化されたシネマ

ここでは、映像作品でありながらアーカイブが難しいジャンルをテーマに、ひとまとまりの「映画アーカイブ」は存在しない、という事実を確認する。「非市民アーカイブ」、ホームムービー、ブルーフィルムについて、それらのアーカイブの難しさを中心に論じている。

小川翔太は、「非市民」のアーカイブを通し、その中でフィルムの「返還/帰国」について、批判的な見方を行っている。「返還/帰国」とは、かつて他国で作成され、その後当該国で紛失したフィルムを、当該国へと送る事を指す。パオロ・ケルキ・ウザイによれば、それは原秩序を攪乱する行為であり、言うなれば「ディアスポラ」（民族離散、国を失った民族が世界的に離散する事態）であるという。そうした現地の映画受容の過程をも保存するため、アーキビストは「それぞれのフィルムの来歴を調べて総合的に理想的な処遇を判断する」べきであるという主張を、ウザイは行っているという。「非市民」と同じルートを辿り国内へと「返還」された作品に対し、そのルートを辿ってきた「非市民」たちの言葉を反映したメタデータを付与することが、「返還」映画たちの受容を読み解く上で大いに参考となるだろう、という観点を小川は示している。

久保豊・藤城孝輔は、ホームムービーの現状と将来性について俯瞰している。ホームムービーはしばしば上映会が世界各地で開催されるなど、そのアーカイブ的価値について近年注目度が高まってきている。しかし、その保存に関しては、固有のアーカイブを有する上映イベントでもない限り、あくまでも提供者の判断に委ねられる。また、地方公共団体が余裕のある時に予算を一時的に提供するだけでは、アーカイブは継続されない。そのため、ホームムービーのアーカイブは「個人と個人のつながり」と不可分であるとまとめている。

吉川孝は、ブルーフィルム（ポルノ映画）を題材に、上映などが違法とされる作品のアーカイブに関して論じている。それらの取り扱いには十分な注意を払う必要があるが、その本来の役割・用途を失わせる形でアーカイブされると、それは作品としての『死』へと繋がる。こういったジレンマの中で、何を意味するアーカイブとしてポルノ作品のアーカイブを行うのが命題となってくる。

終章 研究から実践へ

再び映像アーカイブへ向き合うとき、我々は何をすべきだろうか。マルシアーノはこの観点から、今一度この書の内容を振り返っている。マルシアーノは、大学教員たる執筆者たちがまずできることは「映像をアーカイブする」ことの意義を発信することであると述べるが、同時に「もう少し実践的な貢献もできるのではないだろうか」と問う。その「実践的な貢献」として人材育成を挙げ、これを実現するための構想について、この章では語られている。

映像に特化したアーカイブ学は現状日本にない。これを新たに打ち立てるための可能性として、大学院修士生向けの「コープ・プログラム」³⁾が最適であると述べられている。これに加えて、デジタルアーカイブ実験を行うための「ラボ作り」も必要であるという。映像はその制作から受容に至る総ての過程のデジタル化が進行しており、そのアーカイブを作成する際はコンピュータを含む新しい技術開発と深く結びつく必要がある。結果、既存の学問体系に全面的に頼った構築は不可能であり、学問の場を実践の場へと移すことになるという。現在日本で根強い、大学の学問と企業の経験の分断はこの分野において適用されるべきでなく、双方を連携するという発想が必要となってくる。「コープ・プログラム」は学外機関の一員として得た職務経験の中から研究対象を見つけ出し、それについて論じることでプログラム受講生の修士論文とする、という構造である。

3 総括

あとがきにおいてマルシアーノは、本書の全ての章が、「solitude」という「孤独の自由を歓迎する」意識から生まれてきたように感じる、と述べている。

事実、本書はコロナ禍の中で急速に普及したデジタル・プラットフォームによる映像作品の利活用を強弱問わず意識した内容が多かった。これからの時代、映像作品とストーリーミングサービスを含むデジタル・プラットフォームは不可分となるだろう。「アーカイブズ学」に所属する映像アーカイブと、従来明確な線引きをされてきた「デジタルアーカイブ」は相互理解を迫られていると感じる。

映像アーカイブを学ぶ場も、その実践の場も、日本においては僅少である。しかし、コロナ禍によるデジタル・プラットフォーム上の映像配信に対する考え方の、全面的な転回が確かに起こったことによる大きな「波」が来ている。その中で、フィルム作品は、磁気テープ作品は、ボーン・デジタル（作成時からデジタル媒体に記録される資料群）作品は、どのように保存され、管理され、利活用されていくべきなのだろうか。

本書はそれについて、様々な作品の形態——普段意識されないような作品も含む——を通し、考察しているという点で、これからのデジタル時代を映像アーカイブが生き抜いた

3——専門知識を活かしたインターンシップを行うカナダ独自のシステム。【2025年版】カナダコープ (co-op) 留学とは？人気の理由やおすすめの学校とコース、費用も紹介！ <https://canada-school.com/category/column/options/coop-visa/> (アクセス日：2025-11-13)

めの布石となり得る。

また、「何を残すか」という観点の論議も多くなされていた。早川和宏は、承諾が得られない状況で公開が行われた結果の判例を紹介している。その一方で、「同意や承諾が得られたものだけで構成されるアーカイブは、アーカイブとしての価値をどの程度持ちうるのであろうか」（傍点ママ）として、「不都合の無い物」のみで構成されるアーカイブズの価値を問題視している。また、吉川孝は法律上公開に「不都合」があるとされる映像のアーカイブについて論じている。

映像に限らず、アーカイブの設立・運営にあたっては、「何を残すか」が常に重要な課題として立ちはだかる。それは時として「健全」の定義すら揺るがすこともある。いわゆる成人指定・発禁指定の作品を置かないのが「健全」なのか、収集対象を分け隔てなく受け入れることが「健全」にあたるのか、そのことは今一度考えられなければならない。

本書は、国や地域別の実態報告が特に大きな章で展開されており、内容の偏りは否めない。しかし、なるべくフラットな視点で書をまとめようとした印象は、各章の題から感じ取れる。これは現在「何を」「どこで」論じればよいかかわからない、日本の映像アーカイブ分野の未発達具合に因を求められるだろう。

映像アーカイブの発展が阻まれている理由の一つが、この「どっちつかず」で身の置き場のない状況ではないだろうか。先述したように、現在の映像アーカイブは伝統的なアーカイブズ学の文脈の上にありながら、その媒体・発展の展開の求め方から、どうしてもデジタルアーカイブに近い文脈も考慮せねばならない。言い換えれば、どちらへ伺ってもその提供される内容が映像アーカイブにそぐわないのである。この状況こそ、映像アーカイブの研究が滞る大きな要因ではないだろうか。

評者は、アーカイブズ学とデジタルアーカイブ、相互の文脈を組み合わせた分野として、第三の学域「映像アーカイブ」を設立すべきなのではないか、と考えることがしばしばある。この書の大多数がデジタルアーカイブの分野に言及する論となっていることは、その懸案を保証しているのではないだろうか。

映像アーカイブの過去を総括し、これからを考える上での芳醇な土壌となる一冊である。

報告

report

報告

アーカイブズ学を学んだ大学院生活とその環境 — 学生と社会人を両立した大学院生活の実態 —

Graduate Study in Archival Science at GCAS: Experiences and Learning Environment

四方 恵理子

Eriko Shikata

四方恵理子と申します¹⁾。2018年度に社会人大学院生としてアーカイブズ学専攻を修了しました。今日は『アーカイブズ学を学んだ大学院生活とその環境』というテーマで、私自身の経験をもとに、大学院での学び、学ぶ環境、そして、修了後の進路と学びの活用についてお話しさせていただきます。お話しする前に補足したいのですが、私が修士課程に在籍していたのはコロナ禍以前の8年前のことです。よって、現在の専攻の方が一層柔軟な学び方があるかと思います。ですが、実際にこの大学院でアーカイブズ学を専攻した「修了生の声」として、できるだけ率直にお伝えできればと思っています。拙い点もあるかもしれませんが、どうぞご容赦いただき、最後までお付き合いいただけますと幸いです。

まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。改めて、私は、四方恵理子と申します。現在は外務省の外交史料館に勤務しており、利用に供する特定歴史公文書等について公開準備をする業務を担当しています。大学院では、アーカイブズ学専攻の博士前期課程に在籍し、2018年度に修了しました。

アーカイブズ学専攻を選んだ理由は、アーキビストという職業があることを知り興味を持ったことと、アーツカウンシル東京と言う公益財団法人東京都歴史文化財団の中の一組織に勤務していたことです。この組織は、当時、東京オリンピック2020の文化プログラムに関わっていく組織であり、アーティストや芸術団体の活動への助成事業に関わる業務担当の中で、組織的な記録管理の重要性を強く感じていました。その経験から、理論的な知識を体系的に学びたいと思い、アーカイブズ学専攻への進学を決意しました。

本日は、こうした背景を踏まえながら、大学院での学びがどのように現在の業務や資格取得、キャリア形成につながっているかをお伝えできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

私から「修了生の声」としてお話しすることは、4つあります。まずは「アーカイブズ学をどのように学ぶことができたのか」、次に「社会人大学院生として学んだ2年間」と「修了を成し得た学ぶ環境」、最後に「修了後の進路と学びの活用について」です。

1— この報告は2025年10月18日に開催された大学院説明会「修了生の声」に於いての講演内容である。

1 アーカイブズ学をどのように学ぶことができたのか

アーカイブズ学専攻では、記録の評価・保存・活用といったアーカイブズ学の基本的な考え方を体系的に学ぶことができる環境が整っていました。この専攻の特徴は、様々な専門性を持った先生方から、多角的なアプローチでアーカイブズ学を学べる点です。アーカイブズ学の基礎理論、整理記述、資料保存、デジタルアーカイブ、記録管理の法制度など、それぞれの分野に精通した先生方が揃っており、理論と実務の両面から学ぶことができました。

カリキュラムは、理論的な講義に加えて、演習や実習先での学びが組み合わされており、実際の現場を意識した構成になっています。さらに、社会人でも通いやすいように、夜間や土曜開講の授業が多く、働きながらでも履修できる点も大きな魅力でした。

学生のバックグラウンドも多様で、大学で史学を学び、アーカイブズ学専攻へ進学した方から、公文書館、史料館、図書館、企業、私のような文化財団などから集まっており、授業内での発表や議論は、それぞれの分野のアーカイブズの状況、立場から違う視点で、とても興味深い内容でした。私自身は、ゼロからのスタートでしたが、基礎から学べるカリキュラムだったため、アーカイブズ学の学びを進めていくにつれて、その学びを深めていくことができました。修士論文では、自分が関心を持つ実務課題を学術的に掘り下げることができ、現場での経験と理論を結びつける貴重な機会となりました。

このように、アーカイブズ学専攻では、理論・実践・仲間との学びを通じて、専門性を着実に育てていくことができる環境が整っていたと感じています。

図1は、私が修士1年に履修した時間割です。お話しする前に補足したいのですが、授業時間についてです。私が修士課程に在籍していた当時は1限あたり90分でした。現在の授業時間とは異なります。社会人として働きながら通学していたため、時間割を組む際は、仕事との両立を意識して計画しました。平日の夜間に開講される講義を中心に履修し、週末の土曜日には、集中して講義やゼミの授業があり、アーカイブズ学の学びを深めていくことができました。

続いて、図2は修士2年の時間割です。2年目は、1年目に学んだアーカイブズ学の基礎を踏まえて、より専門的な科目も選択し研究と実務を結びつける学びを進めました。2年目は、学びの集大成として、修士論文に取り組む時間が必要になりますので、科目履修はできる限り修士1年時に取っておきたいと考えました。しかしながら、仕事との兼ね合いで、どうしても修士2年に履修した科目もありました。それが、木曜日5時限「記録管理法制論」です。この授業では、記録管理の法的・制度的枠組みや著作権などを理解することができました。とても興味深い講義内容だったので、仕事を調整して講義に出席する時間を確保しようとしたことを思い出します。

		月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						アーカイブズ学理論研究Ⅰ(アーカイブズ学基礎理論)
2	10:40~12:10						アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ(アーカイブズ管理論)
3	13:00~14:30						アーカイブズ学演習(ゼミ)
4	14:40~16:10						アーカイブズ実習
5	16:20~17:50						
6	18:00~19:30	【前期】記録史料学研究Ⅰ(前近代記録)		アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ(情報処理論)			
		【後期】アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ(公文書管理論)					

図1 — 2017(平成29年度) M1で履修した時間割

		月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						
2	10:40~12:10						【前期】アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ(視聴アーカイブ論)
3	13:00~14:30						アーカイブズ学演習(ゼミ)
4	14:40~16:10						アーカイブズ実習
5	16:20~17:50				アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ(記録管理法制論)		
6	18:00~19:30	アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ(整理記述論)			【前期】記録史料学研究Ⅲ(デジタル・アーカイブズ論)	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ(史料保存論)	

図2 — 2018(平成30年度) M2で履修した時間割

2 社会人大学院生として学んだ2年間

図3は、私が社会人大学院生として過ごしたスケジュールをまとめたもので、2017年4月に入学し、2019年3月に修了するまでの2年間についてです。

「1 アーカイブズ学をどのように学ぶことができたのか」でお伝えした通り、1年目の科目履修は、アーカイブズ学の基礎を固めるための理論科目を中心に履修しました。それと並行して、ゼミでは、修士論文について発表の機会もあります。なかなか準備に苦労しましたが、ゼミには、修士課程の学生のほかに、先生方、博士課程の先輩方、留学生も居場です。それぞれの立場や経験から助言をいただける貴重な時間でした。

2年目は、修士論文の執筆に向けて、より専門的な科目を選択しながら、論文のための調査や執筆時間も確保するようにしました。

この2年間は、仕事と学業の両立に苦労する場面もありましたが、履修の柔軟性や先生方の理解、そして同じ立場の仲間の存在に支えられ、学びを継続することができました。

2年間の学びの中では、科目履修や修士論文の執筆の他に、アーカイブズ実習や研修旅行もありました。アーカイブズ実習では、修士1年は神奈川県立公文書館、修士2年では福岡共同公文書館で実習を行いました。現場での実習を通じて、授業で学んだ理論がどのように実務に活かされているのかを実感することができました。また、実習先の職員の方々との対話を通じて、現場ならではの工夫や課題にも触れることができ、アーカイブズ学に対する視野が大きく広がった貴重な経験でした。実習先の決定方法は、修士1年は通勤を考慮して専攻から実習機関を割り当てられて決まります。修士2年の実習先は、修士1年と同様に専攻から割り当てられる他に、自身の研究課題等に基づく自主提案型の実習も可能でした。私は、自主提案型を選択し、福岡共同公文書館でのアーカイブズ実習を行うことができました。この実習先を希望したきっかけは、修士1年で福岡県に国内研修旅行へ行った際の訪問先が福岡共同公文書館だったことからでした。研修旅行は、修士1年では、福岡への国内研修旅行の他に、海外研修旅行として、ベトナムのハノイに行き、現地の大学生との交流やベトナムの国立公文書館にも訪問し、他国の国立公文書館の役割や仕組み

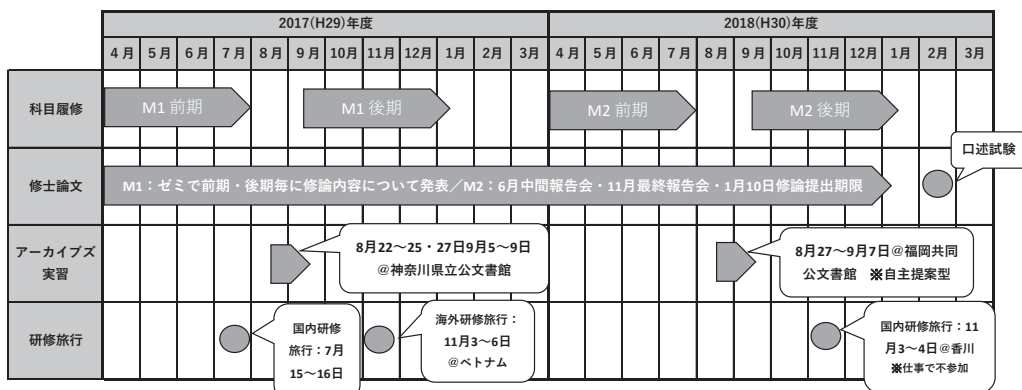


図3 — アーカイブズ学専攻博士前期課程での2年間のスケジュール

を理解する貴重な経験となりました。

続いて、**修士論文**についてです。自分自身の実務経験をもとに、アーカイブズ構築の課題を学術的に分析することに挑戦しました。正直、私は大変苦勞しました。時間が足りませんでした。しかしながら、先生方のご助言や仲間にも助けてもらってどうにか形にしました。

題目は「地域版アーツカウンシルのアーカイブズ構築の研究 —アーツカウンシル東京を事例として—」でした。このテーマを選んだ背景には、入学前から勤務していたアーツカウンシル東京での経験があります。文化事業に関する記録が、組織的に保存・活用されていない現状に課題を感じ、真正性の確保されたアーカイブズの構築が、東京オリンピック2020の文化プログラムの記録散逸防止にもつながるのではないかと考えました。身近な実務課題を、理論的な枠組みで捉え直すことで、実務と学問をつなぐ視点を養うことができたと思います。研究方法としては、まず対象となるアーカイブズの現状を調査し、比較分析を通じて結論を導くという手法を取りました。具体的には、過去のオリンピック文化プログラムのアーカイブズ、たとえば1964年の東京大会と2012年のロンドン大会を比較し、記録の保存状況や制度的背景を検討しました。また、アーツカウンシル東京とArts Council England (ACE) という、日英の文化支援組織のアーカイブズ構築の違いにも着目しました。

調査対象は多岐にわたり、アーツカウンシル東京やACEのほか、英国国立公文書館 (The National Archives)²⁾、ヴィクトリア・アンド・アルバート (V&A) 博物館アーカイブズ、東京都公文書館、国立公文書館、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館など、国内外の機関を訪問・調査しました。

アーカイブズ学の基礎を学びながら、こうした実地調査と論文執筆を並行して進めるには、タイムマネジメントが非常に重要でした。仕事をしながら、限られた時間の中で、調



図4 — 英国 国立公文書館 (The National Archives) の正面入口

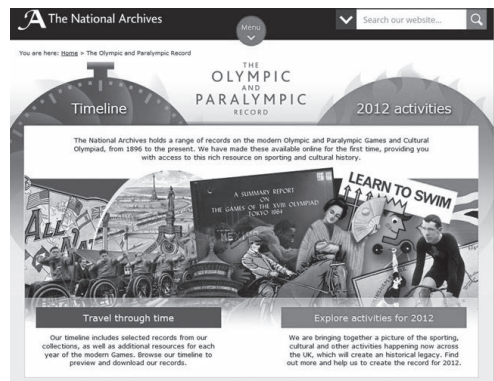


図5 — 英国 国立公文書館 オリンピック・パラリンピックレコード・ウェブサイト トップページ

2—The National Archives, The Olympic and Paralympic Record, <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/+https://www.nationalarchives.gov.uk/olympics/> (アクセス日：2025-10-15、以下同じ)。

査・分析・執筆を進める経験は、私にとっては本当に難しくもありましたが、アーカイブズ学についての学びを深めることにもつながりましたし、アーカイブズ学の面白さにだんだん近づいていく作業であったと思います。

3 修了を成し得た学ぶ環境

社会人として大学院に通う上で、最も重要だったのは「学びやすいカリキュラム」が整っていたことです。

アーカイブズ学専攻では、夜間や土曜日を中心に授業が開講され、平日の日中に勤務している私でも、履修を進めることができました。そして、アーカイブズ実習についても、実習先との日程調整を丁寧に行っていただき、社会人でも履修できるよう配慮されていたのが非常にありがたかったです。さらに、蔵書も充実しており、アーカイブズ分野の新刊や話題書が定期的に購入されていました。学生からの図書購入希望も受け付けていただける仕組みがあり、必要な資料をすぐに手に取れる環境が整っていたことは、学びを深める大きな支えとなりました。

学びの環境として印象的な一つは、専攻研究年報「GCAS Report³⁾」の発行です。この年報は、専攻の研究成果をまとめたもので、学生自身が編集に関わることで、研究のまとめ方や発信の仕方を実践的に学ぶ機会となっていました。編集作業に携わる中で、研究を社会に伝えるという視点を持つことができていると思います。

また、経済的な支援制度も充実していました。人文科学研究科特別研究費として、博士前期課程では年間5万円、博士後期課程では年間20万円の補助があり、調査や資料収集に活用することができます。さらに、教育訓練給付金制度を活用することで、一定条件を満たせば授業料の一部（上限10万円）が返還される仕組みもありました。特別研究費を受け取るためには、申請から報告・支給までの手続きが必要でした。私自身が、当時、アーティストや芸術団体の活動への助成プログラムに関する仕事をしていまして、助成金の申請受付～採択後の申請者からの報告書や領収書などの精算書類を受取り、助成金の額確定処理を担当しました。したがって、助成金の申請から助成金交付するまでの手続きについて、とても苦労している助成金の申請者（アーティストや芸術団体など）を見てきました。このように助成金制度を理解できる仕組みがあることは、後に、研究者や専門職となった際、科研費などの様々な助成金を活用し研究費の資金調達を行うためには、助成制度を学ぶ機会があることはとても有意義なものだと思いました。



図6 — V&A 博物館 アーカイブズの入口

4 修了後の進路と学びの活用について

最後に、修了後の進路と学びの活用についてお話しします。大学院での学びは、アーキビスト資格の取得にも直結しています。まず、「登録アーキビスト⁴⁾」は、日本アーカイブズ学会が認定する資格で、大学院で所定の科目を修了することで、申請要件の一つを満たすことができます。さらに、国立公文書館長が認める資格である「認証アーキビスト」⁵⁾についても、大学院での学びが重要な要素となります。この資格には3つの要件があり、そのうち「技能・知識等」の要件を、大学院での履修を通じて満たすことができます。まずは「准認証アーキビスト」として認定され、実務経験を積むことで「認証アーキビスト」へとステップアップすることが可能になります。

大学院での学びは、採用時の評価ポイントとしても活かされました。私が、現在、勤務している外交史料館の採用面接では、公文書管理法に関することも質問されました。幸い、採用していただきましたが、採用後に面接官だった上司からは、採用時の評価ポイントは、公文書管理法を理解していること、認証アーキビストの資格取得の要件の1つ（技能・知識等）を満たすアーカイブズ学を理解している人材が必要だったためと言われました。大学院で学んだ記録管理の理論、記録管理法制論や史料保存論などのアーカイブズ学の理論は、まさに日々の業務の中で活かされています。大学院での学びは、専門職としての信頼性を高める基盤となります。理論と実務をつなぐ学びが、資格取得とキャリア形成の両面において、大きな力になっていると実感しています。

図7は、2018年度に修了した社会人大学院生の一例として、私自身の進路と学びの活用についてまとめたものです。この一覧で、「活動内容・ステージ」、「職業・職務」、「登録アーキビスト」、「認証アーキビスト」について

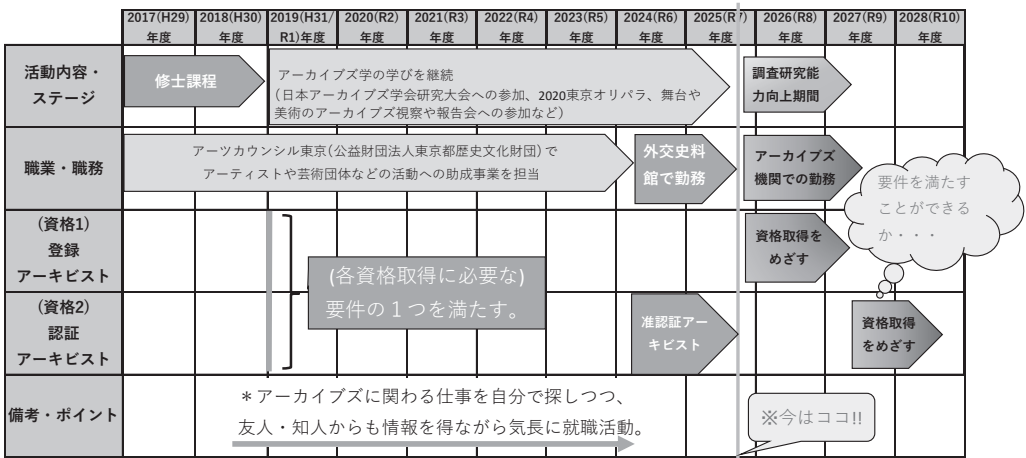


図7 — 修了後の進路と学びの活用 *2018年度に修了した社会人大学院生を一例として

4— 日本アーカイブズ学会「登録アーキビストについて」https://www.jsas.info/?page_id=20

5— 国立公文書館「認証アーキビスト リーフレット (令和7年3月修正版)」https://www.archives.go.jp/ninsho/download/ninsho_leaflet.pdf

キビスト」と「認証アーキビスト」を取得するまでの、現状の可視化とアーキビストと言う資格取得までの目標につながる達成すべきタスクを整理しました。

登録アーキビストと認証アーキビストともに、アーカイブズ学専攻を修了した時点で、要件の1つを満たしています。登録アーキビストは、その他に、1年以上の実務経験が必要ですので、アーカイブズ機関である外交史料館で1年以上の実務経験を積んで要件を満たしましたので、現在は、登録アーキビストとして申請が可能となりました。認証アーキビストは、その他の要件として、アーカイブズ機関での3年以上の実務経験に加えて、論文等の発表による調査研究能力を示す必要があります。そのため、今のステージは、「調査研究能力向上期間」であると考えています。2つの要件を満たした時、認証アーキビストの資格取得が可能になります。

大学院で学び、修了できたことが、気長な就職活動にはなりましたが、アーカイブズ機関である外交史料館に勤務することに繋がりました。大学院での学びは、単なる知識の習得にとどまらず、実務とキャリアをつなぐ「橋渡し」のような存在だったと感じています。

5 まとめ

以上、社会人大学院生としての2年間の学びと、学ぶ環境、そして、その後の進路・アーキビスト資格取得についてお話ししてきました。アーカイブズ学の理論と実践の学びは、仲間との学びを通じて、専門性を着実に育てることができました。大学院での理論と実践の学びは、アーキビストとしての専門性を築く大きな土台となり、実務やキャリア形成をつないでいっています。働きながらも学び続けられる環境が整っていたからこそ、修了を成し得ることができました。

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の修了生としてお話しするにあたり、これまでの学びははじめから、現在の自分に至るまでの経験を整理してお話ししました。これまでの経験を振り返って感じているのは、「学びは、実務を支え、未来を拓く力になる」ということです。

私にとって、アーカイブズ学専攻で学びは始めるきっかけは、アーキビストと言う職業に興味を持ったことからでした。アーカイブズ学専攻の特徴は、先ほど申し上げたとおり、様々な専門性を持った先生方から、多角的なアプローチでアーカイブズ学を学ぶことができることです。多角的なアプローチでアーカイブズ学の学びが可能なように、アーカイブズ学を専攻するきっかけもまた、人それぞれ様々であると思います。

今回お話ししました私の「修了生の声」が、少しでもみなさまのアーカイブズ学の学びを始めるヒントになって、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻への進路選択の参考になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

報告

アーキビストのキャリア形成に必要なこと —理論と実践をとおして—

Key Elements in Archivist Career Development: Integrating Theory and Practice

蓮沼 素子

Motoko Hasunuma

はじめに

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に入学して、2025年の春で13年が経過した。筆者のアーキビストとしての22年のキャリアを振り返ったとき、その前半期の大きな転機になったのが2011年から2012年の1年間だったと言える。その1年の間に起きた東日本大震災とアーカイブズ学専攻博士後期課程の受験、上京という人生を左右する経験と決断に至った経緯、その後の大学院生活と自身のキャリア形成を辿り、アーキビストに必要な理論と実践を学んだ6年間を振り返ってみたい。

本稿は、2025年10月18日(土)に行われた大学院説明会の「修了生の声」として話した内容をもとに、当日伝えきれなかった内容を含めて再構成したものである。現在アーカイブズ学を学んでいる、あるいはこれから学ぼうとしている後輩のみなさんの参考になれば幸いである。

1 アーカイブズとの出会い

はじめに、アーキビストとしてのキャリアの始まりと、アーカイブズ学との出会いについて振り返ってみる。最初は偶然あるいは消去法的なスタートである。

筆者が進学した東北大学大学院文学研究科の日本史研究室の院生の多くが、当時、仙台市史編さん室でアルバイトをしていた。そうした状況で、先輩から声をかけられてアルバイトとして始めたのが、仙台市史編さん室で行っていた、仙台市に合併する前の宮城町役場文書の評価選別と整理作業だった。今振り返ると、そこで偶然にアーカイブズ業務に触れる機会を得たと言える。その後も、編さん室で5年ほどアルバイトをしながら、人から見れば「ぶらぶら」して過ごしていた。その間に大学院を修了していたが、別にやりたいこともあり、就職活動もせずにアルバイトを掛け持ちする毎日だった。

それを見ていた当時の市史編さん室の上司から、「宮城県公文書館で資料整理ができる人を探しているんだけど、行かないか」と声をかけられた。当時、市史編さん室の嘱託職

員と宮城県公文書館の非常勤職員の二択があったが、週4日で残業もない公文書館の方がやりたいことがある筆者に良いのではと勧めてくれた結果であった。この上司の選択が、現在の筆者のアーキビストとしてのキャリアの出発点になっている。ちなみに、同時に市史編さん室の嘱託職員になった友人は、現在、仙台市博物館の学芸員である。上司の選択によっては、2人の未来が逆だったかもしれない。

こうして、偶然あるいは上司の消去法で選ばれた筆者が宮城県公文書館に勤務することになり、そこで、「アーカイブズ」あるいは「アーキビスト」という仕事に出会うことになった。この時点ですでに、大藤修先生の大学院での授業において安藤正人・大藤修著『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、1986年）を読んではいたが、公文書館に勤務してようやく「アーカイブズ」を意識するようになった。そこで出会ったのが、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上下巻（柏書房、2003年）と小川千代子・高橋実・大西愛著『アーカイブ事典』の2冊である。それまで、アーカイブズの知識のなかった筆者は、用語や基本的な原則などをこの2冊から学ぶことができた。

仙台市史編さん室で学んだ実践的な方法を手に公文書館に乗り込んだ筆者は、上記のような理論的な基礎文献と出会い、さらに国立公文書館の公文書館等職員研修（初任者研修）への参加をきっかけにもっと学びたいという欲求が生まれ、アーカイブズ・カレッジ短期コースの受講を交渉するに至った。今思うと若気の至りで、当時の待遇の中で非常勤職員であった筆者が研修の旅費を出してもらうなどあり得ない状況だったが、筆者の熱意に負けたのか、上司がさらに上位部署にかけ合ってくれたおかげで、一部の旅費を出してもらえることになり、2005年に金沢で行われたアーカイブズ・カレッジに参加することができた。ここでは、全国から参集した同じような悩みを持つアーキビストたちとの出会いがあり、現在も同じ業界でがんばっている仲間を得た最初の機会となった。

また、公文書館勤務1年目に全史料協全国（宮城）大会の開催があり、右も左もわからないまま、ホスト機関のスタッフとして全史料協大会に参加したことも、アーカイブズ・インパクトの一つだったと言える。全国からたくさんのアーカイブズ関係者が来県し、熱気あふれるアーカイブズ活動の一端に触れる機会となり、それまで仙台という小さい世界でしかアーカイブズに触れていなかった筆者には、貴重な経験となった。

こうして数年を公文書館の非常勤専門職として過ごしているうちに、何やら使命感のようなものが湧いてきてしまった。その後はズブズブとアーカイブズという泥沼にハマってしまったと言っても過言ではない。当時の非常勤職員の給与の月額は一人暮らしの生活には耐えられない程の少額で、いくつかのアルバイトも掛け持ちしていたが、実際、こっそり就活をして2度ほど正規の採用が決まったことがある。なぜか、数日考えているうちに「このまま公文書館を辞めてしまっているのだろうか」という思いが大きくなり、採用を断ってしまった。ここで就職していたら、現在、筆者はアーカイブズ業界にはいなかっただろう。

2 アーカイブズ学専攻受験を決意

さて、このように何となくアーカイブズの仕事を始めた筆者が、なぜか泥沼から抜け出せなくなってきた頃、大きな転機が訪れることになる。2011年3月11日である。東日本大震災発生時、筆者は宮城県公文書館で、買ったばかりの新しいデジタルカメラで資料撮影をしていたところだった。「どん」という音と共に大きく揺れ、三脚を持って新しいカメラを倒さないように必死に捕まえていたことを今でも思い出す。

ここからの1年のことを鮮明に思い出すのは難しい。職場は被災し、2ヶ月ほど閉館した。自宅は大きな被害はなかったものの、電気・水道・ガスの復旧までそれぞれ数日から1ヶ月を要したが、幸い避難所に行くこともなく過ごせた。ほぼ通常の生活に戻った頃、沿岸部にある県の出先機関が被災し、公文書も津波の被害を被っているという情報が寄せられた。すぐにでもレスキューに行くべきだと考えたが、館内も被災しており、修繕の予定に目処が立っておらず、筆者も倒れた書架から救出した公文書の補修作業を行っている最中だった。加えて、現在地（県立図書館の一部）への移転計画も進行していたため、当時5名ほどいた正規職員（教員1名・事務方3名・再任用職員1名）に被災資料レスキューの必要性を相談したが、被災地の職員に被災した公文書の消毒をするようアドバイスするに留まった。非常勤職員だった筆者にはどうすることもできず、また個別に活動する余裕もなかった。

先述したように、はっきりと当時の状況を思い出すのは難しく、いつ思いついたのかは定かではないが、後で振り返って、あるいは人に聞かれて説明する場合には、その後の決断についてこのように答えている。「アーキビストとしてもっと何かできるのではないかと、正規アーキビストになる必要があるのではないかと」、そう考えた時に思い出したのが学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻だった。2007年の秋ころ、館内で翌年開設するアーカイブズ学専攻の案内チラシが回覧され、新しい分野の学問に興味はあったが、東京だったこともあり進学しようとは思っていなかった。しかし、アーキビストとして行き詰まったこの時、なぜか不意に専攻の存在を思い出したのである。もしかしたら、館内のどこかで専攻のチラシを目にしたのかもしれない。

ともあれ、10月に行われたオープンキャンパスに合わせた入試説明会に参加した。そこで安藤正人先生とお話しする機会を得て、博士後期課程に進学する方向に定まった。この上京時には、筑波大学時代の恩師2名にも進学について相談している。以後、入試準備には恩師が協力してくれた。あれよあれよという間に1月になり、出願、同時に仕事をどうするのか、という問題も浮上した。今思えば行き当たりばったりの行動だったのだろう、あまり仕事のことは深く考えておらず、出願してようやく現実に引き戻された気がする。その時に出ていた公募で間に合いそうだったのが、国立公文書館アジア歴史資料センターだった。とはいえ、臆げな記憶を辿っても仕事を探した形跡がないため、多分、国立公文書館のHPをチェックしただけではないだろうか。今なら他にも探せたのではないかと思うが、仙台にいた頃はとにかく情報弱者だった。

2月に大学院の受験とアジア歴史資料センターの採用試験があり、先に仕事が決まってから大学院の入学が決まった。3月初めに上京して部屋を決めて、3月末まで仕事をしてから家を引き払い、不要の荷物と自家用車を秋田の実家に置いて上京した。どの段階で職場の上司に報告したかは覚えていないが、皆が応援と心配をしてくれたことは確かである。こうして振り返ってみると、怒涛の半年であり、どうして受験しようと思ったのかも正直に言えばはっきりとは覚えておらず、とにかく動かなくてはという思いが強かったように思う。こうして、新しいスタートを切ったのである。

3 大学院生活と仕事の両立

前段が長すぎたが、ここからが本題である。筆者は、2012年4月に入学してから2018年3月に単位習得退学するまでの6年間、大学院博士後期課程に在籍した。同時に、大仙市に就職する2017年3月までは、平日はアジア歴史資料センター（1年）もしくは江東区役所（4年）で働きながら、大学院の授業を計画的に受講していた。1年目は月曜を仕事休みの日に設定し、土日を含めて調査に行けるように調整して、火曜～金曜の18時から1コマずつ、土曜は1限から授業を入れていた。博士後期課程のため、ここまで授業を詰め込む必要性はなかったのだが、特に1年目は仕事を辞めて被災地仙台から離れてまで上京したのだから、頑張らないといけない、という気負いがあったように思う。

また、当初は研究課題として地方公共団体のアーカイブズ制度や被災資料を対象に取り組んでいたこともあり、宮城県の沿岸部の被災公文書のレスキュー活動について宮城県情報公開室(当時)に働きかけを行ったり、時間を見つけては被災資料レスキュー活動にも参加するようになっていた。

6年間の仕事をしながら大学院で学んだことで、筆者が感じたプラス面とマイナス面を整理してみると、以下のようにプラス



図1 — 若かりし日の筆者（入学式）2012年4月



図2 — イギリス国立公文書館 2013年1月

に感じたことの方が大きかった。

プラス面としては、まず体系的にアーカイブズ学の知識が学べる場を得ることができたということが挙げられる。これは、同時に自分がいかに無知のまま仕事をしてきたか、ということを感じ知らされることでもあった。しかし、似たような悩みや目的をもった仲間が周りにたくさんいて、そうした思いもまた自分だけではない、という気持ちにもなれた。専攻閲覧室には豊富な



図3 — 国内研修旅行（三重県） 2015年7月

文献が揃っており、個人では入手困難な海外の研究書や研究雑誌、最新の論文なども入手する環境が整っていた。さらに、国内外での研修の機会や実践の場が用意されており、進学前は国立公文書館、宮城県公文書館、秋田県公文書館しか訪問したことがなかった筆者は、多くのアーカイブズ機関を訪れる機会を得ることになった。当時は海外研修もあり、釜山、ハノイ（2回）、台北に行く機会にも恵まれ、台北では研究発表も経験した。こうして修得した新しい知識や経験は、仕事の中で少しずつ反映させることができた。また、安藤先生の科研のお手伝いでイギリスの国立公文書館とロンドンのメトロポリタンアーカイブズを訪問することもでき、こうした海外での調査の機会は、個人で訪れた香港調査へのチャレンジにつながったと言える。

また、仙台にいた頃は周りにアーカイブズ機関がほとんどなく、アーキビストとの交流は全国大会や研修の場くらいだったが、上京すると職場や大学院にアーカイブズで働く仲間がたくさんいて、全史料協関東部会への参加や様々な研究会・研修の機会も増え、アーキビストとの交流により業務と研究の両方で多くの刺激や示唆を得ることができた。

上記のような点は、アーカイブズ学専攻に入学するために上京したからこそ得られた利点だと言える。また、大学院の授業や研修などで新しい知識や実践方法を学び、即座に仕事に反映する機会を得たことで、アーキビストとしても成長できたと実感している。

しかし、マイナス面がなかったわけでもない。先述のように、特に1年目は授業を詰め込み、被災地でのレスキュー活動などにも参加、2年日以降は論文執筆のための調査に時間を要するようになったこともあり、とにかく時間が足りないくらい忙しかった記憶しかない。当時、30代後半で遅いくらいの決断だったと思っていたが、今思えばまだまだ若かったな、と感じている。とは言え、私生活を犠牲にする覚悟は必要になる。また、宮城県公文書館にいた頃に比べれば給与面では大きく上がり、ある意味プラスだったと言えるかもしれないが、その分、高い家賃と授業料を払うという新たな出費もあり、給与だけでは生活と学業の維持が厳しかったため無利子の奨学金制度を利用した。現在、毎月返済している状況だが、こうした借金を背負ってでも学びたいという意志があるかどうか、という判断も必要になってくる。

筆者は、最終的に正規のアーキビストのポストを得られ、かけがえのない仲間ができた

ことを考えるとプラス面の方が大きかったが、それは結果論であって、正直勢いで上京を決めた部分は否めないため、自分にとって必要な選択かどうかはもっと慎重に判断すべきだったかもしれない。

4 アーキビストとしてのキャリア形成

以上のように、筆者がアーカイブズ学専攻で学んだ期間を中心にアーキビストとしてのキャリアを振り返ってみたが、改めて、アーキビストとしてキャリア形成に必要なことをまとめてみたい。

ここまで述べてきたように、筆者の場合は知識よりもアーカイブズ機関に勤務して得た現場での経験が先行した。また限られた文献から得た情報でアーカイブズの業務内容や方法が構築されていた。しかし、大学院進学を機に国内外のアーカイブズ制度に関する法律や基準、最新の知識や方法論を学ぶ機会や、更にそれを実践の場で生かせる職場で勤務することができた。そうした理論と実践による実績を複数積み重ねた先に、現在の正規アーキビストへとつながるキャリアパスを形成していったと言えるのではないだろうか。

筆者のこうした経験を基にアーキビストのキャリア形成について考えてみると、アーカイブズ学専攻などの大学院教育、あるいは国立公文書館や国文学研究資料館などの研修による知識の習得と実習を含めた現場での経験という、理論と実践が相互に作用しながらアーキビストとしての実績となり、そうした実績の積み重ねの先に正規アーキビストなど専門職として求めるキャリアの道が見えてくると言える。しかし、日本においては必ずしも正規のポストの数が十分とは言えず、また筆者のように大学院に進学して知識などを習得するというキャリアパスを望む人だけではないだろう。

学生の段階でアーキビストを志し、大学院に進学して学問とアルバイトや非常勤職などの業務経験を積み重ねるといったキャリアパスもあるだろう。また、筆者のようにすでに仕事を持っている場合には、大学院で2年あるいはそれ以上の時間をかけてより専門的にアーカイブズ学を追求しながら、そこで得た新たな知識や情報を実践の場に生かすという選択や、仕事を重視しつつ、新たな知識を体系的に学ぶために長期研修を受講するというパターンもあり得る。現在、アーキビストを目指す人たちには、こうした多様な選択肢が広がっており、自分自身のキャリア形成の理想をどこに置き、どのように実現していくかはそれぞれが選べる時代になってきたと感じている。

現在あるいは将来、アーカイブズ学専攻に進学することを選んだみなさんには、在学中から人脈を広げ、将来の頼もしい仲間



図4 — 補修技術を学ぶための授業の様子 (TRCC) 2013年9月

を増やし、また自分の身近なアーカイブズ機関だけではなく、多様な形のアーカイブズに触れる機会を持ってもらいたい。自分の理想のアーキビスト像に近づくためには、自分で限界を決めないことが重要ではないだろうか。

おわりに

筆者は2025年現在、正規アーキビストとして9年目を迎えた。キャリアの大半が非常勤職員であった筆者にとって、正規アーキビストになれば時間もお金も余裕ができて、もっと充実した私生活が送れると信じていた。しかし、責任も仕事も増え、これまで以上に時間に追われる毎日であり、また秋田県という距離的な問題から、新しい情報取得や調査のための出費は増える一方である。

しかし、そうした目まぐるしい日々のおかげで、電子公文書に関する課題など、新たな知識や技術への探求心も衰えずに、まだまだアーキビストとしての伸びしろを感じている。今後もアーカイブズ学専攻で学んだ知識をアップデートしながら、そこで出会った多様なアーキビストたちと切磋琢磨し、より自分の理想とするアーキビストを目指して精進していきたい。

報告

「アーカイブズ保存修復実習」の実施について

Regarding the Implementation of the “Preservation and Restoration Practicum”

下重 直樹

Naoki Shimoju

現代社会において発生する記録のほとんどが、デジタル形式で作成、管理されるポーンデジタルへ置き換わりつつある。例えば国の行政機関でも、2011（平成23）年には保有する公文書のわずか4%程度であった電子記録の比率は、2024（令和6）年に24%以上となり、新規作成取得分に限ってみれば約6%から44%以上に増加している。

このような記録から永続的に保存する価値あるものを選別し、アーカイブズを構成していくことはアーキビストやアーカイブズ学の大きな課題であるが、当然ながら既に存在するアーカイブズ資料——非デジタル形式をも信頼できる記録・アーカイブズとして維持し、後世に伝えていくという責務から解放されることはない。

アーキビスト自身が保存や修復にかかる専門的な技能をどこまで修得しておくべきなのか、もちろん勤務する施設や環境によってその程度には濃淡はあろう。2018年12月に定められた「アーキビストの職務基準書」では「資料の損傷や劣化を防ぎ永続的な利用を図るため、保存に必要な基礎的な知識を有するとともに適切な取扱方法を理解し、職務を遂行できる」ことが基礎要件に掲げられ、職務の遂行要件の一つに「所蔵資料の損傷の程度が把握でき、かつ軽度の損傷が生じた所蔵資料について、適切かつ簡易な修復措置が実施できる、また重度の損傷が生じた場合に応急的な措置を実施し、損傷の進行を最小限に留めることができる」技能が資料の整理や保存に不可欠なものとして位置づけられている。

保存科学をはじめとする知識と技能とを組み合わせるべく、アーカイブズ学専攻では発足の初期からアーカイブズ管理研究分野の授業のオプションとして、国立公文書館をはじめとする関係機関の協力も仰ぎながら、「紙資料補修実習」を実施してきた。もともと、頻発する自然災害により被害を受けた資料の修復のための技術指導などにより同館が多忙を極めるようになり、また2020年度以降はいわゆる「コロナ禍」のために実習を行えない状況がしばらく続いていた。私たちはこの間に実習で取り扱うべき内容や実施方法を改めて見直し、和紙への繕いや裏打ち、洋紙に対するドライクリーニングの処置、保存箱作成といったそれまでの修復のための技能中心のメニューから、資料全体の状態を見極めた上で、観察→判断→処置のプロセスを通じた対応を理解する、より実践的な内容の「アーカイブズ保存修復実習」へリニューアルした。

予防的保存においては、劣化や損傷の兆候を観察し、情報として読み取る能力、対応に

かかるコストを考慮しながら処置（修復や保護・保管方法）の妥当性を判断する能力が実際の作業に要する技能の前提として必要になる。実習の具体的な内容は、紙以外の媒体の取扱いも含めて、これからもより良いかたちを模索しながらアップデートをしていく予定であるが、実習が中断していた期間にアーカイブズの実践の場へと送り出すことになってしまった修了生の諸君にもトレーニングの機会を設けられたのは幸いであった。今後は、新たに整備した専攻の保存修復実習室と史資料調査・作業室を活用した実習や、より豊かな内容を取り扱うために年度内に複数回実施することなども視野に入れて充実のための検討を進めていくつもりである。

末筆ながら、記録・アーカイブズを安定的に次世代へ伝えるための学びの場を提供する試みにご尽力いただいた株式会社資料保存器材の皆さんに心より感謝を申し上げます。

—実習生の感想—

株式会社資料保存器材での実習を通じ、資料保存の現場を具体的に理解する貴重な機会となった。裏打ちやリーフキャストイング、製本、保存容器の作製などを体験する中で、資料の劣化を抑えるためには、多角的な視点と丁寧な手作業の積み重ねが欠かせないことを改めて感じた。特に、資料の材質や状態、そして依頼者の意図や要望を踏まえ、修復と保存の手法や保存容器の作成を慎重に相談しながら進めていく過程は印象的であった。和紙の選定を含め、資料ごとに最適な処置を判断する専門職の姿勢からは、様々なアーカイブズ資料を保存していくことの重みが伝わってきた。また、一点一点資料と向き合う姿勢は、行政現場での資料管理にも必要となる大切な視点である。今回の経験を踏まえ、今後も理論と実務を深めていきたい。（鈴木千尋）

私は現職のアーキビストとして資料の修復・保存に関わっているが、専門業者への発注が主であり、処置工程に直接触れる機会は少ない。実際の工程を体験し、今後の修復・保存業務の発注・管理に活かせると思い実習に参加した。

実習では、和紙資料の補修や製本素材に関する講義の後、リンプ製本や保存容器の作成などを通じて、修復技術と保存方法の基礎を実践的に学ぶことができた。特に裏打ちとリーフキャストイングによる質感の違いや製本構造の特性を体感し、保存容器設計の考え方にも触れたことは、発注後の工程を具体的に理解するうえで非常に有益であった。さらに、修復・保存の基本的な流れを実感できたことは、今後の業務判断において大きな支えとなる。

こうした実習の利点として、他の参加者と共に手を動かしながら意見交換することが大きな刺激となった点も挙げられる。今後も機会があれば積極的に参加したい。（高山征季）

アーカイブズのための保存修復実習 —保存修復における観察・判断・処置の基礎—

Practical Training in the Preservation and Conservation of Paper & Book Materials for Archives: Fundamental Skills in Observation, Decision-Making, and Treatment

島田 要

Kaname Shimada

1 はじめに

2025年9月13日、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の学生・修了生8名を対象に、保存修復の特別実習を実施しました。本実習は、アーカイブズ領域における保存修復教育の基礎となる「観察・判断・処置」という一連のプロセスを、実物資料を用いて体験的に理解していただくことを目的とするものです。

2 実習の概要

保存修復の実習は「専門家の指導のもとで技法を体験する場」と捉えられがちですが、アーカイブズの現場では、資料の状態を読み取り、必要最小限の介入を見きわめる判断が何より重要です。今回の特別実習では、この判断の過程に重点を置き、技法習得を出発点とするのではなく、劣化の観察、損傷要因の整理、処置の必要性と介入量の検討を主軸に据えて構成しました。少人数編成の利点を生かし、実物資料を前にした観察・検討・議論のプロセスを繰り返しながら、複数の選択肢の中から適切な対応を選び取る訓練となるよう進めました。

3 和紙資料の補修(午前)

保存修復では、損傷の程度だけでなく「なぜその状態に至ったのか」という要因分析が、処置方針を立てる前提となります。実習では、虫損が著しい和書を用い、損傷の広がりに応じて技術や材料をどのように使い分けるかを確認しました。

最初に、サンプル和書の綴じを解体し、本紙を展開したうえで、虫糞や付着物の除去を行いました。その後、補修用和紙と小麦デンプン糊による部分補填（繕い）の工程を示し、軽度の虫損に対する基礎的な処置を紹介しました。



図1——和紙資料の損傷箇所や処置方針を確認し、補修作業を実演している様子



図2——裏打ち処置に用いる道具と手順について解説する場面

続いて、損傷が広範囲に及び、取り扱いが困難になっている本紙を対象に、裏打ちと漉き詰め補填の二つの方法を体験していただきました。裏打ちは本紙裏面に補助紙を貼り、全体の強度と形態安定性を高める方法ですが、厚みや剛性が増すことで手触りや透光性が変化し、原本の質感が損なわれる場合があります。

一方、漉き詰め補填は、欠損部に新たな紙繊維を流し込み、一体化させて補う方法です。段差が生じにくく、透光性や表面の表情が本紙に近い仕上がりになりますが、繊維の調整や乾燥管理など高度な操作を要します。

これら二つの技法を比較することで、仕上がりの違いがどのように現れるかを、触感・表面観察・透過光の比較を通して確認しました。本パートでは、技術の習得そのものよりも、資料の状態を観察し、複数の選択肢から最も負担の少ない方法を選ぶための判断力と手の感覚を養うことを目的としました。



図3——漉き詰め補填の作業過程を示す様子

4 書物構造とリンプ製本(午前後半～午後前半)

書物の構造を理解することは、補修方法の選択や保存方針の判断に直結します。本パートでは、書物がどのような部材で構成され、どこに負荷がかかり、どの部分が損傷しやすいのかを把握するため、中世ヨーロッパで広く用いられたリンプ製本(Limp vellum binding)を題材に実習を行いました。

リンプ製本は、板紙を使わず柔らかい羊皮紙などで本文をくるむ簡素な構造を特徴とし、軽量でありながら一定の強度を備えています。装飾的な豪華本や木板・厚紙で仕立てた装丁に比べて経済的かつ効率的であったため、16～17世紀のヨーロッパでは、小型の印刷物や記録文書・公文書など、実務用途の冊子にリンプ製本が用いられ、現在も多くの実例が

残されています¹⁾。後に改装されるまでの仮綴じとして使われた例もありますが、多くは廉価な実用装丁として長く使用されました。

こうした「簡素で負担が少なく、必要に応じて解体や再製本も容易」という特性は、現代の保存修復においても利点となります。1966年のフィレンツェ洪水では、英国の製本家クリストファー・クラークソンが被災書物の救済活動に参加し、伝統的なリンプ製本を調査・応用しました。彼はこれを保存修復に適した「コンサーベーション・バインディング」として体系化し、国際的に広めました²⁾。そのためリンプ製本は、歴史的には簡素な装丁でありながら、今日では保存製本の基礎技法として位置付けられています。

実習では、折丁の準備、糸綴じ、表紙材の取り付けまで、一冊の基本構造を順に作成しました。作業を進めるなかで、ページを開閉した際に綴じ糸が紙を通過する部分（かがり点）に負荷が集中しやすいことや、開閉を繰り返すことで特定の箇所に損傷が生じやすいこと、さらに表紙が本文をどのように支えているのかといった点を、工程ごとに確認しました。これにより、書物内部で力がどのように伝わり、どの部分に負荷が蓄積しやすいのかを、構造に即して理解することが可能となります。

こうした構造理解は、古い書物の修復計画を立てる際に欠かせない視点です。単に「弱い箇所を強める」「背が割れているから背を補強する」といった対症的な判断では、補



図4——リンプ製本に用いる素材と基本工程についての説明



図5——折丁の準備と糸綴じの工程を体験する実習風景



図6——リンプ製本の綴じ作業を進めている様子

1——Foot, Mirjam, *Studies in the History of Bookbinding*, Aldershot: Variorum, 1993. Pickwoad, Nicholas, *The Interpretation of Bookbinding Structure: An Examination of Sixteenth-Century Bindings in the Ramey Collection in the Pierpont Morgan Library*, The Library, 6th ser., 17 (3), 1995, pp. 209-249.

2——Clarkson, Christopher, *Limp Vellum Binding and Its Potential as a Conservation Type Structure for the Rebinding of Early Printed Books*, 1975 (revised 1982).

強によって負荷のかかる位置が変わり、別の部位の劣化を招くことがあります。どの部材にどのような影響が及ぶのかを構造レベルで把握することは非常に重要です。構造を踏まえて介入範囲を決めることが過度な処置を避ける前提となり、その結果として「必要最小限の修復」につながります。

5 修理実習のおわりに

修理実習の締めくくりとして、処置中の劣化資料を観察しながら、素材の特徴、書写・印刷材料、記録方法の違いを踏まえつつ、損傷の程度について解説しました。

ここでは、保存修復の基本である「観察→判断→処置」の流れをあらためて確認し、部分的な補修だけでなく、資料全体を俯瞰して課題を捉える視点を共有しました。保存修復は補修作業だけで完結するものではなく、状態調査、修理方針の立案、ドライクリーニング、形態の安定化といった初期処置を経て、段階的に修理へ移るプロセスです。今回の実習では、この一連の流れに沿って、損傷の度合いに応じた処置の選択基準と考え方を整理しました。

近年では、貴重資料の多くがデジタル化（代替化）の対象となり、保存修復家（コンサバター）・資料の所有者・撮影技術者が事前に修復方針を検討する場面が増えていきます。撮影に支障がなければ、大掛かりな修復を行わず、折れを伸ばす、軽く補強するといった最低限の処置にとどめることもあります。一方、装丁構造に起因して撮影中の破損リスクが高い場合には、いったん解体して補強を行い、撮影後に再び組み直すという判断が必要になることもあります。

いずれの場合にも共通しているのは、「この資料にとって、どこまで介入するのが最も合理的か」を、その時点の状態と利用目的を踏まえて見極める姿勢です。見た目だけで判



図7——公文書資料の本紙・印刷・形態の特徴を示しながら、損傷状況と処置方針を解説している様子



図8——青焼き資料などの大型資料を前に、劣化状況を観察し処置過程を共有する場面



図9——図面資料の構造と損傷箇所を確認しながら、補修方針を検討する様子

断すれば「もっときれいにできる」ように思える場面でも、あえてそうしない選択があります。「必要最小限の修復」という言葉の裏側には、守るべきものと変えてよいものを丁寧に見きわめる具体的な判断が含まれています。

今回の実習では、その判断の積み重ねがどのように行われるのかを、個々の資料のケースを通じて共有しました。

6 保存容器の製作と予防保存の理解(午後後半)

午後の後半は、資料を長期的に保護するための保存容器、アーカイバル・エンクロージャー (archival enclosure) を製作しました。資料の採寸、箱の展開図の確認、ボード裁断、折り加工、組み立てまでの工程を通じて、素材の特徴と、形が崩れにくく資料を無理なく支える構造を踏まえた設計的思考を学ぶ内容です。

紙資料の劣化は、内部要因だけでは進みません。温度・湿度の変動、光、カビ、埃、小動物や昆虫、大気汚染物質、人の取り扱いといった外部要因が、内部要因（酸性度、リグニンの酸化、添加物の化学反応、糊や金属綴じ具の劣化など）と作用し続けることで、劣化は絶えず進行します。

収蔵庫全体で温湿度を安定させ、光や大気汚染物質の影響を最小限に抑えることが理想ですが、建物や設備の制約から、すべてを同時に改善することは困難な場合が少なくありません。こうした状況で効果を発揮するのが、保存容器への収納という方法です。

長期保存性を備えた保存箱やフォルダーに資料を収納することで、

- 箱内部で温湿度変動が緩和される

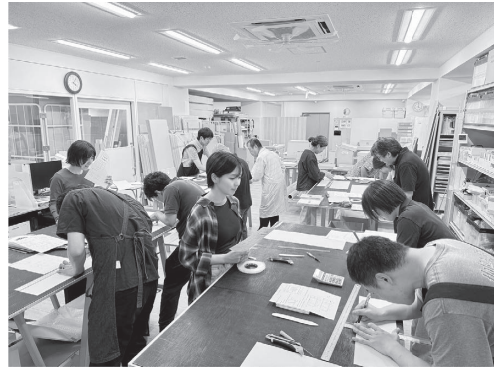


図11——保存容器の製作に取り組む実習風景



図10——保存容器の組立作業に取り組む参加者の様子



図12——保存容器の構造と設計上の要点について解説する場面

- 光、埃、カビ孢子、大気汚染物質との直接接触を避けられる
- 棚出し・運搬・地震などによる物理的衝撃が低減される
- 資料の散逸を防ぎ、配架の秩序を保てる

といった効果が期待できます。

保存容器への収納は、光・湿度・塵埃・衝撃といった外的要因を大幅に減らす予防保存 (Preventive Conservation) の中心的手段です。近年では、安定した小保管環境 (minimum environment) を形成する有力な保存技術として位置づけられ、文書・図書だけでなく、版画や写真などの紙媒体の芸術作品でも、紙製保存容器を用いた保管が一般化しつつあります。今回の実習でも、この理念に基づき、容器製作を通して予防保存の考え方を体験的に学んでいただきました。

「保存容器 (enclosure)」という概念は、米国の製本家ヘディ・カイルが『Library Materials Preservation Manual』(1983年)で整理したことで広まりました³⁾。エンクロージャーは単なる箱や封筒ではなく、保護を要する資料を収めるための保存目的の容器を指し、現在では Preservation Enclosures という名称が保存分野の文献や資材カタログで広く用いられています。また、カイルが考案した「カイル・ラッパー (Kyle wrapper)」は、一枚の厚紙を折るだけで冊子や薄い資料を包める簡易容器で、糊や金具を使わずに短時間で製作できる点から、現場で一次的に資料を保護する方法として適しています。シンプルな構造の中に、資料を安全に包むという保存の考え方が端的に表れています。

実習では、採寸から裁断、折り筋入れ、組み立てまでを通して行い、わずか数ミリの寸法差が、箱がきつくなって出し入れのたびに擦れを生む場合や、逆にゆるくなって資料が中で動き、角潰れや摩擦を招く場合につながることを、実際の作業を通して確認しました。

7 おわりに

今回の特別実習は、「保存修復＝特別な技を覚えること」という従来 of の捉え方から、「保存修復とは、資料の状態と利用目的を踏まえ、介入の範囲を見きわめる仕事である」という視点へ軸足を移す試みでした。必要最小限の処置を選び取る判断こそが実務の核となるという考え方を、実習全体を通して共有しました。保存修復には確かな技術や慎重な判断が欠かせませんが、それだけでは成り立ちません。資料の状態を丁寧に読み取り、利用目的と保存上の要件を踏まえ、必要最小限の介入にとどめる判断こそが、実務の中心にあります。

当日は長時間のプログラムでしたが、参加された皆さんは終始真剣に取り組まれました。どのような処置がふさわしいかを共に検討する時間は、アーカイブズの第一線で資料を扱っておられる皆さんの経験や視点に触れる貴重な機会となりました。日頃の実務で

3— Kyle, Hedi, *Library Materials Preservation Manual: Practical Methods for Preserving Books, Pamphlets, and Other Printed Materials*, New Castle, DE: Oak Knoll Books, 1983.

生じる迷いや判断の経緯を共有していただくことで、私たち指導側も、保存修復の立場だけでは気づきにくい視点を数多く得ることができました。

本実習は、私どもに企画立案をご依頼くださった下重教授のご尽力により実現したものです。ここに、下重教授ならびにご参加いただいた学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の皆さまに深く御礼申し上げます。

報告

ドイツとギリシアのコルフ島の アーカイブズ機関を訪ねて

Archives Visits in Germany and Corfu of Greece

筒井 弥生

Yayoi Tsutsui

1 はじめに

本報告は、2025年に訪問したドイツおよびギリシアのコルフ島のアーカイブズ機関における記録保存・公開、来館者対応の実践を紹介するものである。ケルン、デュッセルドルフ、ベルリン、そしてコルフ島において、各機関の展示や収蔵資料、職員との対話を通じて得られた知見を踏まえて、アーカイブズの社会的役割について考えてみたい。本稿は、対応してくださった方々に感謝しつつ、筆者の経験を今後のアーカイブズ学研究や実務に資することを意図したものである。なお、書名等は筆者の仮訳である。

2 ケルンのアーカイブズ機関

ケルンと言えば、2009年に起きたケルン市歴史文書館の崩壊を思い出す。その跡地とは別の場所に2021年、新築の歴史文書館が開館した¹⁾。ラインラントの画像アーカイブも併設している。入館の際は、荷物をロッカーに預けるよう指示された。1階では“変化の開拓者—最初の女性運動家たち”という展示が開催されていた。明るく広く感じられる空間にパネルが貼られ、ケース内に資料が展示されている。展示解説にはタブレットが置かれ、音声で聴ける装置にはゆったり座れる椅子があるなど、時間をかけて鑑賞できるようになっている。この日はシンポジウムも開催されていた。ウェブページによると、様々なイベントがカレンダーに目白押しだった。建物の倒壊については、2階に上がって、奥に座っ

1—ケルン市歴史文書館、Historical Archive with Rhineland Image Archive, <https://www.stadt-koeln.de/service/adressen/historisches-archiv-mit-rheinischem-bildarchiv> (最終閲覧日は2025年12月12日、以下同じ)。2009年の建物の倒壊については、ウェブページに写真入りで詳述されている。日本でもニュース報道のほか、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が国際ブルーシールド委員会による救援の呼びかけを紹介している (<https://www.jsai.jp/news/n20090419.html>)。

平松英人・井上周平「ケルン市歴史文書館の倒壊とその後—復興への道筋と『市民アーカイブ』構想—」『歴史評論』714号、2009年、猪刈由紀「文書館事情—ケルン市歴史文書館 倒壊から一年半—これからの可能性を中心に」『現代史研究』第56巻、2010年、カレントアウェアネスE1416「ケルン市歴史文書館の倒壊と復興が語ること」(カレントアウェアネス-E, No.235 2013.04.11)などを参照した。

ている人に聞いてみるように言われた。2階は閲覧室になっていて、その担当者は図書の購入（現金のみ）にも対応していた。建物の倒壊について尋ねると、倒壊した建物のかつての外観や閲覧室、書庫、展示室、修復室などの写真が掲載されている1971年発行の報告書²⁾と『アーカイブのなかの建築』³⁾という本を開架書庫から取り出してくださった。撮影も許可された。後者は英文併記で、新館のコンペについても書かれている。図書の返却のときに、文書の4～5パーセントが失われたがあとは復元された、と知らされた。報告書『未来のある歴史 市歴史文書館の復興からの10年』⁴⁾を購入した。世界中から支援された資料の復旧、市民が支えての移転新館建設、歴史文書館の長い歴史に新しいページが加わった。12世紀からの歴史文書を保存し、誰にでも公開している歴史文書館には、夕刻にもかかわらず、展示鑑賞者や閲覧者があり、この文書館が身近な存在のように見受けられた。

続いて、革新的な博物館として評判のケルン市博物館⁵⁾見学について述べる。元は百貨店だったという建物は、大聖堂から歩いて行ける繁華街にある。展示は英語とドイツ語併記で、各章ごとに問いかけがある。ローマ時代から、大聖堂の建築や、ユダヤ人による商業と繁栄そして迫害と追究していく。キース・ジャレットのケルン・コンサートの一コマもあった。馬車や車といったモノ資料だけでなく、アーカイブズ資料の展示もあった。様々なインタラクティブな仕掛けがあり、何人もの案内人がフロアにいて、声をかけてくれた。

ストライキ中で地下鉄の利用をあきらめ、舗道を歩いていたなら、いきなり少女像に出会う。そこがかねて訪れたいと考えていたNS-DOK国家社会主義ドキュメントセンター⁶⁾の正面だった。NSとはナチスのことである。この元はゲシュタポ本部だった建物を別の日に訪ねる。ガイドツアーや音声ガイドもあったが、まずはドイツ語で書かれた展示をみる。個人の記録がクロズアップされている。地下に降りると監獄があり、防空壕もあった。中庭はかつて処刑場だった。処刑を待つ間、囚人たちが壁に書いたという刻字や描画が監房には遺されている。それらが、重さ3.4キログラムの本⁷⁾になっていて1部10ユーロで販

2—Hugo Stehkämper ed., *Köln, das Reich und Europa : Abhandlungen über weiträumige Verflechtungen der Stadt Köln in Politik, Recht und Wirtschaft im Mittelalter 60*, Neubner, 1971.

3—Jörg Beste, *Architektur-Forum Rheinland ; Museum für Architektur und Ingenieurkunst NRW Baukunst in Archiven - Gedächtnis der Generationen aus Papier und Bytes : Dokumentation einer Vortragsreihe aus dem Jahr 2011, die das Architektur Forum Rheinland gemeinsam mit dem M:AI, Museum für Architektur und Ingenieurkunst NRW durchgeführt hat = Architecture in archives - the memory of many generations - in paper and bytes : Documentation of a 2011 lecture series hosted by Architektur Forum Rheinland together with M:AI, Museum für Architektur und Ingenieurkunst NRW, M:AI, 2012.*

4—Ulrich Fischer, Markus Späinghaus, *Stadtarchiv Geschichte mit Zukunft - 10 Jahre Wiederaufbau des Kölner Stadtarchivs (Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln ; Sonderband)*, Historisches Archiv der Stadt Köln, 2019.

5—ケルン市博物館, Cologne City Museum: <https://www.koelnisches-stadtmuseum.de/en/>.

6—NSドキュメントセンター The NS-DOK (National Socialist Archive) /the NS Documentation Center, <https://museenkoeln.de/ns-dokumentationszentrum/>.

7—Werner Jung ed., *Walls That Speak: The wall Inscriptions in the Cologne Gestapo Prison in the EL-DE House*, Emons, 2014.

売されていた。

現地韓国系メディアによると、少女像が道の真ん中に設置されていたのは、企画展の一環だったとのことで、会期終了前の6月にボンの私立博物館である女性博物館前に永久設置された。その企画展は「第二次世界大戦中の第三世界」という題で、日本の加害も多く語られていた。

後日再訪して、英語の音声ガイドを聴きながら展示をみたが、大変時間がかかった。宗教関係者もいかにナチスに迎合していったか、など興味が尽きない。戦後、この建物に年金事務所が入り、収監された人々が年金を受給に来なければならない苦痛に目を向けた人たちが運動を起こした末、今日のような場となった。1933年から1945年の写真集⁸⁾も購入した。

3 デュッセルドルフのアーカイブズ機関

デュッセルドルフの旧市街には観光名所が多い。まず映画博物館⁹⁾に行ってみた。映画を上映するばかりでなく、劇場そのものも鍵盤楽器つきで保存されている。衣装や小道具、人形劇やアニメーションのキャラクターが展示され、黒澤明監督の特集もあった。広い空間には撮影所のようにカメラも展示されていた。

その帰り道に通りがかったのがシューマンの家だった。音楽家ロベルト・シューマンが家族と晩年に住んだ家とされるが、当時のおもかげはそれほどない。ただ彼が、精神病院に入院して、亡くなるまで妻クララと会うこともできなかったという話はここにきてはじめて知った。小学生のグループが先生の引率のもとやってきて、音楽を聴いたり、展示パネルの仕掛けを開いたり、思い思いに過ごしていた。音楽会などイベントも行われている。ここを管理運営しているのがハインリッヒ・ハイネ研究所¹⁰⁾である。すぐ近くに詩人ハイネの展示、ライブラリー、アーカイブズ¹¹⁾施設をもつ。受付で尋ねたところ、アーキビストに電話してくれた。受話器越しに、アーカイブズ資料の目録化、データベース化が進んでいることといった話を聞いた¹²⁾。ハイネやシューマンの資料以外にも、1770年に遡れるマニュスクリプト・コレクションがある。新聞記事や写真のコレクションもある。この研究所では各国語に訳されたハイネの本を蒐集、展示していた。

このほかベンラート城¹³⁾を見学、興味深いアーカイブズ資料が展示・上映されていたが、アーカイブズとしての整理はまだされていないようだ。

8—Werner Jung, NS-Dokumentationszentrum der Stadt Köln; Verlag *Bilder einer Stadt im Nationalsozialismus : Köln 1933-1945*, Emons, 2016.

9—Film Museum Düsseldorf, <https://www.duesseldorf.de/filmmuseum/>.

10—Heinrich Heine Institute, <https://www.duesseldorf.de/heineinstitut>.

11—Archive, <https://www.duesseldorf.de/heineinstitut/archiv-bibliothek-dokumentation/archiv>.

12—Total inventory, <https://www.duesseldorf.de/heineinstitut/archiv-bibliothek-dokumentation/archiv-gesamtbestand>.

13—Schloss Benrath, <https://www.schloss-benrath.de/>.

4 ベルリンのアーカイブズ機関

ベルリン¹⁴⁾には2024年9月に訪問しているが、資料の検索方法を教わったプロイセン枢密文書館¹⁵⁾に再挑戦し、予定していたが行けなかったシュタージ博物館¹⁶⁾、博物館島のミュージアム群を訪問した。

当初、なかなか予定が決まらず、プロイセン枢密文書館での閲覧は難しいかと思っただけ、収蔵資料データベースであるACTAPro¹⁷⁾が半年で進化していて、資料の検索だけでなく、閲覧室の座席の予約も可能で、閲覧資料の予約もできるようになっていた。実際の依頼は、検索結果から閲覧希望資料を一旦カートに入れ、そこからオーダーする。閲覧席の予約は、最初はうまくいかなかったが、文書館が開館している時間帯であれば、難なくできた。また相談ごとを入力できて、「Ernst Posnerについて調べている、彼の写真が見たい」と書き込んだ。座席予約後に閲覧資料の追加もでき、計11件をお願いした。閲覧日当日、奥の部屋に行って予約していた資料を順に出してもらい、最後に写真も提供された。館員の写真にはポズナーだけでなく、ブレネケやパブリッツ、ミュラーといったアーキビスト達の写真があり、建物は新築時や移転前のものも写されていた。閲覧室は非常に賑わっていた。前回は年報を2冊持ち帰ったが、今回、ロッカールームにご自由にお持ちください、と置かれていたのはKREUZ WEGE¹⁸⁾ (十字架の道)、480ページからなるハードカバーの立派な本だった。美しい図版に惹かれて頂戴した。帰国して調べたら、まだ販売していて、2017年4月7日から7月9日までケーペニック宮殿で開催された展覧会の図録だった。

ACTAProは、プロイセン文化財財団の収蔵資料データベースで、すなわち枢密文書館と同じく傘下のベルリンの博物館中央アーカイブ¹⁹⁾資料の検索もできる。日曜日にベルリンに着いてから、思いついて検索したところ、これは見ておきたいという資料²⁰⁾があった。

14— 筒井弥生「米国とドイツの首都のアーカイブズを訪ねて」『GCAS Report』vol.14、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、2024年3月。

15— The Prussian Secret States Archives, <https://gsta.preussischer-kulturbesitz.de/nutzung/nutzungshinweise/hinweise-in-anderen-sprachen/english.html>.

16— The Stasi Museum Berlin, <https://www.stasimuseum.de/>.

17— Archive database, <https://archive.spk-berlin.de/actaproweb/welcome.xhtml>. ちなみに、ケルン歴史文書館でもACTApro (<https://www.startext.de/produkte/actapro>)を採用している。

18— Mathis Leibetseder ed, *Stations of the Cross. The Hohenzollerns and the Confessions, 1517-1740*, Privy State Archives of Prussian Cultural Heritage, 2017.

19— Central Archive, <https://www.smb.museum/museen-einrichtungen/zentralarchiv/home/>.

20— ICA国際アーカイブズ評議会2025バルセロナ大会のポスター・セッションに応募、その主題であるBouleuterionで検索したところ、現在はトルコのアツソスの発掘ノートがヒットした。IV/NL Koldewey 042 - Notizbuch 1882 - 1882であるが、これを請求した。古いものなので、コピーをお願いしたが、オリジナルしかないので、デジタルカメラで撮影するか、閲覧室にあるスキャナーを使うか、という返答であった。オリンピアの発掘については、頂いたリストから以下の5冊を選んでお願いした。ポスターにはこれらの写真も掲載した。

- I/ANT, Oly 157~161
- Olympia, Architektonische Berichte Bötticher/Streich., Grabungskampagne I-II 1875-1877
- Olympia, Architektonische Berichte Bohn/Dörpfeld, Grabungskampagne III 1877-1878

そしてオリンピアの発掘はドイツ隊だったことを思い出し、その資料があれば、閲覧したいとメールした。月曜日、枢密文書館での閲覧中に返信が来て、閲覧日前日午後2時まで申し込めば、用意できるという。火曜日の閲覧席を予約し、資料の出納をお願いした。

中央アーカイブのウェブサイトを見ると来歴調査のプロジェクトがあり、ナチスによる掠奪美術品の調査に役立つ情報が館と時期ごとに示されている。米国のミュージアム・アーカイブズの本²¹⁾でも一章をたてて、ナチスの美術品掠奪問題について論じているが、本国ドイツではより切実な課題である。中央アーカイブは、その起源を1830年に遡ることができるが、実際にはミュージアム再興の際、1960年10月に博物館島の地下から発見された資料が基になっている。1987年いくつかの組織が統合されて中央アーカイブとなる。閲覧室は考古学センター²²⁾図書館と共用である。利用には枢密文書館とは別に閲覧カードを作成する必要がある。予約した資料は指定の閲覧席にすでに置かれていた。

午後4時に退室した枢密文書館から急いでシュタージ博物館に向った。旧東ドイツの独裁政党が設置した秘密警察を統括する国家保安省シュタージが市民を監視していたのは第二次世界大戦後のことである。そのオフィスがそのまま博物館になって、どのような人物がいて、どのように監視していたのか、がわかる展示になっている。駆け巡って出口を出た後、ふと向こうに「Bundesarchiv」とあるのを見る。前回のベルリン訪問の際、連邦公文書館で教示されたのはここだったのか、と思い当たるが、到着時刻が遅くて入れなかったのは残念だった。2021年に連邦公文書館に移管されたシュタージ文書²³⁾は、東西統一時に、廃棄されるのでは、と恐れた市民が守り、その場所で保管され、本人に開示されていた。自分についての記録はないか市民が見に来る。そして自分を監視していたのが、親しい友人だったことを知る場合も多々あった。名誉の回復もはかられた。

外には、東西ドイツ統一のパネル展示があった。

5 ギリシアのコルフ島のアーカイブズ機関

イオニア諸島のひとつギリシア語ではケルキラ島、イタリア語英語ではコルフ島（以下英語のコルフ島を用いる）へ渡ったのは、学部時代の恩師が率いるギリシア旅行に合流するためだった。コルフ島に行くのであれば、と調べたのは、三浦周行がベネチアの古文書館で出会った青年サモイリヤ（Samoilya）君が随行していたテオトキス（Theotokis）コ

• Olympia, Architektonische Berichte Dörpfeld, Grabungskampagne IV 1878-1879, V 1879-1880

• Olympia, Architektonische Berichte Dörpfeld, Grabungskampagne VI 1880-1881.

21—Deborah Wythe ed., *Museum Archives: An Introduction (2nd Ed.)*, Society of American Archivists, 2004. Rachel Chatalbash, Susan Hernandez, and Megan Schwenke ed., *Museum Archives: Practice, Issues, Advocacy*, Society of American Archivists, 2022.

22—Archaeological Center, <https://www.smb.museum/museen-einrichtungen/archaeologisches-zentrum/home/>.

23—泉真樹子「短信【ドイツ】シュタージ文書の連邦公文書館移管—連邦公文書館法・シュタージ文書法改正等—」『外国の立法』No.288-2、上代庸平「公文書管理の制度形成と人格権—シュタージ文書を例にとって」『武蔵野法学』2023年10月。

ルフ古文書館の館長についてであった²⁴⁾。Spyridon M. Theotokisのアーカイブズ資料がある、というCorfu Reading Society²⁵⁾（仮訳：コルフ読書協会）に問い合わせたところ、「あいにくその時代のもの、また三浦博士に関する文書はない、the General State Archives of Corfu (GAK - Archives of Corfu)²⁶⁾に問い合わせることを提案する」、という返事をいただいた。すぐに調べて最適案を提示してくださった。さらには、展示をやっているから見に来てもいいとのことで、まずGAKを訪問してその日の午後に伺いたいと返信した。

GAKこそテオトキスが館長を務めていた中世からの古文書を擁するアーカイブズだろうと推測した。副館長から問い合わせに返事をいただき、いまのところ、そのような文書は見当たらないが、ぜひ来館して、とのことだった。ツアーとの合流予定が夕刻から朝に変更になったので、約束も前日に変更してもらったが、それも問題ないという。そしてなかなかたどり着けず、近くまできても砦の中とは思ってもよらなかったが、ようやく門を通り抜けたところ2階にめざすアーカイブズの入り口を見つけた。

閲覧室を通り抜け、応接セットのある部屋に通される。簡単な説明を受けたところ、「行きましょう」と館内を案内してくださる。最初は地図室で、引き出しに納められている大小様々な地図を次々に見せてくださった。壁面には家系図などが掲示してある。ホールには18貴族の紋章の盾が飾られている。階下の収蔵庫は大きなものが5つあり、手動式の集密書架が据えられている。それぞれ収蔵されている資料の説明を聞く。13世紀くらいからごく最近移管されたアーカイブズ資料が、長きに亘ったベネチアの支配、ついでフランス、イギリスなどの支配と翻弄されてきた歴史を物語る。ギリシア王国の成立によってギリシアに組み込まれ、現在は教育関係を含む行政文書の移管、新聞の収集も行なっている。この膨大な資料をわずか5名の常勤職員と4名の非常勤スタッフとで、受け入れ、保存、閲覧提供、デジタル化、そしてレファレンスに対応し、ニューズレターも毎月発行している。閲覧室は広く、十数名が閲覧していた。

案内の途中で、「私の踏んだあとを踏んで来なさい」という。床が割れている箇所がある。補修するための十分な予算がない。修復室で出会った方は、日本の和紙、刷毛を絶賛してくださった。デジタル化室にはスキャナーが何台もある。背の高い大きな機械が2台ある。戻ってくると、お菓子とお水が用意されていた上、中身はほとんどギリシア語の大変美しい本²⁷⁾で、ベネチア支配下のケルキラ大使館 (*ambasciate*) の16世紀から18世紀の文書の資料集を贈られた。記念撮影もして、「こんなにさせていただいて」と謝意を伝えると、「地球の反対側の日出る国からの訪問者に会えてうれしい」と仰ってくださる。ICAバルセロナ大会に参加予定であることを伝えると、「それはアテネの国立の人たちのもの、自分た

24—三浦周行『欧米観察過去より現代へ』内外出版、1929年（第3版）。初出は『史林』誌連載。初版は1926年。

25—Corfu Reading Society, <https://anagnostiki-etairia-kerkyras.eu/>.

26—the General State Archives of Corfu, <http://www.gak.gr/index.php/el/gak-kerkyras>.

27—Γιωτοπούλου - Σισιλιάνου, *Προσβείες της Βενετοκρατούμενης Κέρκυρας (16ος-18ος αι.)*. Γ.Α.Κ.-Αρχαία Νομού Κέρκυρας, 2002.

ちには考えられない」と仰る。日本での修復のワークショップがあることを伝えて、今後とも連絡させてほしいとお願いして辞した。

コルフ読書協会は工事中で入口がよくわからず、閉室時刻の午後2時を過ぎてしまったが、事情を話すと、展示物を一点ずつ説明してくださり、読書協会がイオニア諸島で果たしてきた役割、イオニア大学との関係を教わった。アジア美術館の横にある建物の歴史展示も勧められた。

アジア美術館²⁸⁾は建物そのものも貴重なものだった。江戸東京博物館の展覧会で見た浮世絵は展示されてはいなかったが、日本の美術品を鑑賞した。紙幣博物館²⁹⁾は、アルファ銀行の企業博物館にあたるが、その責任者と対話しながら見学し、島の歴史を紙幣から学んだほか、さまざまな情報交換ができた。

6 おわりに

上述のように、アーカイブズを見学、あるいは閲覧利用してきた。アーカイブズは、あたりまえのように存在し、閲覧あるいはデジタル化などを通して、その所蔵資料を市民に提供している。筆者は、民主主義の基盤がアーカイブズにあることを、アーカイブズ学を学びはじめた当初から指針とし、古代ギリシアの民主政の成立とアーカイブズ・システムを研究テーマとしてきた。古代世界のアーカイブズに誘ってくれたのは、プロイセン枢密文書館でその職務についての文書を閲覧したボズナーだったが、ベルリンの博物館中央アーカイブズで古代ギリシアの発掘資料を閲覧することができたのは僥倖であった。中央アーカイブズのアーキビストの非常に迅速で親切な対応は心に残る。今回は閲覧申請しなかったが、博物館の管理運営文書についても問い合わせた。こちらからは英文サイトにある公式記録を示したので、当初戸惑ったようだったが、V/U001からV/U016の博物館が収めた公式文書のリストが送られてきた。年代は1880年から2002年までである。博物館アーカイブズのコアには管理運営文書がある、という筆者の考えが裏付けられた。

ケルンでは、市民とともにある文書館・博物館を目の当たりにした。歴史文書館では、予定していなかった閲覧利用も果たせた。ここでのアーカイブズの役割は世界中の研究者に応えることと地域市民に貢献することと感じた。実際、充実したウェブページに加え、ガイドツアーやレクチャーの機会が多い。建物は倒壊したけれど、文書館は存在している、というスローガンで新館建設までこぎつけた。それは文書館が市民の誇りであり、その果たす役割が市民に受け入れられているからだろう。

NSドキュメントセンターという存在によるドイツのナチス時代への真摯な反省は、前回訪問したベルリン歴史防空壕博物館³⁰⁾でも強く受け止めた。NSドキュメントセンター

28—Corfu Museum of Asian Art, <https://matk.gr/>.

29—Banknote Museum of Ionian Bank, Corfu, <https://www.alphapolitismos.gr/en/banknote-museum-of-ionian-bank/>.

30—Berlin Story Bunker, <https://www.berlinstory.de/>.

の今回の企画展は戦時下の加害について意識するものである。2018年プラハ観光の折、街の中心部に位置する国家保安アーカイブズ³¹⁾を訪問したが、ナチス時代やソビエト連邦の影響下の頃の文書を保存・公開することが法律で決まり、2008年にこの館が開館したという。このような文書を扱うことに何かトラブルはないか、という質問には、あくまで利用者の責任という回答だったことを思い出す。NSドキュメントセンターでは、展示・図書室だけでなく、これが主たる役目であるが、文書の閲覧もできる。

書架延長168kmという膨大なシュタージ文書が保存され、閲覧に供されている事実はその複雑な経緯をたどると、人々が払った犠牲との積み重ねがみえてくる。その存在を支えるのはこのために制定された法律という。東西ドイツ統一の翌年、シュタージ記録法が制定され、シュタージ文書局 (BSStU) が設置された。2021年には、文書を連邦公文書館へ移管するための法改正が行われ、シュタージ文書の特殊性に配慮した管理体制が整えられた。国家による監視・迫害の具体像を一次資料と個人記録で示し、加害の記憶を公共空間で共有する。ドキュメントは人権の再確認と市民社会の成熟に資する。

ギリシア・コルフ島での歓待にはただただ感謝するほかない。かつての島の名士テオトキスのおかげでもある。三浦周行博士と出会った1922年は、オスマン＝トルコの直接支配にはなかったが、前年からのギリシア独立戦争、翌年のトルコ共和国の成立という動乱期であった。文書館そのものは1914年に成立していた。コルフ島の各機関はそれぞれ、地域文化の継承と教育の基盤として機能している。

アーカイブズは人間の営みを証言する公共財である。災害からの復旧においても、人権の再確認においても、地域文化の継承においても、アーカイブズは人々の生を支える。今回の訪問で得た経験で、アーカイブズが「過去を保存する場」であると同時に「未来を形づくる場」であることを実感できた。民主主義の基盤として、記録を収集保存し、公開していく、それを次の世代にも伝えていく、それが私たちアーキビストの仕事である、とあらためて肝に銘じた。

31—Security Service Archive, <https://www.abscr.cz/en/>.

彙報

miscellany

行事(2024 - 2025年度)

2024年度

日程	行事
1月10日	修士論文提出締切日
2月13日	修士論文口述試験
2月17日、18日	大学院入学試験(春期)
3月4日	『GCAS Report : 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 14 刊行
3月20日	修了式

2025年度

日程	行事
4月3日	入学式および入学者ガイダンス
4月14日	第1学期授業開始
4月19日	新入生懇親茶話会
6月7日、8日	国内研修旅行(新潟県)
6月21日	修士論文中間報告会(報告者:7名)
6月26日	博士論文口頭試問公開審査会
8月2日	大学院説明会(対面、ZOOMによるハイブリッド形式)
9月19日	第2学期授業開始
9月20日、21日	大学院入学試験(秋期)
10月18日	大学院説明会・修了生講演会(講演者:四方恵理子、蓮沼素子) (対面のみ)
11月8日	修士論文最終報告会(報告者:7名)
11月29日	博士論文中間・最終報告会(報告者:1名)



2024年度修了式



2025年度入学式



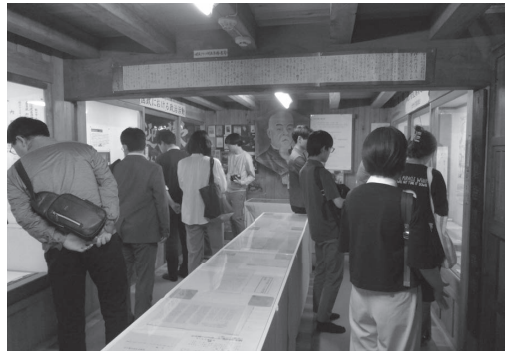
国内研修旅行 - 新潟市文書館



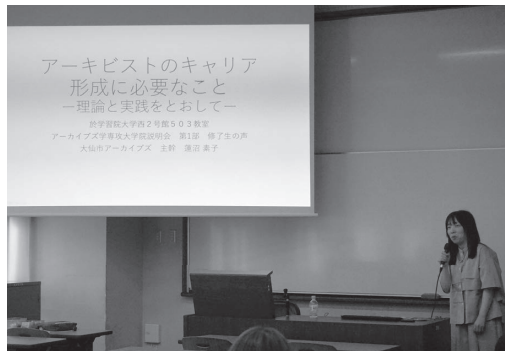
国内研修旅行 - 新潟県立文書館



国内研修旅行 - 北方文化博物館



国内研修旅行 - 大竹邸記念館



大学院説明会 (秋)

国内研修旅行

2025年度 アーカイブズ学専攻研修旅行報告

島田 佐知子

1 新潟県立文書館（訪問日：2025年6月8日(日)）

新潟県立文書館は平成4年、新潟県立文書館条例を根拠に設立された。建物は、県立図書館、県立生涯学習推進センターと一体となった複合施設であり、三館で連携してさまざまな事業を展開している。

今回の訪問では、文書館の概要をご説明いただいたのち、文書館専用施設である閲覧室、書庫を中心に館内を拝見した。

2 文書館の概要に関して

まず、研修室にてスライドを用いて文書館の沿革や事業内容、職員構成、所蔵資料等についてご説明いただいた。文書館としての基本的な業務に加え、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会事務局という県立文書館ならではの役割についてもご紹介いただいた。

説明の中で特徴的であると思われたのは、職員に高校教員及び元教員が多い点であった。正規職員4名は高校教員であり、会計年度任用職員1名も元高校教員である。そのため、児童、生徒の利用促進を目指した学校教育との連携をスムーズに行うことができている。一方で、学芸員や司書のように、継続的に業務にあたる専門職が不在であり、それを補うためにも、文書館職員としての資質向上のための研修機会をできるだけ確保している。なお、元高校教員である会計年度任用職員の方は県に2名いる認証アーキビストのうちの1名であり、専門的なレファレンスに対応できる体制となっている。

また、文書館職員とは別に、文書調査員と呼ばれる専門性の高いスタッフが組織されている。文書調査員は郷土史家や元教員などから構成されており、文書館職員や市町村職員とともに、年一回史料所在確認調査を実施している。調査では歴史資料を所蔵する個人宅を直接訪問して史料の現状を確認しているとのことで、史料に対する細やかな対応が感じられた。

3 閲覧室に関して

閲覧室は2階に位置している。施設入口から少し距離があり、導線も少々複雑である。その分、目的を持った利用者のみが訪れ、閲覧室周辺も落ち着いた雰囲気であるため、「常連」の方からは好まれている部分もあるとのことであった。閉館時間は、以前は19時であったが、今年度から17時に前倒しされた。また、組織上、文書館内に法務文書課歴史公文書室が設置されているため、閲覧室で特定歴史公文書の閲覧等をできる形である。

室内には閲覧席が8席あり（コロナ禍以前は16席）、そのほか、電子複写機、マイクロ資料リーダー・プリンター等が利用可能となっている。複写に関しては利用者のカメラでも撮影可であり、照明付きの写真撮影台が用意されている。また、新潟県近代行政文書(2465

点)が県の指定有形文化財に指定されており、カウンターにはその指定書が展示されていた。

資料目録については閲覧室の一角にファイリングされて供されており、所蔵文書等一覧以外にも、「地域別ファイル」「新潟県神社・寺院・仏閣明細帳目録」「新潟県立文書館所蔵複製新聞目録」「文書館所蔵絵図目録」「新潟県公文書簿冊目録」等、内容別に整理されている。

4 書庫に関して

書庫はフィルム保管室とともに1階に位置している。1階はそのほか、図書館閲覧室や図書館書庫、共有のホール部分などが割り当てられている。ホールでは文書館資料を用いた展示が行われており、今年度は「近代の戦争と新潟」をテーマに、2階閲覧室ともリンクした内容で展開している。

文書館書庫は通常書架と集密書架に区分されている。当初、書庫内を複層化する案もあったが、予算の関係で実現しなかったとのことである。しかし、その分、通気性が向上したのではないかとご説明いただいた。また、受入資料の増大に伴い、書庫の狭隘化が進んでいる点が課題であると伺った。受入に関しては県の特定期歴史公文書が大きな比重を占めており、利用頻度の低い文書を別施設（文化財収蔵館）へ移動させるといった対応は取っているが、今後、根本的な対策の検討が必要と考えていらっしゃるとのことである。

書庫内では、現在の上越市出身である前島密が全文ひらがな表記で発行した「まいにちひらがなしんぶんし」等の資料を見せていただいた。これは前島が明治6年に、「ひらがなを国字とすべきである」という主張の元に発行したものである。しかし、わずか1年で廃刊となったものであり、思わぬ貴重資料を拝見することができた。

5 まとめ

今回の研修旅行では、文書館業務について、これまで講義で学んできた知識を実際の現場で確認することができ、理解をいっそう深めることができた。特に印象的だったのは、都道府県立文書館が一文書館としての役割にとどまらず、県内の文書館に対する調整や支援を担うことが期待されている点である。同時に、県立文書館といえども、コストや人員体制の制約といった課題を抱えている現状にも強い印象を受けた。例えば説明の中では、新潟県立文書館が主催する古文書解説講座には県内遠方からの参加者も多い点について、本来であれば、市町村職員に対して県立文書館が研修を行い、各地に講師を養成することが望ましいものの、県立文書館側にその余力がない、といった言及もあった。説明資料に掲載された職員体制図によれば、いわゆる正規職員は副館長を含め4名（うち1名は法務文書課所属）、会計年度任用職員は3名である。この少人数で、文書館の本来業務に加え、施設管理や各種事業を行い、さらに他館への支援まで担っている点は、職員の皆様の行動力とチームワークの成果だと感じた。この8月には文書館によるXでの公式発信も開始されているので、陰ながら、応援の気持ちを込めて、その取り組みを見守っていきたいと考えている。

国内研修旅行

角田 敦子

令和7年度の国内研修旅行が6月7日(土)、8日(日)の2日間で実施された。研修先は、新潟県のアーカイブズ機関である。2日間の日程のうち、1日目にポイントを絞って報告する。

まず訪れた見学先機関は、水田が広がる新潟市北区に位置する新潟市文書館である。明治7年に開校し平成30年に閉校した歴史ある旧太田小学校の校舎を活用した3階建ての施設で、昭和47年度に竣工の校舎を改修し、文書館として活用している。同館は、令和3年に制定された「新潟市文書館条例」が設置根拠となり、令和4年に開館した。

当日は新潟市文書館に到着後、館の職員の方にご用意いただいた資料をもとに、館の概要を伺った。資料によると、令和6年3月時点での所蔵資料の内訳は、地域資料の複製資料が91,833点(簿冊単位)、地域資料の原本が195,097点(件名単位)となっており、いずれも古文書に分類されている。一方、公文書に分類される文書は12,814点となり、文書類の中では、古文書が所蔵資料の大部分を占めていることが分かる。令和5年度の所蔵資料の利用状況は、古文書(地域資料の原本)が987点であったのに対し、公文書は1点のみとのことであった。この数字から、地域市民のニーズや文書館の果たしている役割の特色がうかがえる。公文書の申請数がわずか1点という結果については、館の職員の方も意外に感じられたとお聞きした。

職員の方のご説明に続き、閲覧室で貴重なアーカイブズ資料を見せていただいた。中でも印象的だったのが、阿賀野川の松ヶ崎掘割の歴史を今に伝える江戸中期の絵図である。掘割掘削工事の翌年に雪解け水による増水で堀が決壊し、掘割が本流になってしまったという史実が、決壊前後の2枚の絵図を見比べることでリアルに伝わってくる。堀が崩壊する様子を想像し、色彩豊かに描かれた絵図に思わず見入ってしまった。その他にも、当時個人所有であった萬代橋の通行料を記録した資料や、昭和20年8月10日の緊急疎開知事布告など、オリジナルならではの重みを感じられる資料に触れることができた。これらの資料を前にすると、自然と当時の人々の暮らしや状況に思いを馳せることができる。アーカイブズを後世に継承していくことの意義を、改めて強く実感できた経験となった。

続いて、収蔵庫を見学させていただいた。地籍図や巻物状の古文書を収蔵する部屋は、前述した小学校校舎の元音楽室を活用しているとのことだった。元音楽室の床は、弾力のある材質のため、重量のある収蔵棚を部屋の中央には設置できないことを職員の方からご説明いただいた。そのため、部屋の中央には収蔵棚を設置せず、柱と壁による耐久性のある周囲のみ収蔵棚を設置するという工夫をされていた。公文書館の施設として、元学校の校舎を再活用しているケースは全国で他にもあると認識しているが、元校舎を活用することの課題を垣間見ることができた。

さらに、県指定文化財、市指定文化財が収蔵されている特別収蔵庫を見せていただいた。当収蔵庫は、窓際に板でもう一枚壁を作り、小学校特有の大きな窓から入る紫外線を遮る工夫がされていた。その他、不活性ガス(窒素)消化設備を設け、火事にも備えている。

とても印象的だったものは、資料の緊急時持ち出し用の箱である。県、および市指定文化財保存箱のすぐ上の棚に、緊急時持ち出し用の箱が設置されており、文書館の職員の方々は普段から防災を意識しておられること、緊急事態における文書の避難対策をし、備えられていることが分かった。

今回の新潟市文書館施設見学での個人的な大きな収穫は、フィルムの宿命である劣化による酢酸臭を実際に嗅ぐことができたことである。これまでテキストでしか知らなかった現象を体験できたのは、研修での貴重な学びの一つとなった。専攻一同、資料への関心が深く、積極的に質問をさせていただいたため、予定時間を超過してしまったにもかかわらず、文書館の職員の方々には、ご多忙の中、終始丁寧にご対応いただき、心より感謝している。

バス移動の後、新潟市江南区沢海の北方文化博物館を訪問した。事前学習で越後の豪農の生活や大地主伊藤家の歴史について学び、実際の訪問を楽しみにしていた場所の一つであった。博物館周囲に広がる水田風景は、まさに越後平野らしい光景で、かつてこの地で栄えた豪農の歴史を物語る納得の風景であった。

北方文化博物館は、純日本式住居の建物群で構成されている。明治末から昭和初期にかけて最大1372町歩を有した大地主伊藤家の遺構保存と活用のため、「財団法人北方文化博物館」にその住居と所蔵品がすべて寄附され、終戦後に私立博物館として開館した。

建物群の中でも特に注目すべきは門土蔵である。ここには文書関係や地域資料、伊藤家固有の資料が収められており、今回特別に内部を見学させていただいた。住居の門として機能している建物の内部が二階建ての蔵として活用されている構造は興味深いものであった。蔵の中には古文書や帳簿類、書簡、調度品など膨大な資料が収蔵されている。

博物館の学芸員の方によると、内部の資料の複製化やデジタル化は未着手で、未整理の状態蔵の中に保存されているとのことであった。専攻のアーカイブズ学概論Ⅱでバックログの概念について学んだが、実際に大量の未着手資料を目の当たりにし、これらを整理するために必要となるコストや人手の膨大さを実感した。それと同時に、蔵に収蔵されている資料は、地域の歴史を物語る貴重なアーカイブズとしての価値を有しており、今後の整理・公開が期待される資料群であることを強く感じた。北方文化博物館が越後の豊かな歴史と文化を継承する拠点として、今後もさらに発展されることを心より願っている。

研究テーマ・研究成果(教員)

氏名	分類	研究成果
久保山 哲二	研究テーマ	情報科学 (機械学習・データ科学)、計算アーカイブズ学
	論文 (査読有)	SAT solver-driven approach for validating local electron counting rule, Journal of Crystal Growth, Vol.650, 127927, 2025. (共著)
	論文 (査読有)	Exploration of Stable Atomic Configurations in Graphene-like BCN Systems by Density Functional Theory and Bayesian Optimization, Crystal Growth & Design, Vol.25 (16), pp.6719-6726, 2025. (共著)
	国際会議論文 (査読有)	Double filtering using short and long quantized projections, Similarity Search and Application, LNCS 16134, pp.424-432, Springer, 2025. (共著)
	国際会議論文 (査読有)	Fast Approximate Nearest Neighbor Search via Double Filtering of Quantized Projections, IIAI AAI, pp.95-100, 2025. (共著)
	国際会議論文 (査読有)	Linking Data across Diverse Domains Using Latent Cluster with Differential Privacy, International Conference on E-Service and Knowledge Management, 3040, IIAI AAI, 2025. (共著)
	国際会議論文 (査読有)	AI-Enhanced Two-Stage Clustering for COVID-19 Vaccine Discourse Analysis : Multi-Faceted Public Reaction Assessment, Workshop on Large-scale Data Utilization in Economics of Information and Management Sciences, IEEE BigData, 2025. (共著)
	国際会議ポスター発表	Characterizing Archival Description through Context Structures in Large-Scale Finding Aids Data, ICA Congress, Poster 446, 2025. (共著)
	国内学会発表	進化的学習による特徴的な区間グラフパターンの獲得, 人工知能学会全国大会論文集 第39回, 2I1GS301, 2025. (共著)
下重 直樹	研究テーマ	日本近現代の記録・アーカイブズ研究、記録管理制度研究
	著書(分担執筆)	内務省研究会編『内務省一近代日本に君臨した巨大官庁』(2025年、講談社) *「内務省とそのアーカイブズ」(コラム執筆)

氏名	分類	研究成果
	著書(分担執筆)	Keiji Fujiyoshi ed. Governance, Ignorance, and Archives : Sharing Critical Information in Contemporary Japanese Society, Springer Nature 2025 * (Chapter7) Public Recordkeeping System and Professionals in Japan : Focusing on the "Standard of Tasks and Competencies for Archivist" "
	講演録	下重直樹, 原田寿真, 小川千代子, 松岡弘之, 屋猛司, 亀濱玲子, 遠藤隆久「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」『ハンセン病市民学会年報2023 差別の連鎖を断つー反差別、共生の願い、その広がりとながりを求めてー』(2025年)
武内 房司	研究テーマ	東アジアの記録史料学
千葉 功	研究テーマ	日本近代史
保坂 裕興	研究テーマ	アーカイブズ学、アーキビスト教育、マルチヴァース・アーカイブズ論
	講演録	「〈香川県立文書館開館30周年記念公文書講演会〉関係と活用による公文書管理のいっそうの拡充をめざして」(『香川県立文書館紀要』第28号、2025年3月)
	解説	「解説」(『日本産業規格 JIS X 30302 : 2025 情報及びドキュメンテーションー記録のマネジメントシステムー実施の指針』、日本規格協会、2025年2月)
大木 悠佑	研究テーマ	アーカイブズ学、レコードキーピング制度
	書評	34号特集を読んでー理論と実践への作用を考えるー(『記録と史料』、35号、2025年3月、43-50頁)
	動向(共同執筆)	米国におけるアーカイブズ資料のデジタル化と評価選別ーメリーランド大学ホーンベイク図書館とNARAへの訪問調査ー(『レコード・マネジメント』No. 89、2025年11月、87-94頁)
	参加記	千葉県における評価選別の運用と歴史公文書判定アドバイザー制度から考えること(『アーキビスト』、No. 103、2025年3月、8-9頁)
	その他	アーキビストとアーカイブズ学を学ぶこと(日本アーカイブズ学会編『アーキビスト 未来への履歴書』、岩田書院、2025年11月、108-114頁)

研究テーマ・研究成果(学生)

学年	氏名	分類	研究成果
D3	中村 友美	研究テーマ 研究ノート	舞踊資料のアーカイブズ記述のための研究 「パフォーマンスのアーカイビングに関する一考察：舞踊資料から考える」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.14、2025年3月、29-43頁)
D3	坂本 昭彦	研究テーマ 研究ノート	地方自治体における文書管理と評価選別 「戸田市における文書管理制度の特徴と課題—公文書管理条例の制定に向けて—」(『研究紀要』第33号、戸田市立郷土博物館、2025年3月、26-39頁)
		動向 (共同執筆)	「米国におけるアーカイブズ資料のデジタル化と評価選別—メリーランド大学ホーンベイク図書館とNARAへの訪問調査」(『レコード・マネジメント』第89号、2025年11月、87-94頁)
		報告	「戸田市公文書館の開館について」(『アーカイブズ』第98号、2025年11月)
D3	藤原 孝公	研究テーマ	福祉国家の成立過程における個人記録を中心としたアーカイブズの意義に関する研究
D3	ディララ ディリシャティ	研究テーマ	福島県における民俗芸能伝承団体資料のアーカイブズ化に関する研究
D3	則竹 理人	研究テーマ	スペイン語圏の記録管理における記録の移管に関する研究
		論文	「イベロアメリカにおけるアーカイブズ学教育—情報学との関連性—」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第21号、2025年3月、43-62頁)
		報告	「国境沿いの図書館を訪ねて—コロンビア・レティシアの共和国銀行図書館」(『ライブラリアン・コラム』、2025年11月)
		書評	「田中慎吾・高橋慶吉・山口航著『アメリカ大統領図書館—歴史的変遷と活用ガイド』」(『レコード・マネジメント』第88号、2025年3月、34-36頁)
D2	宮本 愛	研究テーマ 研究発表	点字記録の管理と活用に向けた研究 「点字記録の保存・公開の現状と課題：アーカイブズ学の視点から」(日本盲教育史研究会第14回総会・研究大会研究発表、2025年10月18日、京都)

学年	氏名	分類	研究成果
M2	小谷 啓人	研究テーマ	検索手段の拡充に関する一考察－外務省調査部資料群を中心に－
M2	恋川 智子	研究テーマ	印刷工房資料におけるデザイン・アーカイブズ構築の試み－「嘉瑞工房資料」の編成と記述を事例として
M2	高津 魁士	研究テーマ 展示 書評	公図の管理とアクセスに関する研究 立教大学新座図書館企画展示「アパルトヘイトに抗った市民たち一人道、共生への道のり」(立教大学共生社会研究センター、期間：2025年1月10日～2025年1月29日) 「ラグナー・アウダソンほか編著 久野和子監訳『デジタル時代における民主的空間としての図書館、アーカイブズ、博物館』」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.14、2025年3月、74-81頁)
M2	テキ 江楠	研究テーマ	中国におけるデジタルアーカイブズの公開利用に伴う著作権問題について考察
M2	東 寛人	研究テーマ	「愛媛県行政資料」の基礎的研究
M2	溝口 元	研究テーマ 分担執筆 論文 研究ノート 記録資料	アーカイブズ学を基にした日本動物学関係史料群の整理・保存とその利活用 「iPS細胞の誕生と展開」(『[新通史] 日本の科学技術 秩序変容期の社会史 2011～2024 第2巻』、原書房、2025年4月、416-433頁) 「T.H.モーガン、津田梅子共著カエル初期発生論文－梅子は何をどこまで行ったのか－」(『イル・サジアトール』No.52、2025年5月、20-41頁) 「東京大学理学部2号館旧蔵日本動物学学会関係資料群－学協会アーカイブズの必要性和関連させて－」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 14、2025年3月、6-28頁) 「記録資料「岡田要先生百年の会1991」をめぐって」(『東海の科学史』第16号、2025年4月、65-78頁)

学年	氏名	分類	研究成果
		講演等	「Umeko's contribution for the paper entitled "The Orientation of the frog's written by Thomas Hunt Morgan and Umeko Tsuda : An analysis using archival materials」(27th International Congress of History of Science, Technology, Dunedin, New Zealand, Stand-alone Paper sessions #120要旨:2025年7月3日、ダニーデン、ニュージーランド)
		講演等	「尾張本草学の歴史的展開—伊藤圭介、奈良坂源一郎の動物図譜から実験発生学へ」(『日本動物学会第96回名古屋大会一般公開行事要旨集』、32頁、2025年9月6日、名古屋)
		講演等	「色覚異常の科学史・社会史—過ぎたるは及ばざるが如史の典型例—」(日本科学史学会生物学史分科会シンポジウム「色覚検査と就業制限の近現代—ゲノム医療の時代における境界設定への視座」、2025年9月10日、東京)
M2	山田 邦夫	研究テーマ	政治家の個人アーカイブズの構造と編成に関する一考察—牧野伸顕関係文書の公的性格に着目して—
M1	秋元 美穂	研究テーマ	Archival activismとしての社会運動資料の記録性に関する研究—「戦争体験を掘り起こす会(DIG)」資料を事例として—
M1	内片 美月	研究テーマ	戦後自治体行政を通じた映像資料の利用と保存についての—考察—「京都ニュース」を一例に
M1	河井 響子	研究テーマ	現代作家の個人資料におけるアーカイブ記述に関する一考察
M1	島田 佐知子	研究テーマ	アーカイブズのアクセスポイントに関する研究
M1	角田 敦子	研究テーマ	レファレンスからアーカイブズへのアクセスに関する研究
M1	中川 遼	研究テーマ	19~20世紀初頭イギリス領マラヤにおける索引とファイリング・システムに関して
M1	鍋島 洋子	研究テーマ	アーカイブズ活動におけるメタバース活用に関する基礎的研究—公文書館の展示機能を中心として—
M1	宮原 正季	研究テーマ	公文書館の学校連携に関する研究

論文題目 2024年度

年度	分類	氏名	題目
2024	博論	金本 弘之	戦後日本企業のアーカイブズ構築に関する基礎的研究—山一証券を事例として—
2024	修論	井出 竜郎	アート・プロジェクト実施団体のアーカイブズ構築
2024	修論	石田 朋生	災害被災地域の学校資料の特性とアーカイブズ化に関する基礎的研究—福島県大熊町立大熊中学校資料を事例に—
2024	修論	山口 翔子	近現代日本において二国交流事業に携わった法人の組織と資料の伝来—公益財団法人日独協会所蔵資料を例に—
2024	修論	湯地 ふたば	漆芸家の個人文書の整理及び検索手段に関する基礎的研究—東京芸術大学所蔵「松田権六関係資料」を事例として—

授業 2025年度

アーカイブズ学演習 [アーカイブズ学研究法]

Seminar in Archival Science

下重 直樹、坂口 貴弘 (創価大学講師)

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、研究者・専門職としての倫理、実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ管理演習 [アーカイブズの編成と記述]

Seminar on Records and Archives Management

加藤 聖文 (駒沢大学文学部歴史学科教授)

記録アーカイブズの構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

デジタルアーカイブズ演習

Seminar on Digital Archives

久保山 哲二

情報科学の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワーク・システムについて学ぶ

アーカイブズ実習 [実地経験による理解と発見]

Practice in Archives

下重 直樹、坂口 貴弘 (創価大学講師)

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

アーカイブズ学概論Ⅰ [現代アーカイブズ制度とその機能]

Introduction to Archival Science I

坂口 貴弘 (創価大学講師)

原則や理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職倫理などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

アーカイブズ学概論Ⅱ [現代アーカイブズの構築と実施]

Introduction to Archival Science II

下重 直樹

システム設計から調査論、評価論、情報サービスまでアーカイブズを科学的に保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ学理論研究Ⅰ [記録管理、アーカイブズ、アーキビストの歴史 (1)・(2)]

Study on Archival Theory and Methodology I

青木 祐一 (静岡市歴史博物館)

世界と日本における現在までのアーカイブズの発展過程をたどり、国・社会を支える根幹システムとしての将来を展望する

アーカイブズ学理論研究Ⅱ [海外基本文献研究 基礎]

Study on Archival Theory and Methodology II

大木 悠佑

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

記録アーカイブズ研究Ⅰ [前近代の組織と記録]

Study on Records and Archives I

小宮山 敏和・長坂 良宏 (国立公文書館)

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値を探究する

記録アーカイブズ研究Ⅱ [現代日本の組織と記録]

Study on Records and Archives II

日向 玲理 (青山学院大学附置青山学院史研究所助教)

国、地方自治体等の組織構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値と可能性を追求する

記録アーカイブズ研究Ⅲ [近現代日本の公文書管理制度成立史]

Study on Records and Archives II

千葉 功

近代日本の公文書管理制度の特質を歴史的に検討し、私文書を中心とする幅広い記録アーカイブズについて認識と理解を深める

記録アーカイブズ研究Ⅲ [東アジアにおける記録の歴史と現在]

Study on Records and Archives III

武内 房司

近現代の中国とベトナムを中心に記録と記録システムの歴史を研究し、それぞれの社会における記録アーカイブズの意味と特質を考える

アーカイブズ管理研究Ⅰ [記録管理法制論 1]

Study on Records and Archives Management I

早川 和宏 (東洋大学法学部法律学科教授)

記録アーカイブズの管理法制について正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、新たな制度を創造できる力を養成する

アーカイブズ管理研究Ⅰ [記録管理法制論 2]

Study on Records and Archives Management I

早川 和宏 (東洋大学法学部法律学科教授)

記録アーカイブズの管理に関わる諸制度とその運用について正確な知識を身につけ、法体系に対する立体的な理解を深める

アーカイブズ管理研究Ⅱ [評価選別の理論と実践]

Study on Records and Archives Management II

大木 悠佑

記録アーカイブズ管理における評価と選別について、理論的な知識や考え方、方法論を学び、演習形式を通じて実践的な力を身に付ける

アーカイブズ管理研究Ⅱ [現代の組織とレコードキーピング活動]

Study on Records and Archives Management II

下重 直樹、柏原 洋太 (千葉県文書館)、村上 大輔 (NXワンビシアーカイブズ)、浅井 良亮・岡西 涼・島田 赳幸 (国立公文書館)

現代のデジタル社会における組織のレコードキーピングについて制度と技術、理論と実務の観点から考察し、組織の性格や規模に応じたデザインのための知識と実践的な理解を促す

アーカイブズ管理研究Ⅱ [レコード・マネジメント論]

Study on Records and Archives Management II

古賀 崇 (天理大学教授)

レコード・マネジメント (記録管理) とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

アーカイブズ管理研究Ⅲ [記録アーカイブズ保存と修復 基礎・応用]

Study on Records and Archives Management III

青木 睦 (東北大学学術資源研究公開センター史料館協力研究員)

紙から電子記録まで、様々な記録アーカイブズを物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法について学ぶ

アーカイブズ管理研究Ⅳ

Study on Records and Archives Management IV

石原 香絵 (東京大学経済学研究科特任研究員)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

デジタルアーカイブズⅡ [サービスの構築と提供]

Digital Archives II

嘉村 哲郎 (東京藝術大学)、塩崎 亮 (聖学院大学)、篠原 佐和子・吉田 敏也 (国立公文書館)

コンテンツの構築と管理、サービスのためのシステムについて、インターネット空間とリアル空間での活動の複合・再構成という観点から研究する

学生数 2025年度

博士前期課程	1年	8名
博士前期課程	2年	7名
博士後期課程	1年	0名
博士後期課程	2年	1名
博士後期課程	3年	5名
研究生		3名
科目等履修生		11名

執筆一覧 [五十音順]

内片 美月 (うちかた・みづき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

大木 悠佑 (おおき・ゆうすけ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 助教

河井 響子 (かわい・きょうこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

四方 恵理子 (しかた・えりこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、外務省外交史料館
課長補佐

島田 要 (しまだ・かなめ)

株式会社資料保存器材 代表取締役

島田 佐知子 (しまだ・さちこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

下重 直樹 (しもじゅう・なおき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

鈴木 千尋 (すずき・ちひろ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、小平市教育委員会
教育部学務課

高山 征季 (たかやま・もとき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、江東区総務部総務
課文書係公文書等専門員

筒井 弥生 (つつい・やよい)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、筑波大学アーカイ
ブズ

角田 敦子 (つのだ・あつこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

中村 友美 (なかむら・ともみ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

則竹 理人 (のりたけ・りひと)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程、日本貿易振興機構アジ
ア経済研究所 司書職

蓮沼 素子 (はすぬま・もとこ)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程修了、大仙市役所総務部
総務課アーカイブズ 主幹

宮原 正季 (みやばら・まさき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

宮本 愛 (みやもと・まな)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

湯地 ふたば (ゆじ・ふたば)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、東京芸術大学未来
創造継承センター大学史料室

[編集協力]

高山 征季 (たかやま・もとき)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、江東区総務部総務
課文書係公文書等専門員

『GCAS Report』 2025年度編集委員

下重直樹

秋元美穂

内片美月

角田敦子

中川遼

宮本愛

ディララ・ディリシャティ

大木悠佑 (事務局)

Editorial Board 2025

Naoki Shimoju

Miho Akimoto

Mizuki Uchikata

Atsuko Tsunoda

Ryo Nakagawa

Mana Miyamoto

Dilala Dilixiati

Yusuke Ohki (Secretariat)

編集後記

編集委員：秋元 美穂

入学してから目まぐるしい日々が続き、気がつけば一年次が終わろうとしています。授業に加え、国内研修や機関実習等、忙しくも密度の濃い学びの一年でした。課題や研究をめぐって悩みも尽きませんでしたが、先生方や先輩方、そして何より、気兼ねなく相談できる同期の存在に支えられました。

今回、編集委員として微力ながら本誌の編集に携わらせていただきました。投稿原稿を通して、アーカイブズ学には実に多様な視点と関心があることを改めて感じました。自身の関心に軸足を置きつつ、それ以外の研究分野にも目を配りながら学びを深めていきたいと思います。本誌が、皆さまにとってアーカイブズ学への視野を広げる一助となれば幸いです。

事務局：大木 悠佑

『GCAS Report』 Vol. 15をお届けします。本号は、研究ノート2本、特集5本、書評1本、報告5本の構成となりました。研究ノートは、点字・凸字資料、中南米の記録管理を内容としたもので、国際的な視野を持ちつつ、人間活動や社会の多様性を対象とした、この専攻らしい研究成果を発信するものとなりました。また、私が担当した授業のレポート集(特集)や資料保存修復実習の報告等の専攻における多彩な教育活動を紹介するものや、大学院説明会での修了生による大学院進学・学び・その後についての講演、書評や専攻関係者の様々な活動をお伝えするものとなっています。ご一読いただけますと幸いです。

執筆者、査読者、編集委員はじめ関係各位のご協力を賜り、今号も無事にみなさまの元にお届けすることができました。関係者のみなさまへ改めてお礼申し上げます。専攻関係者のみなさまからの次号への投稿をお待ちしております。

投稿規程

1. 発行

- (1) 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。
- (2) 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会（以下、編集委員会）が行うものとする。
- (3) 本誌は、年一回刊行する。
- (4) 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

2. 投稿資格

- (1) アーカイブズ学専攻の教員および元教員
- (2) アーカイブズ学専攻の学生および修了生（但し、博士後期課程単位取得退学者を含む）
- (3) その他編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

- ①論文
- ②研究ノート（資料研究を含む）
- ③書評（文献紹介を含む）
- ④報告等

4. 形式と分量

- (1) 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。
- (2) 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。
- (3) 投稿原稿は、以下の各字数を上限とす

る。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

- ①論文（24000字）
 - ②研究ノート（16000字・資料研究としての性格をもつものについては20000字程度）
 - ③書評（8000字）
 - ④報告等（8000字）
- (4) 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。
 - ①題目：和文および英文
 - ②執筆者名：和文および英文
 - ③所属
 - ④連絡先：郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス
 - ⑤キーワード：5語以内
 - ⑥論文要旨（和文および英文）：和文は400字以内、英文は200ワード程度
 - (5) 執筆形式は、原則として以下の通りとする。
 - ①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。
 - ②日本語の文章は、約物（句読点、疑問符、括弧等）を含めてすべて全角を用いる。
 - ③句読点は「、」「。」を用いる。
 - ④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。
 - ⑤漢字は常用漢字を用いる。
 - (6) 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧（『』）、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧（「」）でつつむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。
 - (7) 注は、本文中の当該箇所の末尾に〔1〕、〔2〕のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用

した文献はすべて注に含める。

- (8) 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。
- ①単行本の場合：著（編）者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数
 - ②雑誌論文の場合：著者名、論文題名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数
 - ③電子ジャーナルの場合：著者名、論文名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先（入手日付）
 - ④ウェブサイトの場合：著者名、“ウェブサイトの題名”、ウェブサイトの名称、入手先（入手日付）
- (9) 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

5. 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえで、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

6. 発行スケジュール

- (1) 原稿締切：9月末日
- (2) 発行予定：2月末日

7. 審査と採否

- (1) 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。
- ①先行研究の把握 ②独創性
 - ③実証性 ④論理性 ⑤表記・表現
- (2) 論文の採否は、(1)により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。3で定める他のジャンルの採否も、(1)に掲げる審査基準に準じて、編集委員

会が審査・決定する。

- (3) 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。
- (4) 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

8. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。
- (2) 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。
- (3) 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。
- (4) 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

9. 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科

アーカイブズ学専攻事務室

TEL：03-5992-1278

E-mail：gcas-off@gakushuin.ac.jp

附則

- (1) 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。
- (2) 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。2020年10月10日改訂。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報
第15号

[発行日] 2026年3月6日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : 03-5992-1278 (直通)

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/>

[表紙デザイン] 木村稔将

[デザイン・印刷] ヨシダ印刷株式会社

GCAS Report Vol. 15

2026-3-6

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL : +81 3 5992 1278

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/en/>

Cover design : Toshimasa Kimura

Design and Print : Yoshida Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

